津山市地域防災計画

【震災対策編】

令和５年度版

津 山 市 防 災 会 議

津山市地域防災計画（震災対策編）　令和５年度版　目次

第１章　総則 1

第１節　総則 1
第２節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 2
第３節　津山市の防災環境 11
第４節　断層型地震の被害想定 13
第５節　南海トラフの巨大地震の被害想定 16
第６節　地震防災対策の実施に関する目標 18
第７節　震災に関する調査研究 19

第２章　震災予防計画 20

第１節　自立型の防災活動の促進 20
第１項　防災知識の普及啓発計画 *20*
第２項　防災教育の推進計画 *23*
第３項　自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画 *25*
第４項　防災ボランティア養成等計画 *27*
第５項　住民、地域、企業等の防災訓練計画及び参加 *28*
第６項　地域防災活動施設整備計画及び推進 *30*
第７項　要配慮者等の安全確保計画 *31*
第８項　物資等の確保計画 *35*
第２節　迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理） 40
第１項　災害応急体制整備計画 *40*
第２項　情報の収集連絡体制整備計画 *44*
第３項　保健医療活動に係る体制整備 *48*
第４項　救助、救急、医療体制、保健医療体制整備計画 *48*
第５項　指定緊急避難場所及び避難路等整備計画 *55*
第６項　避難及び避難所の設置・運営計画 *56*
第７項　災害救助用資機材の確保計画 *62*
第８項　建設用資機材の備蓄計画 *63*
第９項　地域防災活動拠点整備計画 *63*
第 10 項　緊急輸送活動計画 *64*
第 11 項　消防等防災業務施設整備計画 *65*
第 12 項　広域的応援体制整備計画 *66*
第 13 項　行政機関防災訓練計画 *68*
第 14 項　公的機関等の業務継続性の確保 *69*
第３節　地震に強いまちづくり 70
第１項　建物、まちの不燃化・耐震化計画 *70*
第２項　公共施設等災害予防計画 *73*
第３項　ライフライン（電気、ガス、水道等）等施設予防計画 *78*
第４項　廃棄物処理体制整備計画 *88*
第５項　危険物施設等災害予防計画 *90*

第６項　有害物質等災害予防計画. 92
第７項　流出油等災害予防計画. 93
第８項　地盤災害予防計画. 93

第３章　震災応急対策計画. 96

第１節　応急体制. 96
第１項　応急活動体制. 96
第２項　地震情報の種別と伝達計画. 98
第３項　被害情報の収集伝達計画. 99
第４項　災害救助法の適用. 101
第５項　広域応援. 103
第６項　自衛隊災害派遣要請. 104
第２節　緊急活動. 107
第１項　救助計画. 107
第２項　資機材調達計画. 109
第３項　救急・医療計画. 110
第４項　避難及び避難所の設置・運営計画. 116
第５項　道路啓開. 123
第６項　交通の確保計画. 125
第７項　消火活動に関する計画. 126
第８項　危険物施設等の応急対策計画. 127
第９項　災害警備活動に関する計画. 129
第 10 項　緊急輸送計画. 130
第 11 項　救援物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画. 131
第 12 項　ボランティアの受入、調整計画. 134
第３節　民生安定活動. 135
第１項　要配慮者支援計画. 135
第２項　被災者に対する情報伝達広報計画. 138
第３項　風評・パニック防止対策計画. 141
第４項　食料、飲料水、生活必需品等の供給計画. 141
第５項　遺体の捜索・処理・埋火葬計画. 144
第６項　災害時廃棄物等応急処理計画. 145
第７項　防疫及び保健衛生計画. 149
第８項　文教対策計画. 151
第４節　機能確保活動. 154
第１項　ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画. 154
第２項　住宅応急対策計画. 161
第３項　公共施設等応急対策計画. 164

第４章　震災復旧・復興計画. 168

第１節　復旧・復興計画. 168
第１項　地域の復旧・復興の基本方向の決定. 168
第２項　被災者等の生活再建等の支援. 168

第３項　被災中小企業の復興の支援 170
第４項　公共施設等の復旧・復興計画 171
第５項　激甚災害の指定に関する計画 172
第２節　財政援助等 173
第１項　災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画 173
第２項　災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画 174
第３項　義援金の配分計画 176
第３節　復興本部の設置及び復興計画 177

第１章　総則

第１節　総則

１　計画の目的及び基本理念等

本計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定に基づき、津山市防災会議が、市及び市域に係る防災関係機関、団体等が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、市域並びに市域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目指す。

また、災害対策の実施に当たっては、国土強靭化基本計画及び岡山県国土強靭化地域計画の基本目標を踏まえ、市及び国、県、指定公共機関が、それぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市及び国、県を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、市及び国、公共機関、県、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じる。さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていく。

２　計画の性格

地震災害には、突発性、被害の広域性、火災等二次災害の発生といった一般災害とは異なった特徴がある。このため、本計画は、本市の地域における震災対策を体系化したものであって、「津山市地域防災計画」の中の「震災対策編」とするものであり、災害対策基本法第２条第１項に定める災害のうち地震に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を示すものである。その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

３　計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

①　市本部　　津山市災害対策本部をいう。

②　県本部　　岡山県災害対策本部をいう。

③　市防災計画　　津山市地域防災計画をいう。

④　県防災計画　　岡山県地域防災計画をいう。

⑤　市本部長　　津山市災害対策本部長をいう。

⑥　県本部長　　岡山県災害対策本部長をいう。

⑦　消防組合　　津山圏域消防組合をいう。

⑧　防災関係機関

津山市、津山圏域消防組合、岡山県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。

⑨　県警察　　岡山県警察をいう。

⑩　避難場所

災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所。

⑪　指定緊急避難場所

災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市町村長が指定したもの。

⑫　避難所

公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設。

⑬　指定避難所

災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市長が指定したもの。

⑭　要配慮者

高齢者や障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を有する者。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。

⑮　避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

第２節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

1　実施責任

(1)　市

市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2)　県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(3)　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を講じる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2　処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 市（津山市消防団）、消防組合

①　防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
②　自主防災組織の育成を行う。
③　災害に関する予警報等の発令及び伝達を行う。
④　災害情報の収集及び伝達を行う。
⑤　災害広報を行う。
⑥　高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令を行う。
⑦　災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
⑧　被災者の救助を行う。
⑨　被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受け入れを行う。
⑩　県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
⑪　被害の調査及び報告を行う。
⑫　災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
⑬　水防活動及び消防活動を行う。
⑭　被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
⑮　被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
⑯　公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
⑰　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
⑱　水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
⑲　公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災及び災害復旧を行う。
⑳　危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
㉑　高層建築物等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
㉒　交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
㉓　防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検を行う。
㉔　被災者からの申請に応じて、住家被害などの被害状況を調査し、罹災証明書を交付する。

(2) 県

①　防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
②　災害に関する予報及び警報の発令及び伝達を行う。
③　災害情報の収集及び伝達を行う。
④　災害広報を行う。
⑤　市町村の実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
⑥　災害時におけるボランティア活動の支援を行う。

⑦　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に基づく被災者の救助を行う。

⑧　水防法（昭和２４年法律第１９３号）、地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）に基づく立退きの指示を行う。

⑨　災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。

⑩　水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。

⑪　被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。

⑫　公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。

⑬　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。

⑭　緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。

⑮　防災に関する施設、設備の整備を行う。

⑯　公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災及び災害復旧を行う。

⑰　救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくはあっせんを行う。

⑱　危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。

⑲　高層建築物、地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。

⑳　自衛隊の災害派遣要請を行う。

㉑　指定行政機関に災害応急対策等のための職員の派遣要請を行う。

㉒　市町村長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。

㉓　内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。

㉔　市町村が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。

㉕　指定行政機関又は指定地方行政機関に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。

㉖　市町村が災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に物資又は資材の供給に必要な措置を行う。

㉗　運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資若しくは資材又は被災者の運送の要請、指示を行う。

㉘　有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

(3) 県警察

①　災害警備実施計画に関する業務を行う。

②　災害警備用装備資機材の整備を行う。

③　災害情報の収集、伝達及び被害調査を行う。

④　救出救助及び避難誘導を行う。

⑤　行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。

⑥　交通規制、緊急通行車両の確認等の交通対策に関する業務を行う。

⑦　犯罪の予防、取締り、その他治安維持に関する業務を行う。

⑧　関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

(4) 指定地方行政機関（市域を管轄する出先機関等）

［中国四国農政局］

①　災害時の政府所有米穀の供給に係る情報提供を行う。なお災害時の政府所有米穀の供給については、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成２１年5月２９日付、２１総食第１１３号

総合食糧局長通知)」に基づき実施するものとする。
［近畿中国森林管理局（岡山森林管理署)］
① 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹及び渓間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
② 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
③ 国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。
④ 応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
⑤ 市長から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付け又は使用の要請があったときは、これに協力する。

［大阪管区気象台（岡山地方気象台)］
① 気象、地象、水象の観測及び成果の収集、発表を行う。
② 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。
③ 気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報・噴火警報等を関係機関に通知する。
④ 気象庁本庁が発表する緊急地震速報（警報）について、岡山地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
⑤ 市や県、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

［中国総合通信局］
① 災害時に備えての電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための指導並びに電気通信の監理を行う。
② 非常通信協議会の育成指導を行う。
③ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理を行う。
④ 災害対策用移動通信機器等を貸与し、及び携帯電話事業者等に対し貸与要請を行う。

［津山労働基準監督署］
① 労働基準法（昭和２２年法律第４９号）適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
② 被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
③ 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏洩防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。

④　作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
⑤　災害応急工事、災害復旧工事等に対する指導監督等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
⑥　被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
⑦　被災の場合労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。
⑧　災害原因調査を行う。

［中国四国地方環境事務所］
①　廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
②　災害時における環境省本省との連絡調整を行う。
③　家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。

［中国地方整備局（岡山国道事務所津山出張所）］
①　一般国道５３号直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。
②　災害時における直轄国道の交通規制及び災害復旧工事を行う。
③　緊急を要すると認められる場合は、申合せに基づく適切な応急措置を実施する。

(5) 自衛隊（陸上自衛隊第１３特科隊）

災害派遣要請者（知事、管区海上保安本部長、空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備品等によって異なるが、通常、次のとおりである。
①　被害状況の把握を行う。
②　避難の援助を行う。
③　遭難者等の捜索救助を行う。
④　水防活動を行う。
⑤　消防活動を行う。
⑥　道路又は水路の啓開を行う。
⑦　応急医療・救護・防疫を行う。
⑧　人員及び物資の緊急輸送を行う。
⑨　給食及び給水を行う。
⑩　入浴支援を行う。
⑪　救援物資の無償貸付け又は譲与を行う
⑫　危険物の保安及び除去を行う。
⑬　その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

(6) 指定公共機関

［日本郵便株式会社（津山郵便局）］
①　被災者に対する郵便はがき等の無償交付を行う。
②　被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。

③　被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
④　被災者救助団体に対するお年玉付郵便はがき等寄附金の配分を行う。

［西日本旅客鉄道株式会社（岡山支社)］
①　線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
②　災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
③　死傷者の救護及び処置を行う。
④　対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

［西日本電信電話株式会社（岡山支店)］
①　災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
②　防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
③　防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
④　発災後に備えた災害応急対策資機材、人員の配備を行う。
⑤　災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
⑥　地震情報、津波警報等を市町村へ連絡する。

［株式会社ＮＴＴドコモ（岡山支店)、ＫＤＤＩ株式会社（中国総支社)、ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課)、楽天モバイル株式会社］
①　災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
②　防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。
③　防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
④　発災後に備えた災害応急対策資機材、人員の配備を行う。

［日本銀行（岡山支店)］
①　通貨の円滑な供給の確保

　被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。

　なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

②　輸送、通信手段の確保

　被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信手段の活用を図る。

③　金融機関の業務運営の確保

　関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

④　金融機関による非常金融措置の実施

　必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関等に対し、次のような措置を講じるよう要請する。

ア　預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ　被災者に対して定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出し等の特別取扱いを行うこと。

ウ　被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ　損傷日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

⑤　各種金融措置に関する広報

上記③及び④で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

⑥　①から⑤までに掲げるもののほか、必要に応じ所要の災害応急対策を実施する。

［日本赤十字社（岡山県支部)］

①　必要に応じ、所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療、助産その他の救助を行う。

②　緊急救護に適する救助物資（毛布・緊急セット（日用品等)）を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。

③　赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。

④　輸血用血液製剤の確保供給を行う。

⑤　義援金の募集等を行う。

［日本放送協会（岡山放送局)］

①　気象等の予警報及び被害状況等の報道を行う。

②　防災知識の普及に関する報道を行う。

③　緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。

④　義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

［中国電力ネットワーク株式会社］

①　電力施設の防災対策及び防災管理に関すること。

②　災害時における電力の供給確保に関すること。

③　被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること。

［日本通運株式会社（津山支店)］

①　災害時における県知事の車両借り上げ要請に対する即応体制の整備を図る。

②　災害時における物資の緊急輸送を行う。

［西日本高速道路株式会社（中国支社津山管理事務所)］

①　災害防止に関すること。

②　交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関すること。

③　災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関すること。

④　災害復旧工事の施工に関すること。

［国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）］
原子力災害の防止及び応急対策を行う。

(7) 指定地方公共機関等

［各民間放送会社（山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社）］
日本放送協会に準ずる。

［ケーブルテレビ（株式会社テレビ津山）］
日本放送協会に準ずる。

［津山ガス株式会社］
① ガス施設の災害予防措置を講ずる。
② 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して、早期供給再開を図る。
③ 電気事業者との応急復旧の調整を行う。

［岡山県ＬＰガス協会津山支部］
① ＬＰガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。
② 災害時におけるＬＰガス供給の確保を図る。

［一般社団法人岡山県トラック協会（美作支部）］
① 緊急輸送対策非常用備品等の整備、備蓄を実施する。
② 災害応急活動のための各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。
③ 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
④ 災害時の遺体の搬送に協力する。

［岡山県貨物運送株式会社（津山主管支店）］
日本通運株式会社に準ずる。

［津山市医師会］
① 医療及び助産活動に協力する。
② 防疫その他保健衛生活動に協力する。
③ 災害時における医療救護活動を実施する。
④ 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。
※ 日本医師会の編成する災害医療チーム
日本医師会の名の下に、岡山県医師会が、地区医師会を単位として編成する災害医療チーム（ＪＭＡＴ（ジェイマット））。

(8) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

［災害拠点病院］
① 災害時に多発する重篤救急患者の救急医療を行う。
② 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。
③ 災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。

④　地域の医療機関への応急用資器材の貸出しを行う。

※　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ（ディーマット））

災害の急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、地域医療搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。

［災害時精神科医療中核病院］

①　災害時にひっ迫する精神科医療について診療機能を提供する。
②　医療施設の被災により転院を必要とする精神疾患患者について、転院の調整を行う。
③　被災により入院機能が低下した精神科医療施設に対し、医療スタッフの派遣・あっせんを行う。
④　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の受入れ・派遣を行う。

※　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ（ディーパット））

災害の急性期（おおむね72時間以内）から被災地域の精神保健医療体制が復興するまでの間に活動する、精神科医師、看護師、その他医療従事者で構成される、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的とした災害派遣精神医療チーム。

［水防管理団体］

①　水防施設、資機材等の整備及び管理を行う。
②　水防計画の作成及びその実施を推進する。

［水道事業者］

①　災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
②　被災水道の迅速な応急復旧を図る。

［農業・経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等）］

被災調査を行い、対策指導並びに必要機材及び融資のあっせんについて協力する。

［文化、厚生、社会団体（社会福祉協議会、赤十字奉仕団、青年団、婦人会等）］

被災者の応急救助活動及び義援金の募集等について協力する。

［危険物施設の管理者］

自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には、防災活動について協力する。

［アマチュア無線の団体］

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

［その他重要な施設の管理者］

自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には、防災活動について協力する。

第３節　津山市の防災環境

１　災害履歴

津山市に影響を及ぼす地震としては、主に陸域の浅い地震で震源が近い、いわゆる直下型地震と、南海トラフ沿いで発生する巨大地震（いわゆる海溝型巨大地震）とがある。

過去の地震履歴は、以下の表のとおりである。

(1) 津山市に震度４以上の揺れをもたらしたと推定される地震（明治 34 年以前）

年代	震　源　地	規 模（M)	備　　　　　考
1707	駿河湾－四国沖	８．６	宝永地震　岡山、津山等で震度５
1710	伯耆・美作	６．５程度	津山で震度４～５
1711	伯耆	６．２程度	県北で被害

(2) 津山市で震度４以上を観測した地震（明治 35 年以降）

発生年月日	震　　　度	被　　　害	震央地名（地震名）	規 模（M)
S 5,12,21	岡山３、津山５		広島県北部	５．９
S18, 9,10	岡山５、津山４		鳥取県東部（鳥取地震）	７．２
H 7,1,17	岡山４、津山４	負傷者１人	大阪湾　【平成７年（1995 年）兵庫県南部地震】	７．３
H12,10,6	新見、真庭５強 津山４（加茂町、阿波、新野東、中北下）		鳥取県西部 【平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震】	７．３
H28,10,21	真庭、鏡野５強 津山４（林田、加茂町小中原、山北、新野東、中北下、加茂町塔中、阿波）		鳥取県中部	６．６
	鏡野４			５．０

※　平成７年（1995 年）までは気象官署の震度。【　】は気象庁が名称を定めた地震である。

２　自然環境の特性

(1) 概要

本市は、岡山県の北東部で、中国山地と吉備高原のほぼ中間にある津山盆地に位置し、東は勝田郡奈義町及び勝央町、西は苫田郡鏡野町及び真庭市、南は久米郡美咲町、北は鳥取県とそれぞれ接している。

また、県下三大河川の一つである吉井川があり、その吉井川水系の一級河川が数多くあり、市域内を網の目のように流下し支川を集めながら吉井川へ流入している。その吉井川は、市の市街地の中央南部を西から東へ貫流し、市東部で南折して久米郡美咲町へと流下し、瀬戸内海に注いでいる。

市の面積は、５０６．３３ｋ㎡で、岡山県の全面積の７．１％を占めている。

経緯度、標高（市役所位置）　東経　１３４度００分１６秒
北緯　３５度０４分０９秒
海抜　９５．２ｍ

(2) 地形

市中央部は、概して平坦地であり、市東部、西部は、ともに緩やかな丘陵地と平野が混在し、北部は、鳥取県との県境をなす標高１，０００ｍから１，２００ｍの中国山地の南面傾斜地であり、南部は、標高１００ｍから２００ｍのなだらかな山地と丘陵地で、吉備高原に続いている。

(3) 地質

津山盆地の基盤をなす地層は、古生層で秩父古生層に属し、この上に厚さ２００ｍ余りの中新統があり、東西に広がっている。市の北部の山地は、中国脊梁山地であって、花崗岩からなっており、南部の丘陵性山地は、古期流紋岩質角礫岩が広く分布し、これらに挟まれた中央平坦地には、第三紀層及び第四紀層が分布している。

(4) 豪雪地帯

津山市（旧久米町を除く）は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）により、累年平均積雪算値が５，０００cm 日以上の豪雪地帯として指定されている。

３　社会環境の特性と変化

(1) 人口動態

津山市の人口は、昭和４０年を底に、増加傾向に転じ、昭和４５年以降５年ごとの比較ではそれぞれ４％台の増加率を示していたが、平成２年は３．０％、平成７年には２．０％と鈍化傾向を示し、平成 12 年には再び減少に転じており、平成 27 年は 99,937 人と、引き続き減少傾向にある。

また、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合、いわゆる高齢化率は31.1％で、平成27年の28.8％を上回り、さらに上昇傾向にある。

(2) 市街地の拡大

本市の平成 27 年国勢調査人口を地域別にみると、都市計画街路、土地区画整理事業の市街地周辺部への整備進展とがあいまって、市街地が北へ、西へ、東へと拡大し、その地域への人口集積が急速に進んでいる。反面、従来の中心市街地においては人口減少傾向がみられ、いわゆる人口のドーナツ化現象を呈している。

(3) 生活環境の変化

宅地化や都市的土地利用の増加などによる都市化や、工業化などの産業構造の変化は、様々な生活環境を変貌させた。

農地から宅地や工業用地への転用による土地利用、景観の変化、都市部への人口流入、兼業化の促進に伴う地域住民のライフスタイルの変化、電気、水道、ガス、電話などのライフライン及び交通網などの基盤整備の進展、都市的土地利用の拡大に伴う商業施設や文化施設の増加及び生活水準の向上等、生活環境の変化は多岐にわたり、しかも急激な変化であったといえる。

(4) 防災上の問題点

急速な宅地化や無秩序な宅地開発に伴う基盤整備の対応の困難性、新興住宅地の崖崩れ、高層建築物の出現、都市開発及び土地利用の弊害に伴う中小河川の氾濫による低地帯への浸水、安全地帯及び避難場所の縮小、危険物を包蔵する特殊建造物の増加、危険物施設の大規模化、交通の輻輳と混雑の激化による大規模な交通災害発生の危険性、生活環境の悪化による生命財産に対する危険の

増大、ライフスタイルの変化や急激な人口流入に伴う共同体意識の解体等、問題は多様である。
さらに、これらの社会環境の変化は市内でも地域差があり、特に中心市街地では老朽建築物の密集や人口減少と急速に進む高齢化、市街地周辺地域では人口増による地域の共同体意識の希薄化など、防災体制を考える際にはこれらの地域格差も問題となる。
これらはすべて社会・経済的諸条件に起因した人為的及び社会的災害か又はこれらを誘発する危険性を内包したものであり、今後の防災対策をますます困難にしているものである。
しかも今後、都市化の進展、産業構造の変化などがさらに進み、社会経済的条件が成熟するに伴い、特に都市防災の見地からの防災施設の整備、排水対策の強化、危険物の安全保管の強化、交通安全対策の確立、道路及び街区の整備、建築規制、食糧の安全保管の強化、救急対策の強化、宅地造成の規制及び用水の確保等、人為的社会的災害に対する都市の防災的構造化対策が緊急性を有する重要な課題となってくるものと見られる。

第４節　断層型地震の被害想定

1　地震等の被害想定調査について

震災対策の大綱である地域防災計画を構成している予防対策、応急対策、復旧対策の個別の計画の内容は、地震の想定、被害の想定の如何により大きく左右されることから、科学的かつ合理的な実証が必要である。
そのためには、それぞれの地域における地盤条件の把握のためのボーリング調査や地質学的な綿密な調査を実施し、地震動の想定及び液状化の発生の有無などの検討をするとともに、構造物の被害を推定するために各地盤上の建築物や構造物の把握が必要であり、またそのためには長い期間を要する。
津山市では、新たに岡山県が平成 26 年度に再評価した資料をもとに、被害の想定を行っている。
被害想定は、単に算定された被害の量（建物被害や人的被害）について着目するのではなく、地震等により発生する災害状況、地域別の災害の特徴に着目し、今後の市の防災対策をどのように推進するかの一資料とすべきものであることに留意する必要がある。

2　想定した断層型地震

本県周辺において国が定めている主要活断層の４地震に加え、近隣県が被害想定を行った地震のうち岡山県に被害の発生が懸念される８地震を対象とし、国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模を基に、南海トラフ巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて、震度分布及び液状化危険度の解析を行った。

断　　層　　名	地震の規模	断層規模（長さ:L 幅:W）	断層の調査・推計機関
山崎断層帯	M 8.0	L= 80km W=18km	国（地震調査研究推進本部）
那岐山断層帯	M 7.6	L= 32km W=26km	国（地震調査研究推進本部）
中央構造線断層帯	M 8.0	L=132km W=24km	国（地震調査研究推進本部）
長者ヶ原－芳井断層	M 7.4	L= 36km W=18km	広島県
倉吉南方の推定断層	M 7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
大立断層・田代峠－布江断層	M 7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
鳥取県西部地震	M 7.3	L= 26km W=14km	鳥取県
鹿野・吉岡断層	M 7.2	L= 33km W=13km	鳥取県

長尾断層	M 7.1	L= 26km W=18km	国（地震調査研究推進本部）
宍道湖南方の地震	M 7.3	L= 27km W=14km	島根県
松江南方の地震	M 7.3	L= 27km W=14km	島根県
宍道断層	M 7.1	L= 22km W=13km	島根県

※　地震の規模欄のMはマグニチュード

3　震度分布等

各断層型地震の概要

断　層　名	山崎断層帯（※）	那岐山断層帯（※）	大立断層・田代峠ー布江断層
マグニチュード	８．０	７．６	７．２
発　生　確　率	ほぼ0～1%	0.06～0.1%	推計していない
県内最大震度	６強	６強	６強
震度６弱以上の市町村（太字は震度６強）	津山市、**美作市**、鏡野町、勝央町、**奈義町**、西粟倉村	**津山市**、真庭市、美作市、**鏡野町**、勝央町、**奈義町**、美咲町	津山市、**真庭市**、新庄村、**鏡野町**、奈義町

注）１　断層名欄の※は主要活断層
　　２　マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し被害想定に用いたもの。
　　３　発生確率は今後３０年間に地震が発生する確率（地震調査推進研究本部、産業技術総合研究所）

4　被害想定

(1) 想定手法

国の「南海トラフ巨大地震の被害想定について」で用いられた想定手法を基本とした。

(2) 想定する季節・時間帯

南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、想定される状況が異なる３種類の季節・時間帯（自宅で就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く帰宅途上の人も多い時間帯として、冬・深夜、夏・１２時、冬・１８時の３種類）で被害想定を行った。

5　被害想定

岡山県北部では「山崎断層帯の地震」が最大で、建物全壊が約600棟となるなど甚大な被害が想定されている。

各断層別の被害想定の特徴と主な被害想定結果は、次のとおり。

(1) 山崎断層帯の地震

・美作市、奈義町で最大震度６強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域で、奈義町ではほぼ全域で、震度６弱以上の揺れに見舞われる。

・美作市・奈義町を中心に約500棟の建物が揺れにより全壊となると想定され、建物倒壊により甚大な人的被害も想定される。

・揺れが強い美作市・勝央町・奈義町、津山市を中心に、河川沿いで液状化危険度が高まる。

・避難者数は１週間後に美作市で約 3,500 人、全県で約 5,700 人と想定される。
・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被　害　項　目		県全体	主な市町村と被害想定		
	ケ　ー　ス		津山市	美作市	奈義町
最大震度		６強	６弱	６強	６強
建物全壊(棟)	冬・18 時	604	15	471	56
死者数(人)	冬・深夜	33	0	30	3
最大避難者数(人)	冬・18 時	5,680	184	3,474	532

※１）被害想定は、３種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。(以下同)
※２）建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す。(以下同)
※３）最大避難者数は、発災後１週間後の数値（以下同)

(2)　那岐山断層帯の地震
・津山市、鏡野町、奈義町で震度６強の揺れに見舞われ、特に鏡野町で大きな被害が想定される。
・津山市、鏡野町、真庭市を中心に川沿いで液状化の危険度が高まる。
・避難者数は１週間後に鏡野町で約 1,200 人、全県で約 2,100 人と想定される。
・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被　害　項　目		県全体	主な市町村と被害想定		
	ケ　ー　ス		津山市	鏡野町	奈義町
最大震度		６強	６強	６強	６強
建物全壊(棟)	冬・18 時	209	60	126	10
死者数(人)	冬・深夜	12	3	8	1
最大避難者数(人)	冬・18 時	2,078	486	1,242	220

(3) 大立断層・田代峠－布江断層の地震
・真庭市、鏡野町で震度６強の大きな揺れに見舞われ、特に真庭市北部で甚大な建物・人的被害が想定される。
・揺れが強い真庭市・鏡野町を中心に川沿いで液状化危険度が高まる。
・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

被　害　項　目		県全体	主な市町村と被害想定		
	ケ　ー　ス		津山市	真庭市	鏡野町
最大震度		６強	６弱	６強	６強
建物全壊(棟)	冬・18 時	340	21	265	50
死者数(人)	冬・深夜	20	1	16	3
最大避難者数(人)	冬・18 時	3,868	244	2,632	952

６　地震による被害への対応

断層型地震の発生確率は低いものの、今回の被害想定によれば、南海トラフ巨大地震では被害が少ないと想定されている地域でも強い揺れによる大きな建物・人的被害が発生するとともに、山間部等で孤立集落が発生し、初動期の救助・救援活動や物資の搬送に支障が生じるおそれもある。

このため、断層型地震による被害の発生が想定される地域では、住宅の耐震化や指定避難所の耐震性の点検といった取組に加え、集落単位での食料等の備蓄強化や非常時の連絡体制の確保といった孤立集落対策も検討する必要がある。

第５節　南海トラフの巨大地震の被害想定

1　岡山県が行った南海トラフの巨大地震の被害想定調査について（平成 24 年度）

南海トラフを震源とする大地震が約 100 年～150 年の間隔で発生しており、岡山県においても被害が発生している。近年では、昭和南海地震（1946 年）がこれに当たる。すでに、昭和南海地震が起きてから約 70 年以上経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部では、地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価を行っており、南海トラフ全体で今後 30 年以内にマグニチュード 8～9 クラスの地震が発生する確率は 70%～80%とされており、その発生が危惧されるところである。

岡山県において今回算定された被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、県民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料とされた。また、津山市においては、津波被害の想定はないものの、岡山県地域防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階にも深く根ざしたものである。

しかし、この想定地震の発生頻度は極めて低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要があるとされている。

2　想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード９クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定した。

3　前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いている時の方が風が弱い時よりも延焼の可能性が高いために大きくなる。

このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。

前提条件による想定される被害の特徴

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬 深夜	・自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 ※屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定
②夏	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合

昼１２時	が多い。 ・木造建物内滞留人口は、１日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 ※木造建物内滞留人口は、昼 10 時～15 時でほぼ一定 ※海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
③冬 夕１８時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

4　地震による被害

南海トラフの巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は６強となっており、最小でも５弱が想定される。津山市においては、最大震度５強が想定されている。

岡山県では、過去数十年間、震度６弱を超えるような大きな地震動は経験していない。地震では、建物や家具等の倒壊などの二次的要因により死傷する。言い換えればこの二次的要因の予防措置により、その被害を大幅に減少させることができる。

建築物の耐震性、耐火性は、昭和 56 年の建築基準法の改正以後、着実に向上している。今後も建物の更新を行うことにより、建物総量に占める耐震性を有する建物の比率を高め、建物自体の崩壊による被害をできる限り減少させることが重要である。

5　地震による被害への対応

地震動には、建築物の耐震診断・改修、インフラの耐震化等の強化が重要である。

大地震の被害は、多種多様であるが、被害を避けるための特効薬はない。

家庭においては、家具等の転倒防止、水、食料品、生活必需物資などの備蓄、火を止めることや、脱出口の確保、社会においては、多様な主体がそれぞれ身近に起こりうる被害を想像し、その被害への対応を着実に行い、それぞれが連携して対応すれば、大きな被害を出すことは避けられる。

まずは、市民一人ひとりが被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進し、地域社会の一員として「共助」し、地域の安全を確保し、社会の一員として「公助」に協力することが必要である。

6　岡山県の液状化危険度

液状化とは、地震の揺れによって水を含む土が泥水化する現象である。埋立地や河口など水分を多く含んだ砂質の地盤で発生する現象で、噴砂や地盤沈下を伴う。

東日本大震災では、震源域から遠く離れた東京湾岸でも広域に発生し、巨大地震では遠方でも液状化が発生することがわかっている。

①液状化による被害

強い地震動が続くと水を含んだ地盤自体が液状化により流動化する。その結果、地盤上の建物等の自重の支持が不可能となり、建物基礎の破壊、建物への損傷や不同沈下を生じる。特に過去に河口や海岸付近、ため池であったような場所又は埋立地など、水に関係する緩い砂質土の地域などで顕著な現象である。現況では河川や海岸からは距離がある場所であっても、その土地の形成履歴を調査すると、いわゆる地盤（土地の支持層）が相当深い場合や地下水位が高い場合がある。このような地域では、地盤調査の上、相当の液状化対策が必要である。

液状化危険度の高い場所は、農地の拡大や塩田の造成など、古くから多くの干拓や埋立事業が履行されてきた県南海岸付近の地域で高く分布しており、液状化は県南特有の特徴であるかのようにみえるが、県北や内陸においても、過去の河道付近や盛土構造の造成地などの地域にもその分布は広がっており、液状化被害への注意が必要である。また、歴史的に過去の地震動の発生時に液状化被害のあった場所においては、再度、液状化が再現される可能性が高いといわれており、こうした地域においても注意が必要である。

市民一人ひとりが、貴重な財産や安心して暮らせる環境を守っていくためにも、地域の特性を正確につかみ、今後の地震動での液状化による被害を最小化するよう取り組む必要がある。

②液状化の対策

現在、液状化被害の予防的対策として完全なものはない。特に既存建物等の地盤強化においては、既存建物を維持したまま、その地下部分に施行する必要があり、空き地に比べ高い対策費用が必要となる場合が多い。液状化については、現況にとらわれず、その地域の土地の組成、歴史に関心を持ち、必ず事前に地盤調査を履行し、地域の土地の状況、組成、地盤特性などを理解した上で、適切な対策に取り組む必要がある。

＜参　考＞液状化対策工法の類型には、以下のようなものがある。

◎締め固め：地盤自体の密度を高め、固い地盤をつくる。

◎脱　水：地下水の排水路を設け、土地の含水量を低下させる。

◎固　結：セメントなどで地盤自体を固化し、液状化を防ぐ。

◎地中壁：地中に区画壁を構築し、建物破壊、不同沈下に杭する。

◎杭　打：支持地盤への杭打ちにより基礎を補強する。

第６節　地震防災対策の実施に関する目標

1　南海トラフの巨大地震

南海トラフの巨大地震は、仮に発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、西日本を中心に甚大な被害をもたらし、人的損失や国内生産・消費活動などに大きな影響を与え、経済活動が広域化している現代では、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能の低下など、被災地域のみならず、その影響はわが国全体に及ぶ可能性があり、まさに、国難ともいえる巨大災害になるものと想定されている。

この内海トラフを震源とする大規模な地震が、これまで 100 年～150 年の周期で発生しており、岡山県においても（強い揺れなどによる）被害が生じている。

最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和 21 年の昭和南海地震が記録されており、それから既に 70 年以上が経過している。

文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価においては、今後 30 年以内にマグニチュード 8～9 クラスの地震が発生する確率は 70～80%とされており、経年的に発生確率は高まっている。

このような地震に対しては、最新の知見を活用しつつ、引き続き、ハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や想定被害の地域的特性等にかんがみて、ソフト対策も有効に組み合わせて着実に推進することが重要であり、こうした取組は、最大クラスの巨大地震への対策にもつながるものである。

2　断層型地震

岡山県において想定される断層型地震への対応は、震度分布や規模こそ異なるが、その基本的方向

や具体的な対策については、南海トラフの巨大地震の対策と何ら変わるものではない。南海トラフの巨大地震への対策を講じることにより、断層型地震への対策も同時に進むものと考えられることから、南海トラフの巨大地震と同じく被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進する。

３　地震への対応

南海トラフの巨大地震への対応は、行政、企業、地域、住民等、個々の果たすべき役割を踏まえ、それぞれが着実にその対策を果たしつつ、有機的に連携し当該地震への対策に万全を期する必要がある。

特に広範囲で発生する強い揺れに対しては、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、重要インフラの耐震化等の取組を強化していくことが重要である。さらに、企業等の事業継続の取組や家庭での備蓄の促進等、被災地域以外でも取組を進める必要がある。

第７節　震災に関する調査研究

県・市町村防災対策研究協議会、中国地方・中四国広域防災責任者会議、南海トラフ地震に関する都府県協議会、南海トラフ地震防災対策推進地域連絡協議会などの意見を参考としながら、市域にかかわる活断層の状況や、大規模地震が発生した場合に予想される液状化危険地域の状況等について、県、防災関係機関、大学等との緊密な連携のもと、被害を軽減するために必要な調査、研究を進める。

第２章　震災予防計画

第１節　自立型の防災活動の促進

第１項　防災知識の普及啓発計画

１　現状と課題

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を市民一人ひとりが持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

市は、県独自の被害想定を基にハザードマップ等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、広く住民に認識させ、迅速な対応が行われるよう周知を図る必要がある。

特に本市では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。

また、過去の大災害の教訓や災害文化を保存し、後世に伝えていく必要がある。

２　基本方針

いつどこででも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開し、地域防災力の向上を図る。

市及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門的な知見も活用しながら、地震の被害想定をはじめ、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信し、過去の大災害の教訓や災害文化の保存伝承に努める。

地震については、本震及びそれに続く地震活動による災害の危険性の周知を行うとともに、危険を回避するために必要な事前の備えと行動等について、家庭、地域、企業等に対する啓発を行い、防災知識の普及に努める。

また、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。さらに、自らを守るとともに、お互いに助け合うことの大切さについても啓発する。

なお、啓発を効果的に行うため、対象者や対象地域などを明確にして実施するよう努める。

３　対　策

(1) 実施主体

［市］

①　市は、住民に対して積極的に事前の備えの重要性や地震による災害の危険性、必要な行動など基本的な防災知識の普及啓発を図る。

②　市は、最新の知見に基づく地震の被害想定を基に、地域住民の適切な避難や防災活動に資する

防災マップ、地震時の行動マニュアル等を作成し、その普及を図る。

③　市は、避難場所や指定避難所、避難路を指定し、わかりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど日頃から周知しておくものとする。

④　市は、防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

⑤　市町村は、災害発生時に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

⑥　市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。

⑦　市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。

［市及び商工会・商工会議所］

市、商工会・商工会議所は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。

［県］

県は、防災対策の基礎資料となる最新の知見に基づく地震・津波の被害想定の周知をはじめ、防災知識の普及・啓発、災害教訓の収集と伝承に向けた市の取り組みを支援し、自らもあらゆる機会をとらえ、積極的に普及・啓発活動を行う。また、報道機関等の協力を得て、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用した防災知識の普及啓発の取組を行う。

［住民］

住民は、地域における地震による被害状況をはじめ、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家族内の連絡体制、避難場所等について家族間で共有しておくなど、日頃から防災知識の習得に努める。

また、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における防災訓練、自主防災組織活動などへの参加、ハザードマップの活用を通じ、地域の防災力向上に努める。さらに、住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

［企業等］

企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努める。防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保及び複数化、流通拠点の複数化、重要なデータやシステムの分散管理等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

その際、一企業内にとどまらず、企業間や業種を超えた連携に取り組む。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、自らが提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後７２時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

市、県及び各業界の民間団体は、必要な情報提供等、企業への効果的な支援に努め、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国、県、及び市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

［住民及び事業者］

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じ当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

⑵ 家庭、地域においての普及対策

① 防災知識の啓発は家族単位から始め、町内会等を通じて災害対応の地域連帯感を高める。

② 市及び県は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。

・住宅の耐震化、「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や、同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

・さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動

・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、

家庭内の連絡体制、初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法など
・ハザードマップ等により、住民が地域の災害リスクやその根拠を理解するための周知
・広域避難の実行性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

③　地震保険

市及び県は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける地震保険の普及促進に努める。

④　電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(3) 事業所、職場においての普及対策

事業所及び職場については、従業員等の安全の観点からそれぞれの事業所に対して、次の事項の防災意識の高揚を図る。

①　経営者（責任者）に防災知識を啓発すること。
②　従業員等に対し、積極的な防災教育・訓練をすること。
③　災害時の行動マニュアルを作成すること。
④　災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。

(4) 不特定多数が利用する施設の普及対策

不特定多数の者が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設、駅等）については、個々の施設の特性に配慮しながら、次の事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。

①　それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。
②　利用者の立場に立ち、施設の防災措置を推進すること。
③　防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。

(5) 緊急地震速報の普及・啓発

市及び県等は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第２項　防災教育の推進計画

1　現状と課題

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を市民一人ひとりが持ち、平素から災害に対する備えを心がけることが重要である。

また、防災対策が有効に実施されるためには、一人ひとりが主体的に行動することが重要であり、今後の地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たす小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことが必須である。こうした幼少期からの防災教育と防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さと困難に立ち向かう力を育む文化を醸成する必要がある。

特に、本市では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて

継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。

2　基本方針

災害から児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を図るため、必要な計画を策定し、その推進を図る。

3　対　策

市は、県と協力して、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、学校においては、外部の専門家や保護者等との協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

また市は、国、公共機関及び県と協力して、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配付、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

(1) 実施主体

［市］

市は、地域の実態に応じた必要な計画を策定し、実施するものとする。

［県（総務部、教育委員会)］

県は、地震発生時における児童生徒等の安全の確保を図るため、市町村等の取組について、支援・協力を行う。

［国公私立各学校管理者］

国公私立各学校管理者は、市町村の実施する計画に準じ、各学校園等の実態に応じた計画を策定し、実施するものとする。

(2) 防災上必要な組織の整備

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(3) 防災上必要な教育の実施

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

①　児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災知識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

②　地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

③　関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

市及び県は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

④　防災知識の普及

市及び県は、ＰＴＡ、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

(4) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとりうるよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

①　児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定めその周知徹底を図る。

②　避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

第３項　自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画

１　現状と課題

災害が発生したときに被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域の安全は地域で守るという共同意識に基づき、地域の防災力を高めておくことが必要であるが、この地域防災力の向上の要となるのが住民の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

地域防災力の向上は喫緊の課題であるため、自主防災活動の活性化を図る必要がある。

市は、発災時の甚大な被害と膨大な避難者への対応が必要となり、避難所運営そのものに主体的にかかわることが困難となる。そのため、自主防災組織等が地域住民等の協力を得ながら、主体的に避難所運営ができるように努める必要がある。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実が必要である。

２　基本方針

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

①　平常時の活動

ア　防災知識の普及

イ　防災訓練の実施

ウ　火器使用設備器具等の点検

エ　防災用資機材等の整備

オ　要配慮者の把握

② 災害時の活動

ア 災害情報の収集及び伝達

イ 初期消火等の実施

ウ 救助・救急の実施及び協力

エ 避難誘導の実施

オ 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

カ 要配慮者の支援

キ 避難所運営

自主防災組織がない場合には地域の防災活動に大きな支障が生じるということなどの自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、消防団の充実や活性化を図るとともに、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる市町村や消防団の活動を支援する。

3 対 策

(1) 実施主体

［市］

市は、平常時から、声かけ、見守り、犯罪防止活動などを通じて、人々がつながりを持った、災害に強い地域コミュニティの再生を図る。また、県と協力し、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を進めるとともに、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修の実施や防災士等の資格の取得の奨励等を行うことなどにより、組織の育成・充実を図る。

また、女性消防団員・若手消防団員の確保等に積極的に取り組み、消防団の充実や活性化を図る。

［県（危機管理課、消防保安課）］

県は、市における自主防災組織の設置、育成及び自主防災組織の活性化に向けた取組や消防団活動を支援するとともに、自らも普及啓発活動を行い、地域防災力の向上を図る。

(2) 地域の自主防災組織

① 自主防災組織の育成に当たっては、地域の実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促すなど、効果的な普及を図る。

② 自主防災組織は、町内会単位の組織を目指し、地域消防団と関連付け、団員が指導的役割を担う等の方策を図る。

③ 県・市等における各種研修会等により、リーダーの育成を行う。

(3) 企業等の自主防災組織

企業等は、平常時から地方公共団体の防災関係部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体との連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等により、地域防災力の向上に積極的に貢献する必要がある。

また、それぞれの企業等の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努める。

企業等は、災害時には従業員、利用者等の安全を守り、地域住民として、災害の拡大防止活動に協力する必要がある。

(4) 消防団の充実・活性化

県は、消防団等のニーズを把握し、それを踏まえて消防学校におけるカリキュラムの充実を図るとともに、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる市町村や消防団を対象として、研修会や出前講座を開催するなど、その活動を支援する。

（資料）　・自主防災組織　（資料編第６－１）

第４項　防災ボランティア養成等計画

１　現状と課題

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えた行政需要が発生することは容易に予想されるところである。災害発生直後から生活再建に至るまで、必要な人命救助や負傷者の手当をはじめとした初期対応、救援物資の仕分けや搬送、避難所等の生活支援、生活再建のための相談など多岐にわたる需要が発生し、行政だけでは質量ともに対応不可能な事態が予想され、多彩な活動を行うボランティアへの期待が高まることとなる。

特に災害時には、特別な技能知識を要する専門ボランティアの需要が高まること、また一般のボランティア活動を効率的に進めるうえで、現場において的確な判断と活動ができるボランティアリーダーが求められることなどから、これらボランティアの養成と登録を平常時から実施しておく必要がある。

また、防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、市、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

２　基本方針

ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、県災害救援専門ボランティアの研修・登録や災害発生時の一般ボランティアの受け入れ体制の整備を行い、災害時におけるボランティア活動の円滑化を図るとともに、関係機関相互のネットワーク化を推進する。

３　対　策

(1) ボランティアの養成、登録

［市］

市は、災害発生時に、市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会等と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティア養成等について検討する。

［県］

災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、要約筆記、手話通訳、外国語通訳・翻訳及び建築物応急危険度判定）を平常時から登録し、把握するとともに、専門分野別の研修や実践型訓練の実施により登録ボランティアの技術向上等を図る。

［関係団体］

日本赤十字岡山県支部、社会福祉協議会等の関係団体は、県や市と協働し、ボランティア養成やボランティア意識の醸成に協力する。

［市、県］

市及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

(2) ネットワーク化の推進

［県、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会］

県、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会は、定期的な連絡会議の開催等により、相互の連携を促進することにより、災害発生時においてボランティア活動を円滑に実施できるよう努める。

［社会福祉協議会］

県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会は、災害発生時において迅速な対応ができるよう、近隣府県の社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図る。

［市、県］

市及び県は、災害時（この項では復興期を含む）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及びＮＰＯ・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

また、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

第５項　住民、地域、企業等の防災訓練計画及び参加

１　現状と課題

いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするため、日頃から住民、地域、企業等が各種訓練を行い、防災活動に必要な知識、技能を習得しておく必要がある。例えば東日本大震災では、実際に指定緊急避難場所・指定避難所に避難した住民はほとんどが事前に避難訓練に参加した人達であり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。

このため、平常時から防災訓練を繰り返し実施することが大切である。

２　基本方針

災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織の防災訓練を実施する。

なお、教育機関は、防災教育の一環として防災訓練の充実を図る。

市及び県は、自衛隊等国の機関と協力し、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図り、訓練を行う。

また、防災訓練を実施する際には、女性、高齢者及び障害のある人など、要配慮者の参画の促進に務める。

3　対　策

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対応業務を習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1)　訓練計画の策定

［市、県］

市、県は、自主防災組織の防災訓練計画の指導、助言に努める。

［自主防災組織、企業等］

住民、地域、企業等は、それぞれ防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。

(2)　自主防災組織の防災訓練

①　防災訓練項目

ア　情報連絡訓練

情報収集 ： 地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。

情報伝達 ： 防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する。

イ　消火訓練

消火器等の消火用資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

ウ　避難訓練

各個人　 ： 避難時の携行品等のチェック

組織単位 ： 組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた指定緊急避難場所・指定避難所まで安全に避難できるようにする。

エ　給食給水訓練

炊き出し、ろ水器等により食料や水を確保する方法、技術を習得する。

オ　救助救急訓練

最低限必要な人工呼吸、心臓マッサージ、応急手当のほか、備えつけの資機材やＡＥＤ（自動体外式除細動器）の使用方法に習熟する。

救護所への連絡、搬送の方法等を習得する。

②　総合訓練

自主防災組織の各班が有機的かつ効果的に防災活動ができるようにするために、次のような点に配慮する。

ア　市又は消防機関が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。

イ　自主防災組織と事業所防災組織等とが共同して訓練をする。

(3)　ＮＰＯ・ボランティア等との連携

市、県は、防災訓練を実施する際は、ＮＰＯ・ボランティア等にも参加を求め、協力体制の強化、予防及び応急対策機能の向上を図るものとする。

第６項　地域防災活動施設整備計画及び推進

１　現状と課題

地震災害時における自主防災組織の役割は重要であり、地域の防災活動の拠点となる施設を整備する必要がある。

２　基本方針

各地域の実情（都市形態、集落形態）等を考慮し、地震の防災活動にも配慮した整備を進める。

３　対　策

(1) 活動施設の整備

市は、国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、指定避難所や公民館等に併設して、平常時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。

①　自主防災組織の初期消火、救護等の活動に必要な資機材を整備するための倉庫を整備する。

②　地域の広場、公園等については、応急活動や避難生活に必要となる資機材、水道、照明、トイレ等防災面に配慮した施設を整備する。

③　地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の改善を図る。

(2) 整備における財政支援制度等

名　　称	補助者	対象事業	事業主体	財政措置
コミュニティ助成事業	(財)自治総合センター	・　地域防災組織育成助成事業 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業	市町村 自主防災組織等	助成金額 ３０万円～２００万円
防災対策事業（防災基盤整備事業）	消防庁	１　消防防災施設整備事業 防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等の整備 ２　消防広域化対策事業 市町村の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設等の整備	市町村等	計画に基づく事業については、防災対策事業債を充当し、その充当率は７５％（デジタル化関連事業等については９０％）とする。その元利償還金の３０％（デジタル化関連事業等については５０％）に相当する額については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する。

防災対策事業（公共施設等耐震化事業）	消防庁	・　地域防災計画上の避難所とされる公共施設及び公用施設 ・　災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（庁舎を含む） ・　不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む）等	市町村等	計画に基づく事業については、防災対策事業債を充当し、その充当率はおおむね９０％とする。その元利償還金の５０％に相当する額については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する。

第７項　要配慮者等の安全確保計画

１　現状と課題

近年の都市化、高齢化、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。在宅生活者でも、独り暮らしや高齢夫婦のみの世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えており、中には、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい者（避難行動要支援者）もいる。

また、自立した生活のために介護機器、補装具、特定の医療用品などを必要とする者もあるが、災害時にはその確保が困難となる。そのため、要配慮者の置かれている状況や特性に応じた対策が適切に講じられる必要がある。

さらに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活が困難な要配慮者のための福祉避難所の確保が求められている。

２　基本方針

要配慮者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、特に避難行動要支援者については、平常時より居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき、災害発生時の避難支援等に利用する。

また、医療・福祉対策との連携の下で要配慮者に速やかな支援を行うための協力体制の確立等を図るとともに、防災施設等の整備、防災拠点スペースの設置、福祉避難所等の確保を行う。

さらに、社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設、設備の点検、整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

さらに、地域においては、自主的な防災組織の設置･育成により、要配慮者の安全確保に対する体制を整備するとともに、災害時に適切に避難行動をとることができるよう、日頃から地域と連携することで、要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。

３　対　策

（１）避難行動要支援者名簿の作成

［市］

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効

果的に利用することにより、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努める。

また、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画には、次の各項目について記載するものとする。

ア　避難行動要支援者名簿

（ア）避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、消防、警察、民生児童委員協議会、消防団、地域の自主防災組織、町内会・自治会、社会福祉協議会等の関係機関及び市の関係部局に所属する者とする。

（イ）名簿に登載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件を満たす者とする。

①身体障害者手帳１級または２級を所有している

②療育手帳Ａを所有している

③精神障害者保健福祉手帳１級を所持している

④市の障害福祉サービスを受けている難病患者等

⑤要介護３～要介護５の認定を受けている

⑥おおむね７０歳以上の高齢者世帯で、自力避難に不安がある

⑦その他、市長が必要と認める者

（ウ）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿作成に必要な個人情報は下記のとおりとし、避難行動要支援者からの申請により、必要な情報を名簿に記載するものとする。

①本人の情報（住所、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、特記事項等）

②家族等の情報（住所、氏名、続柄及び連絡先電話番号）
③家の情報（同居人の有無、居住建物の構造等）
④支援者情報（避難支援者の住所、氏名、関係及び連絡先電話番号）
⑤支援関係情報（要援護者区分、緊急通報システムの有無等）

（エ）名簿の更新に関する事項

（オ）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

（カ）要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

（キ）避難支援等関係者の安全確保

（ク）その他、避難行動要支援者名簿の作成及び利用に関して必要な事項

イ　個別避難計画

（ア）優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方

（イ）避難支援等関係者となる者

（ウ）個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

（エ）個別避難計画の更新に関する事項

（オ）個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置

（カ）要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

（キ）避難支援等関係者の安全確保

（ク）その他、個別避難計画の作成及び利用に関して必要な事項

［住　民］

避難行動要支援者及びその家族は、災害時にその安否を連絡できるよう、居住地の市役所はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努める。

また、避難行動要支援者の近隣の住民は、日頃から避難行動要支援者に関する情報を把握しておくよう努める。

(2) 福祉避難所等の確保

［市］

市は、平常時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行うものとする。

その際、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設及び障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行うものとする。

さらに、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備を物資・器材の備蓄及び業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

また、難病のある人に対しては、県、周辺市町村と連携し、避難所の確保に努める。

［県］

県は、市が行う福祉避難所等の確保に協力するものとし、必要な場合は、社会福祉施設等の関係

団体と協力協定の締結等を行う。また、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ県内の近隣県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せてその内容を県に登録するよう要請する。県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

（福祉避難所の施設整備の例）

- 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- 通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

（福祉避難所の物資・器材の確保の例）

- 介護用品、衛生用品
- 飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- 医薬品、薬剤
- 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーテーション、小型発電機
- 車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(3) 防災知識の普及

［市］

市は、災害時における要配慮者への情報の伝達やその安否確認、避難所における支援などが適切に実施できるよう、在宅の要配慮者を含め、社会福祉協議会等と連携をとりながら、要配慮者本人やその家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知について、研修等を通じて行う。その際、子どもや外国人にわかりやすい絵本や漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いること、要配慮者のために必要な防災用品の配布等を行うことに配慮する。

さらに、市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。また、防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できるよう配慮する。

［県］

県は、市と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう必要な助言を行うものとする。また、避難行動要支援者に対して、市においては個別の支援計画などによる支援制度があることなどを周知するよう努める。

［住　民］

要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくとともに、必要な物品はあらかじめ非常持出袋等に詰め、

いつでも持ち出せるように常日頃から努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

市は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等と連携し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画の整備に努めるものとする。

(5) 生活の支援等

［市］

市は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織・自治会、福祉事業者等と連携し、地域の特性や実情を踏まえた避難行動要支援者の避難計画を定めるなど、要配慮者への避難支援や生活支援が実効性のあるものとなるよう努める。

［県］

県は、県社会福祉協議会等関係団体と連携し、市による要配慮者に関する生活支援策の確立について助言等を行う。

［住　民］

住民は、町内会、民生委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。

住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等要配慮者の生活についての知識の習得に努める。

［社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等］

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、要配慮者のいる施設にあっては、職員が手薄となる夜間の防災訓練等の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第８項　物資等の確保計画

1　物資の備蓄・調達

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

2　体制の整備

市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する必要がある。

県は発災時において、広域物資輸送拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

なお、県は、大規模・長期間の停電が発生した場合、官公庁、病院等重要施設における非常用発電機への燃料供給を優先的に行うため、あらかじめ給油口の形状や発電持続時間、油種等の情報を収集するなど燃料の優先供給体制の整備を図る。

県は、救助に必要な物資の供給等が適切かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び必要な関係者との連絡調整を行う。

3　被災地支援に関する知識の普及

市及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める必要がある。

第１　食料の確保

1　現状と課題

災害時における米穀の確保については、原則として市が地元米穀販売事業者の流通在庫から確保することになっているが、これができない場合は、政府米の引き渡しを受けることができる。なお、政府米は玄米であり、精米にした後、供給する必要がある。

その他食料、食材については、被災当初に、飲料水、燃料がなくても飲食が可能な食品（調達品）の確保を検討する必要があるが、高齢者、乳幼児、病人等に対する食料の供給に配慮するとともに、食品加工業者、外食産業等との協力協定や、他市町村との広域的な応援協定を締結し、効率的な対応を検討する必要がある。

また、市及び県は、住民等の備蓄の状況、被災のため備蓄物資を持ち出しできない場合を考慮して、補完的かつ広域的な備蓄・調達体制を確保する必要がある。

2　基本方針

市及び県は、家庭内・事業所内での食料備蓄を推進するとともに、南海トラフ地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他市町村との相互応援体制の確立、食品加工業者、外食産業等との協力体制の確保等を進め、災害時の円滑な調達体制の整備を図る。

3　対　策

［市］

市は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保、供給するため、事前に次の措置等を行う。

①　市内における緊急食料の調達、炊出しを含む配分計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定

なお、計画等の作成に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮するものとする。

② 援助食料の集積場所の選定

③ 住民、事業所等の食料備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

④ 住民等の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

［国］

農林水産省本省は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保するため、政府所有米穀の供給に係る都道府県からの手続きを定め、要請を受ける体制を整える。

［県］

県は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保するため、事前に次の措置を行う。

① 県内における緊急に必要な食料調達計画及びその実施手続きに関するマニュアルの策定

ア 大量調達が可能な食品製造業者、大型外食産業の所在地・能力等の調査

イ 調達に関する協定の締結

なお、計画等の策定に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮するものとする。

② 被災地に対する援助食品を受入れ、集積する場所の選定

③ 県民、企業等に対する食料備蓄の啓発

④ 住民及び市町村の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

［住民、事業所等］

住民、事業所等においては、「最低３日間、推奨１週間」分の食料を備蓄するように努める。

なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮するとともに、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

第２ 飲料水の確保

１ 現状と課題

被災地への飲料水の供給については、タンク車及びタンク等の保有状況は非常に少なく、また、道路の混乱と合わせて考えた場合、飲料水の供給がスムーズに行えるかどうかという問題点がある。

このため、緊急用貯水槽の整備を進めるとともに、家庭内での飲料水の備蓄も進める必要がある。

２ 基本方針

市は給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×約３リットル／日）の水を確保するものとする。

また、住民、事業所等に対して個人・家庭内・事業所等での備蓄を勧奨する。

３ 対 策

［市］

市は、以下のことについて実施するものとする。

① 水道復旧資材の備蓄を行う。

② 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。
マニュアルは、以下の事項を内容とする。
ア 臨時給水所設置場所の事前指定
イ 臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法
ウ 臨時給水所運営の組織体制（本部、現地）
エ 各臨時給水所と本部の通信連絡方法
オ 必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車、給水タンク、ろ過機等）
カ 地図等応援活動に際し必要な資料の準備

③ 給水タンク、トラック、ろ過機等応急給水用資機材を整備するとともに、配水池の容量アップを図り、緊急用貯水槽を設置し、緊急時連絡管の検討を行う。

④ 住民、事業所等に対し飲料水の備蓄の啓発と貯水や応急給水について指導を行う。また、災害時に孤立する可能性がある集落等においては、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による飲料水の備蓄や貯水を推進するなど、集落の状況に応じて必要量が確保されるよう促す。

⑤ 水道工事業者等との協力体制を確立する。

［住民、事業所等］

住民、事業所等は、１人１日３リットルを基準とし、関係人数の「最低３日間、推奨１週間」分を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で、安全性が高く、地震動により水漏れ、破損しないものとする。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

第３ 生活必需品の確保

１ 現状と課題

阪神・淡路大震災において、平常時の備えの不十分さが指摘されたが、本市においても災害の少ない地域という認識が阪神地方にも増して強く、家庭、事業所等における地震に対する生活必需品の備蓄は十分でない。また、東日本大震災においては、ガソリンや灯油等の燃料の供給が滞り、避難生活等に支障が生じた。

平常時から市及び住民は、震災直後に必要となる生活必需品が確保できる体制づくりに留意する必要がある。

２ 基本方針

市及び県は、発災後の避難生活等に必要な生活必需品の家庭備蓄を推進するとともに、家庭での備蓄や災害時の調達が困難なものなど、特に必要な品目等については、南海トラフ地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他市町村との相互応援体制の確立、民間事業者の協力体制の確保等を進め、災害時の円滑な調達体制の整備を図る。

３ 対 策

［市］

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

① 市が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目、必要数の把握

② 特定物資に係る流通在庫の定期的調査
③ 特定物資の調達体制
④ 緊急物資の集積場所
⑤ 市が備蓄する生活必需品の品目、数量及び保管場所
⑥ 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

［県］

県は、各市町村が策定した生活必需品の備蓄・調達計画を受けて、当該計画を補完する立場から県が調達すべき生活必需品について、次の事項を内容とする調達計画を策定する。また、ガソリンや灯油等の燃料については、関係団体と協定を締結し確保に努めるとともに、災害対応型給油所の充実等について検討する。

① 県が確保すべき生活必需品の品目、必要数の把握
② 県内における生活必需品の流通在庫の定期的調査
③ 食料、燃料等の緊急物資調達に関する業者との調達協定の締結
④ 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
⑤ 調達体制
⑥ 緊急物資の集積場所
⑦ 流通在庫の無い緊急物資の備蓄の検討
⑧ 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

［日本赤十字社岡山県支部］

被災者に緊急に支給する毛布、緊急セット（日用品等)、バスタオル等を確保しておく。

［住　民］

住民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、平常時から食料の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持出しの準備をしておく。

また、病院、社会福祉施設、企業、事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。

第４　個人備蓄

１　現状と課題

大規模震災時には、被害が広範囲にわたり、また、情報網及び交通網が混乱するため、食品や生活必需品等を被災者自身が調達することは困難となる。さらに、市等救援機関による救援活動についても、当該機関自体が被災することもあり、大きな制約が及ぶと予測される。

そのため、各家庭、事業所等においては、自主防災の観点から、災害直後の混乱時期を乗り切るための備えをしておくことが必要となる。

２　基本方針

住民、事業所等は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるとの考えに基づいて、平常時より食料のほか、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災品を備えておく。また、特別の医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。

市及び県は、広く住民、事業者等に災害に備えての備蓄等自主防災思想の普及啓発を図る。

３　対　策

◎個人備蓄

(1) 食料、飲料水の備蓄

住民、事業所等は、「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水を備蓄するよう努めるものとする。なお、飲料水にあっては、１人１日当たり３リットルを基準とする。

また、備蓄については、高齢者や乳幼児等の家族構成並びに食物アレルギーについても十分配慮するものとする。

(2) 生活必需品の備蓄

住民、事業所等は、災害発生時に必要となる救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等の防災用品を備え、非常持出しができるよう準備しておくよう努めるものとする。

また、持病薬等個人の特性に応じた必需品についても、非常持出しや必要時の確保方法の確認等、災害発生への対策をとっておくものとする。

(3) 個人備蓄の意識啓発

市及び県は、個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報紙や自主防災組織の活動を通じる等により、住民はもとより、社会福祉施設、事業所等に対しても意識啓発する。

また、孤立するおそれのある地区についても、重点的に啓発を行う。

住民、事業所等は、自主防災組織活動等を通じて、自ら積極的に近隣住民や従業員等の意識啓発を図ることとする。

（資料）　・食料等　（資料編第５－１）

第２節　迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理）

第１項　災害応急体制整備計画

１　現状と課題

地震は前ぶれなく不意に起き、被害が同時に、かつ広域的に多発することから、災害発生に備えて即座に対応できる体制の整備を図る必要がある。

また、大規模地震の後の複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実しておく必要がある。

このような災害への対応は、単独の自治体のみでの対処は不可能であることから、他の地方公共団体間、関係機関間のほか企業等との間で協定を締結し、連携強化を進め、災害発生時に各主体により迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど実効性の確保に留意する。

また、交通の途絶、通信網の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合など、初動体制の確保が困難となることが予想されるため、これらの点も踏まえた体制作りが重要である。

先に発生した地震等の災害で大きな被害を受けた後、再び時間差を置いて新たな災害が発生した場合には、建物等の被害、応急対策への支障、地盤の崩壊や液状化等のように、二度発生することによ

る被害の増大、救助・捜索等の活動中での発生による二次災害が生じる可能性があるので注意する必要がある。

2　基本方針

災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために市町村、警察、消防やその他関係機関と連携できる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。なお、災害発生時における参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等による参集途上での情報収集手段の確保などについて検討し、迅速な初動体制・非常体制の確立、災害対策本部の設置及び非常時の処理権限など、応急体制全般について所要の整備を図る。その際、職員の安全の確保に十分に配慮する。

また、あらかじめ民間事業者に委託可能な災害対策業務については、民間事業者と協定を締結しておき、非常時の対応の強化を図る。

さらに、非常時の災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを平常時から構築するよう努める。

市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市及び県は退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間人材の雇用等、人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

時間差を置いて発生する災害には、発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討に努める。

3　対　策

(1)　対応計画の作成

市、県等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(2)　訓練の実施

市、県等の防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに務める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

(3)　関係機関等の災害対策本部への出席

災害対策本部に専門的分野に関する意見聴取・連携先との連絡調整など、的確で迅速な災害対応のため、必要に応じて関係機関等が出席可能となるよう、その体制整備に努める。

(1)　初動体制の確立

①　緊急初動班

ア　大規模地震が勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。

イ　緊急初動班については、総務部危機管理班が統括する。

ウ　緊急初動班は、本庁（市長部局、教育委員会、水道局）及びその出先機関で組織する。

エ　緊急初動班は、震度４以上の地震が発生した場合に自主参集する。

オ　緊急初動班の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。

(ｱ) 情報の収集及び幹部等への報告

(ｲ) 県（県民局）への連絡

(ｳ) 非常体制への移行準備

②　班員の指定

ア　班員は、通勤距離が５㎞以内の職員の中から毎年度指定する。

イ　班員は、震度４以上の地震情報（テレビ、ラジオ等）により、勤務箇所に自主参集する。

ウ　班員の担当業務等についてはマニュアルを作成し、毎年度訓練等を通じて周知を図る。

(2) 非常時の処理権限の委譲

災害初期において、市長をはじめ幹部不在の場合における本部設置の判断や自衛隊の派遣要請などの処理権限の順位をあらかじめ定める。

第１位　副市長　　第２位　総務部長

(3) 非常体制

①　非常体制の基準

ア　震度５強以上の地震が発生した場合は、非常体制（３号配備）とする。

イ　災害対策本部の組織は、津山市災害対策本部条例（昭和３８年津山市条例第３０号）及び津山市災害対策本部設置要綱（平成２９年津山市告示／津山市教育委員会告示／津山市水道事業管理規程／第１号）の定めるところによる。

なお、必要に応じて、被災地にあって本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

②　非常体制の職員配備

ア　市長部局、水道局、教育委員会の本庁及び出先機関の全職員が配備する。

イ　職員は、勤務時間外において震度５強以上の地震情報（テレビ、ラジオ等）を知ったとき又は自主判断により、直ちに勤務箇所に出勤する。

ウ　勤務箇所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの支所、公民館等へ仮配備し、所属長に報告し、その指示を受ける。

エ　各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要によっては他の部の職員の応援のための動員を要請する。

③　各部（各班）の所管事項

ア　各部（各班）の所管事項は、津山市災害対策本部設置要綱第７条第２項の規定による。

イ　各部（各班）の所管事項は、次の点を踏まえ定める。

(ｱ) 地震対策に関する法令の改正に対応する事項

(ｲ) 国の各省庁の事業に対応する事項

(ｳ) 市防災計画（震災対策編）による新規、改正に対応する事項

(ｴ) 広域応援体制の実行に対応する事項

(4) 災害対策本部室の確保

①　地震により庁舎（本庁、支所、出張所等）が損壊等の被害を受け、本部機能に支障が生じたと

きは代替本部室を確保する。

② 代替本部室は、次の点を考慮して選定する。

ア 耐震性を有し、本部要員の収容能力があり、長期使用が可能な施設であること。

イ 通信手段及び非常電源の確保が図れること。

ウ 幹線道路網に近接し、交通の便がよいこと。

③ 代替本部室の確保対策

市庁舎が損壊した場合に備え、庁舎周辺の施設を代替施設として拠点機能の強化充実を図るとともに、本部室のバックアップ機能の整備を図る。

(5) 関係機関の整備

① 市及び防災関係機関の体制整備

ア 市及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図る。

イ 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

② 防災関係機関相互の連携

各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう平常時から連携の強化を図る。

ア 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

災害時には、防災関係機関相互の連絡体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、市及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、市及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

イ 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連

絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、必要な準備を整えておく。

ウ　市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

エ　市は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

オ　市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

カ　市及び県は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。

キ　リエゾン（情報連絡員）の派遣基準や業務内容等の検討を進め、リエゾン（情報連絡員）の派遣体制を整備し、迅速に情報を収集する仕組みの構築に努める。

ク　市及び県、中国電力株式会社は、大規模・長期間の停電が発生した場合、中国電力株式会社への効率的な電源車の派遣要請を行うため、あらかじめ要請方法等を共有するなど手続きの整備を図る。

ケ　電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

コ　市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

サ　市及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第２項　情報の収集連絡体制整備計画

1　現状と課題

大規模な地震が発生すると、通信施設の損傷等により、情報収集が困難となることが考えられる。災害対策本部が災害時に司令塔の役目を果たすためには、これらの点を踏まえ通信手段の確保とそ

の連絡体制を整備する必要がある。

2　基本方針

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化のため、地域、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備し、防災構造化するなどの改善に努める。

特に、災害発生時における有効な伝達手段である市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

3　対　策

(1) 災害時の通信手段の確保

①　防災関係機関の通信手段の整備

ア　各防災関係機関は、それぞれの通信設備の耐震化、通信網の多ルート化や多重化、無線等を活用したバックアップ対策等を講じ、通信手段の整備、拡充を図るとともに、平素から、定期的に通信施設の保安管理について点検整備を実施する。

イ　市は地震計等観測機器の整備に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

ウ　迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

エ　非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震化や浸水しない場所等への移設を図る。

オ　市及び県は、被害者情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

カ　市及び県は、災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

［市］

市は、住民等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図るとともに、Webサイト、有線系や携帯電話、ＦＭラジオも含め、新たな情報伝達手段の調査・研究を行い、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

［防災関係機関］

防災関係機関は、無線機器を基本にそれぞれの業務に適した通信手段の整備・拡充を図る。

② 非常通信協議会との連携

災害時の通信手段を確保するため、非常通信の運用について非常通信協議会との連携を図る。

③ 地震情報の連絡

市は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）と、市防災行政無線、災害情報メールシステム等を自動連動させることなどにより、Ｊ－ＡＬＥＲＴにより受信した緊急地震速報を住民等に迅速に伝達する。

(2) 災害対策本部の情報収集連絡体制

① 情報収集の方法

災害情報及び被害情報の収集は、災害応急対策を確実に実施する基礎となるものである。災害が発生し又は発生するおそれがあると予想される場合は、防災活動とあいまって、速やかに岡山県総合防災情報システムにアクセスし、これらの情報の収集及び報告に努めるものとし、何人もこれに協力しなければならない。

ア 情報連絡員

現地における災害の状況を調査し本部に連絡させるため本市（旧市内）を２５地区に区分しそれぞれの地区に数人ずつの情報連絡員を置く。

(ｱ) 人事課長は、各地区に数人の情報連絡員を選任し、本人及び本人の所属する課、室、所等の長に通達するものとする。情報連絡員がその任務に耐えなくなったとき、その他不適当となったときは、人事課長は改めて選任をし直すものとする。

人事課長は、情報連絡員名簿を調整し、人事課、危機管理室、当直室に常備するとともに、本人及び本人の所属する課、所等の長に交付するものとする。

(ｲ) 情報連絡員の任務

災害が発生し又は発生するおそれがあると予想される場合は、各地区の情報連絡員は、直ちに担当地区の連絡場所に赴き、消防団長（消防分団長）と連携をとりながら地区内の災害の状況の推移に注意するとともに、町内会長、消防団員等から情報を収集し、災害警戒（対策）本部と連絡をとるものとする。

災害が発生した場合は、直ちにその状況を調査し、災害警戒（対策）本部に速報するものとする。

情報連絡員は、災害による避難のための立退きの指示及び避難所等の開設並びに収容、保護につき、消防団員、救護部員等と協力して実施するものとする。

イ 総括部危機管理班長の任務

総括部危機管理班長は、情報連絡員、各部各班長等からの情報連絡を確実に受領整理し、これを逐次総務部参与に報告するとともに、関係する各部各班長に通報するものとする。

ウ 各部長は、災害が発生し又は発生することが予想されるときは、防災活動とあいまって、速やかに所管事項にかかる被害状況を収集把握するとともに、情報連絡員の情報が正しいかどうかを確認しなければならない。

各部長は、正確な被害の状況及び活動の状況を総務部参与に報告するものとする。

総務部参与は、これをまとめて本部長に報告するものとする。

② 災害初期の情報収集・連絡

ア 初期の情報収集がその後の応急対策を迅速かつ的確に実施するうえで重要であり、情報連絡員等からの報告のみでなく、特に緊急に出動する警察、消防、自衛隊と情報共有を図る。

イ　初期には、まず次の事項に関する被災状況の情報収集に当たる。

(ｱ) 人命に係る被害、社会福祉施設、医療機関等の状況

(ｲ) 道路の状況

(ｳ) 生活関連（電気、水道、ガス）の状況

(ｴ) 被害規模状況の把握のための情報

③　応急対策時の情報収集・連絡

ア　防災関係機関が防災活動の業務に移った時点以降においては、市、県及び防災関係機関が相互に連絡し情報交換を図る。

イ　被害情報については、災害対策本部が取りまとめ、県に報告する。

ウ　市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

④　県への災害報告

市から県への災害報告は、岡山県災害報告規則（昭和３０年岡山県／岡山県教育委員会／規則第２号）に定めるもののほか、本計画により実施する。

ア　報告の種類

(ｱ) 災害発生通報

災害が発生したとき、直ちに「災害発生通報」により報告する。

(ｲ) 災害速報

被害状況の判明の都度、津山警察署等と相互に連絡をとり報告の正確を期し「災害発生状況等（速報)」により報告する。

(ｳ) 被害状況報告

(ｱ)、(ｲ)の報告後において、被害の程度がおおむね判明したとき「被害状況報告」により報告する。

(ｴ) 災害発生状況等の確定報告

被害の程度が確定したとき「災害発生状況等（確定)」により報告する。なお、確定報告をした後に報告事項に変更があったときは、直ちに確定報告の例により修正報告をする。

イ　報告の実施

(ｱ) 災害発生通報の報告は、災害の種類に応じ、その事務を統括する部署の長が総務部参与と合議のうえ、知事（美作県民局経由）に電話及び岡山県総合防災情報システム等により迅速に連絡し、事後必要に応じて文書で報告する。

なお、市から県民局を経由することを原則とするが、被害の状況により緊急を要すると判断した場合には、直ちに県本部に連絡する。

(ｲ) 各部署の長は、災害発生にかかる被害状況を調査把握し、判明の都度、災害速報、被害概況報告により県へ報告する。

この場合、少なくとも災害発生通報後２時間以内に速報第１報を報告する。

(ｳ) 災害発生通報及び速報通報後において、被害の程度が確定したとき確定報告をする。

(ｴ) 市本部が設置された場合は、総括部危機管理班において災害発生通報、速報等を行うとともに、県本部との連絡を行う。

ウ　報告の系統

報告の系統は、災害の種類及び報告の種類に応じ県の規則に定めるところによるが、主なものは次のとおりである。

(ｱ) 災害発生状況等

被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況
市長→県民局地域政策部→県（危機管理課）

(ｲ) 人的被害・住家被害等
市長→県民局健康福祉部→県（保健福祉課→危機管理課）

(ｳ) 公共施設被害

a　河川被害
市長→県民局建設部→県（河川課→監理課→危機管理課）

b　貯水池・ため池被害
市長→県民局農林水産事業部→県（耕地課→農政企画課→危機管理課）

c　砂防被害
市長→県民局建設部→県（防災砂防課→監理課→危機管理課）

d　治山被害
市長→県民局農林水産事業部→県（治山課→農政企画課→危機管理課）

e　道路施設被害（市道、農道、林道）
市長→県民局農林水産事業部→県（耕地課・治山課→農政企画課→危機管理課）
市長→県民局建設部→県（道路整備課・防災砂防課→監理課→危機管理課）

f　水道施設被害
市長→保健所衛生課→県（生活衛生課→保健福祉課→危機管理課）

g　商工関係等被害
市長→県民局地域政策部→県（経営支援課・観光課→産業企画課→危機管理課）

h　下水道施設被害
市長→県民局建設部→県（都市計画課→監理課→危機管理課）

i　都市公園等施設被害
市長→県民局建設部→県（都市計画課→監理課→危機管理課）

j　公営住宅等被害
市長→県民局建設部→県（住宅課→監理課→危機管理課）

（資料）　・通信施設・設備等　　（資料編第４－３）

第３項　保健医療活動に係る体制整備

１　現状と課題

被災地で活動する医療チーム、保健師チーム等（以下「保健医療活動チーム」という。）の間における情報共有に関する課題が指摘されており、被災地に派遣される保健医療活動チームを全体としてマネジメントする機能を構築する必要がある。

２　基本方針

大規模災害時に、県において医療活動チームの派遣調整等を一元的に実施し、保健医療活動の総合調整を行うことができるようにする。

第４項　救助、救急、医療体制、保健医療体制整備計画

第１　救　助

１　現状と課題

震災時には、広域的又は局地的に、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の傷病者が発生すると考えられるため、消防機関、警察、自衛隊等の救助隊が、迅速かつ円滑に救助活動を実施できる体制を整備する必要がある。

また、救助隊の到着までには、ある程度の時間を要することから、それまでの間を住民等による救助に期待せざるを得ず、そのための条件整備を図る必要がある。

2　基本方針

市及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、消防機関や警察等の防災機関と関係医療機関との密接な連携体制の強化を図る。

また、職員の訓練や高度な技術・資機材の整備された救助隊の整備を推進し、救助・救急機能の強化を図るとともに、住民等による救助活動のための条件整備を行う観点から、住民等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。

3　対　策

◎救　助

(1) 組織体制の整備

市、県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、防災、医療機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図る。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

また市は、災害時に救助活動の調整が円滑に行われるよう、組織体制の整備及び通信手段の確保等についてあらかじめ定めておく。なお、生存者の発見を効率的に行うため必要が生じた場合に、救助活動に直接関係ないヘリコプターの運行等を一定時間規制するサイレントタイムの設定に関し、県の指針に沿ってマニュアルを作成する。

また、消防機関は、災害時に救助隊を迅速に組織し、派遣するためのマニュアルを作成する。

(2) 住民等による救助活動のための条件整備

市は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救助・救急の意識啓発、知識の普及及び訓練を行うとともに、各消防団単位に消防本部と結ぶ無線通信装置の配置等に努める。

第２　傷病者搬送

1　現状と課題

大規模震災時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制は、原則として消防機関のみであり、また、道路の損壊や渋滞あるいは医療機関そのものも被災し、医療行為を実施できなくなる等の要因により、傷病者搬送に支障をきたすことが考えられる。さらに、医療機関の被災により患者の転院搬送が必要となることが考えられる。そのため、消防機関、医療機関、保健所等との連携を図り、傷病者搬送体制の整備を図る必要がある。

2　基本方針

災害時、医療救護活動の必要がある場合に立ち上がる県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療

調整本部において、医療機関の受入可否・被災状況等の情報収集を行うとともに、ＤＭＡＴ県調整本部や消防機関等と連携した搬送調整や、航空運用調整班を通じたヘリコプター等航空機の搬送手段の確保に努める。

３　対　策

(1) 組織体制の整備

市は、災害時において、災害対策本部の下に市総合救急対策本部を設置し、傷病者搬送に関して、保健所、医療機関、消防機関等の総合調整が円滑に行われる搬送体制を整備する。

また、消防機関は、市、関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法、災害時における搬送方法の確保体制等を整備するなど効率的な搬送体制の確立に努める。

(2) 広域災害救急医療情報システムの活用

市、県、消防本部、医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するに必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に活用することとする。

(3) ヘリコプター等航空機による搬送

市は、地域内にヘリコプター搬送が可能となる緊急離着陸場及び場外離着陸場の整備を図る。

また、災害拠点病院は、病院のヘリポート施設の整備に努めるものとする。

(4) 救急隊員等の研修

消防機関は、災害時における応急手当の方法やトリアージ知識の習得等の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。

第３　医療体制

１　現状と課題

大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制が不十分である。

また、災害時の病床数の不足に対応するため、県外への患者搬送訓練を今後も継続的に実施していくとともに、ＢＣＰの策定・実践により医療機関の被害を最小限にとどめ、その機能を低下させないよう努力をしていく必要がある。

なお、南海トラフ地震の場合、太平洋沿岸各県の被害が甚大で、本県の傷病者を県外に搬送できない可能性もあるため、こうした事態への対処法の検討も行う必要がある。

さらに、災害医療について、市民に応急手当に関する知識の普及を図る必要がある。

２　基本方針

災害医療についての組織、体制の整備を図るとともに、平常時及び災害時における医療機関情報の早期把握のために広域災害救急医療情報システムを活用し、さらに災害医療提供体制の整備、医療機関における耐震化、診療確保体制の整備及び災害医療についての知識の普及、啓発を推進する。

３　対　策

(1) 組織・体制の整備

［市］

市は、市総合救急対策本部の設置のための体制を整備するとともに、市医師会との「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく要請を行うなど、連携体制を整備する。

［県（消防保安課、保健福祉部）］

県は、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部の円滑な設置、運営に努めるとともに、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動、ＤＭＡＴ指定機関との「おかやまＤＭＡＴの出動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（以下「ＤＭＡＴ」という。）の派遣、「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」に基づく災害派遣精神医療チーム（以下「ＤＰＡＴ」という。）の受入れ・派遣、災害拠点病院等による医療救護活動など、関係者との円滑な連携を図る。

また、県消防防災ヘリコプターの活用、ドクターヘリの基地病院や岡山市等ヘリコプター保有事業者等との連携による傷病者等の搬送体制の整備を図る。

さらに、ドクターヘリにおける災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等を確保する等運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

(2) 広域災害救急医療情報システムの運用

市、県及び医療機関は、国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

［市］

市は、市内の医療機関、消防機関、市医師会及び関係行政機関等との連絡・連携体制を強化して、市内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。

［県（保健福祉部）］

県は、市町村、消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ広域災害救急医療情報システムの迅速かつ的確な運用を図り、災害時の医療機関の被災状況、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握できる体制を強化する。

［医療機関］

医療機関は、広域災害救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、平常時から最新の医療情報を入力する。

さらに、災害拠点病院においては、通信回線が途絶えた場合を考慮して、衛星回線を用いた通話や通信が利用できる環境を整備するよう努める。

(3) 災害・救急医療拠点病院の整備

［県（保健福祉部）］

県は、指定した次の災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）を順次整備することにより、被災した地域の継続的な医療供給を確保する。

・基幹災害拠点病院：県下で１病院

・地域災害拠点病院：二次医療圏で１病院以上（県内９病院）

ア　機　能

・高度の診療機能・広域搬送の対応機能

・ＤＭＡＴ等の受入機能・ＤＭＡＴ派遣機能

・応急用資機材貸出し機能
・研修機能（基幹災害拠点病院のみ）
イ　整　備
・耐震補強・備蓄倉庫・自家発電装置
・受水槽・衛星電話・ヘリポート
・ＤＭＡＴや医療チームの派遣に必要な緊急車両
・食料、飲料水、医薬品等
・研修スペース（基幹災害拠点病院のみ）

また、災害時精神科医療中核病院を整備し、被災した地域の継続的な精神科医療を確保する。

ア　機　能
・災害発生時の診療機能・転院調整
・ＤＰＡＴ等の受入れ・派遣機能
・ＤＰＡＴ等に係る研修機能
イ　整　備
・食料、飲料水、医薬品等
・研修スペース

［医療機関］

災害拠点病院は、広域災害救急医療情報システムや緊急電話等により、近隣医療機関との間で傷病者の受入れ、搬出が円滑に行われるよう連携の強化に努める。

(4) 災害医療チーム体制の整備

［県（保健福祉部）］

県は、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」等に基づく災害医療チーム体制の構築に努める。

また、災害急性期の迅速な医療救護活動に資するため、ＤＭＡＴを保有する災害拠点病院等をＤＭＡＴ指定機関として指定し、ＤＭＡＴの運用に関する必要な事項を定めた「おかやまＤＭＡＴの出動に関する協定書」を締結するとともに、研修や資機材整備等の支援を行うなど、災害拠点病院等による災害医療チーム整備を促進する。

併せて、「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」に基づき、派遣・受入体制を整備し、研修等の実施による災害派遣精神医療チーム整備を図る。

［県医師会］

県医師会は、県との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護班の編成及び派遣に資するため、災害医療救護計画を策定する。

［ＤＭＡＴ指定機関］

ＤＭＡＴ指定機関は、ＤＭＡＴ研修等への積極的な参加を通じ、災害時医療救護要員の確保に努めるとともに、災害時における医療救護活動に必要な資機材の整備に努める。

［ＤＰＡＴ構成員所属機関］

ＤＰＡＴ構成員が所属する機関は、県との協定に基づき、ＤＰＡＴ構成員をＤＰＡＴ業務に従事させる。

(5) 医療機関における耐震化、診療確保体制の整備

医療機関は、次の災害予防対策の実施に努める。

① 施設の耐震診断の実施と、その耐震化の整備
② 貯水槽、非常用発電等の整備
③ 医療設備の転倒防止のためボルト止め等の実施
④ 災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施
⑤ 業務継続計画（ＢＣＰ）の策定
⑥ 人工呼吸器等の医療機器を使用している患者等の搬送先に関する計画の策定
⑦ 携帯電話の設置など通信体制の多重化の整備

(6) 医療機関による相互支援の推進

多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時には、患者の積極的な受け入れや搬送等に協力する。さらに、その旨をＢＣＰに記載する。

(7) 一般市民への災害医療の普及、啓発

市、県、消防機関及び日本赤十字社岡山県支部は、一次救命措置（ＢＬＳ）、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等に関して、市民への普及、啓発を行う。

また、併せて駅、デパート等不特定多数の人が利用する施設の従業員向けに応急手当の普及、啓発を行う。

(8) 人工透析・難病患者等への対応

市は、災害時における対応を迅速に行うため、医療機関における受診状況等の実態把握に努めるとともに、市内及び市外の患者団体との連携に努める。

第４ 医薬品等の確保

１ 現状と課題

救急医薬品、輸血用血液製剤等の供給については、災害時の体制を整え、それによって医薬品等の確保を行うこととなっている。

阪神・淡路大震災においては、医薬品等の確保に困難をきたしたことから、災害発生に備え、救急医薬品等の確保を図るため、その確保体制を整備する必要がある。

２ 基本方針

救急医薬品等については、流通段階における備蓄により確保することを基本とする。

輸血用血液製剤については備蓄が困難なため、的確な情報収集・提供ができるよう連絡体制の確立を整備するものとする。

３ 対 策

◎医薬品等の確保

◎輸血用血液製剤の確保

(1) 救急医薬品等の確保

市は、医薬品卸売業者、薬剤師会等と連携をとり、救急医薬品等の備蓄状況の把握に努める。

また、薬剤師会等の協力のもとに市総合救急対策本部等に集められる医薬品等の仕分け、管理・

調剤・服薬指導等を迅速かつ適切に行えるよう体制の整備に努める。

＜必要な医薬品等の種類＞
① 災害後１～２日で必要と思われる医薬品等は、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いるものである。
② 災害後３日目以降で必要と思われる医薬品等は、避難所の被災者に対する風邪薬、胃腸薬等の一般常備薬及び高血圧薬、糖尿病薬等の慢性疾患を中心としたものである。

(2) 輸血用血液製剤の確保
市は、災害時の輸血用血液製剤の確保のため岡山県赤十字血液センター等との連絡体制の確立に努める。

（資料） ・救護・救助用施設・設備等（資料編第４－６）
・医薬品その他衛生材料 （資料編第５－３）

第５ 公衆衛生活動

１ 現状と課題
大規模な災害が発生した時は、保健所や市町村施設が被災するなどして、被災市町村のみでは被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善など多様な公衆衛生上のニーズに対応することが困難になることが考えられる。このため、県では、市町村の支援要請等に応じて、被災地の公衆衛生上のニーズに対応できる体制を整備する必要がある。

２ 基本方針
県は、被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善など多様な公衆衛生上のニーズに対応する専門チームを被災地に派遣できる体制を整備する。体制整備に当たっては、要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対応できるようにする。

３ 対策
(1) 組織体制の整備
［県（保健福祉部）］
県は、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成 28 年４月１日制定）に基づき、被災者に対して公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う調査班及び保健衛生班を県保健所本所単位で編成することから、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部及び市町村が連携した情報収集・派遣体制の整備に努める。

(2) 公衆衛生活動員の研修
県は、岡山県災害時公衆衛生活動マニュアルを活用して、災害時に公衆衛生活動を行う活動員となる県保健所の保健師、衛生関係職員、栄養士、事務職員等を対象にした研修を実施し、活動員の公衆衛生上の支援能力の向上に努める。

(3) 県内職能団体との協力体制

県は、災害時には「岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定」を締結した県内 22 の職能団体（県医師会ほか 21 団体）の協力を得て、保健衛生班を迅速に編成し派遣できるよう、平常時から当該職能団体との連携の確認等に努める。

第５項　指定緊急避難場所及び避難路等整備計画

1　現状と課題

地震発生時において、住民が地震に伴う火災等の災害の危険が及ばない安全な場所まで迅速に避難できるよう、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として指定緊急避難場所及び避難路を指定し、標識等により場所や経路をわかりやすく標示するとともに、防災マップなどにより広報等を通じて住民に周知、徹底し、万一に備えることが必要である。

しかし、従来は、切迫した災害から緊急的に避難する指定緊急避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための指定避難所が必ずしも明確に区別されていなかったため、従来の避難場所については、想定される災害の種別ごとに安全性等の基準を満たすものであるか、点検する必要がある。

また、避難者が大量に発生し、指定している指定緊急避難場所だけでは大きく不足することが想定される場合もあることから、住宅の被災が軽微で差し迫った危険のない被災者は、住宅にとどまるように誘導する方策等を検討する必要がある。さらに、道路交通等が確保された以降は、必要に応じて被災地域外への広域避難、疎開等を促す方策を検討する必要がある。

2　基本方針

市は、想定される災害の種別や状況を考慮した上で、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として、必要な数、規模の指定緊急避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、円滑に避難誘導を行うための案内標識等の設置に取り組む。

また、市、国及び県は、指定緊急避難場所及び避難路の重点的な整備を図る。

3　対　策

(1) 指定緊急避難場所の整備等

市は、地域の実情に即した指定緊急避難場所の指定、整備を推進する。

①　指定緊急避難場所の指定

市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報誌等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所については、速やかにその指定を終えるよう努める。

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

指定緊急避難場所は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有するもので、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有する施設とする。また、公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間であることに留意する。

② 指定緊急避難場所の整備

市街地における緑とオープンスペースは、指定緊急避難場所などの確保、火災延焼防止のため重要な施設であり、市街地の基盤施設として、公園事業、土地区画整理事業等により積極的に整備を図る。整備に当たっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、火災の輻射熱に対し安全な空間とする。

また、指定緊急避難場所として指定した場所には、住民に分かりやすく表示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受入れができるよう、避難所出入口部分の整備やその開放等の管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(2) 避難路の整備

① 避難路の指定

市は、想定される災害の種類や状況を考慮した上で、地域の実情に即し、住民の理解と協力を得て、避難路を指定する。指定に当たっては、災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定し、住民への周知を図るともに、避難路には指定緊急避難場所等への案内標識等を設置するよう努める。

② 避難路の整備

市街地における道路は、交通施設であるだけでなく、消防活動、延焼防止等の防災空間としての機能をはじめ多くの機能を持つ施設である。道路網を適切に配置し、道路・街路事業、土地区画整理事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。

避難路の整備に当たっては、必要に応じて避難の支障となる電柱倒壊及び切断電線等による二次災害を防止するため電線類の地中化に努める。また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を指導する。

避難路には、避難路であることや指定緊急避難場所等の方向等を各所にわかりやすく表示し、速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、照明の確保にも努める。

第６項　避難及び避難所の設置・運営計画

第１　避難方法

１　現状と課題

地震発生時には、火災やがけ崩れ、落石等により、住民の生命に危険が及ぶことも想定されることから、状況に応じて早期に安全な場所への避難が必要となる。

2　基本方針

市長は、あらかじめ避難経路について複数ルートを確保しておくとともに、総合的な避難計画を策定し住民等への周知を図るとともに、避難計画に基づく訓練に努める。

3　対　策

市及び県は、防災マップの作成・配布、防災訓練の実施等により、地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫することで、住民等に対して避難計画の周知徹底を図るための措置を講じる。また、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(1)　避難計画

［市］

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながらあらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、指定緊急避難場所等の施設管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

また、避難計画策定に当たっては、要配慮者へ十分配慮する。とともに、消防団職員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住宅等に周知する。

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

市及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

［町内会等］

町内会等においては、平常時から自主防災組織等をつくり、避難計画を自主的に見直すとともに、各地域における避難の際に支援が必要となる要配慮者等の把握に努める。

［多数が利用する施設等の管理者］

大型小売店、駅、地下街、劇場等の興業場、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、突発性の災害の発生に備え、多数の避難者の集中や混乱にも配慮しつつ、施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアル等の作成に努める。

なお、避難誘導マニュアル等の策定に当たっては、要配慮者に十分配慮する。

(2) 避難訓練の実施

［市］

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成した上で、防災関係機関と共同し、又は単独で地域住民の参加を得て避難訓練を実施する。また、避難訓練等の実施を通じて避難誘導活動上の問題点等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

［町内会等］

地域住民は、市等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるとともに、自らも自主的に避難訓練を実施する。

［多数が利用する施設等の管理者］

大型小売店、駅、地下街、劇場等の興業場、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ作成した避難誘導マニュアル等を活用した避難誘導訓練の実施に努める。

第２　指定避難所の設置

１　現状と課題

平成 25 年の災害対策基本法の改正以前は、切迫した災害から緊急的に避難する避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では、被災者の健康管理やプライバシー保護等の面で課題を残した。災害の状況によっては、多数の被災者が長期にわたり避難所での生活を強いられることも想定されることから、生活環境を確保するために必要な施設の規模や機能等を備えた施設を指定避難所として指定する必要がある。

また、避難所の指定に当たっては、想定される災害の影響もあわせて考慮する必要がある。

２　基本方針

市長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により住民に周知を図る。また、平常時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

３　対　策

(1) 指定避難所の指定・周知

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の確保、収容人数等についてハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要と

する者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

指定避難所について、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知するよう努める。

市は、福祉避難所について、受入れを想定しない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じてあらかじめ福祉避難所について、指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する、市は、前述の公示を活用しつつ福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に、福祉避難所へ直接避難出する事ができるよう努める。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するための設備の整備に努める。

市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

また、建物が被災した場合を想定し、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断、改修の状況等を把握しておく。特に、昭和 56 年 5 月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強、改修を行うことを管理者に働きかけるなどにより、安全性を確保する。

市内に指定避難所としての条件を満たす適当な施設等がない場合は、災害時に野外に天幕又は仮設住宅を設置して避難所を開設し、または、近隣市町村への委託や近隣の民間施設の借り上げ等により避難所を設置することを想定し、近隣市町村や民間業者等との間での協定締結等に努める。

(2) 指定避難所の施設設備の整備

市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能なエネルギーの活用を含めた非常用電源設備等の整備に努める。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室などの設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

市は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。

(3) 指定避難所における生活物資等の確保

市は、緊急の際の指定避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、燃料、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。福祉避難所についても、同様とする。

(4) 避難所設置マニュアルの策定

市は、災害時における指定避難所設置手続について、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、指定避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図る。また、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

① 指定避難所の開設・管理責任者、体制
② 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法（被災建築物応急危険度判定等）
③ 本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
④ 防災関係機関への通報連絡体制の確立
⑤ シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）
⑥ 感染症対策を踏まえた運営方法
⑦ その他開設責任者の業務

第３　運営体制

１　現状と課題

阪神・淡路大震災では、避難所における情報連絡体制が十分に機能せず、市町村、住民組織、支援ボランティア間の連携も不十分であった。また、東日本大震災では、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生、悪化がみられたほか、要配慮者が避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされたり、在宅避難者に支援物資が行き渡らない等の問題もあった。

このため、指定避難所の運営に当たっては、平常時から市町村の防災・福祉・保健衛生部局や指定を受けた学校等、施設の管理者、自治会・自主防災組織等の協力関係を構築しておくとともに、要配慮者や在宅避難者への支援等の方針も含め、必要な事項についてあらかじめ定めておく必要がある。

２　基本方針

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難者の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるなど適切な対応を行う。

なお、避難所の設置は応急的なものであり、早期に施設本来の機能を回復する必要があることから、必要に応じて被災住宅の応急修理の実施や応急仮設住宅の設置、民間賃貸住宅の借り上げ等を実施する等により、避難所の早期解消を図る。

３　対　策

(1) 行政側の管理伝達体制

市は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、指定避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜、休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

(2) 避難者の自治体制

市は、指定避難所での避難者に対する正確な情報の伝達や円滑な食料、飲料水等の配布に努める。また、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。

また、指定避難所の円滑な運営を図るため、自主防災組織や自治会、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、指定避難所ごとに次の内容について定めた「避難所運営マニュアル」を作成しておき、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに、要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。

なお、指定避難所の運営に当たっては、意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し

た運営に努める。

①　避難者の自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続等）に係る事項

②　避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ・ゴミ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）

③　避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項

④　避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項

⑤　その他避難所生活に必要な事項

⑥　平常体制復帰のための対策

ア　事前周知、自治組織との連携

イ　避難者の生活と授業環境の確保のための対策

ウ　避難所の統合・廃止の基準、手続等

(3)　施設管理者による避難所支援体制

指定避難所設置施設の管理者は、指定避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たるため、市や関係自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加するものとする。

また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

（資料）　・避難所予定施設　（資料編第４－６－(5)）

第７項　災害救助用資機材の確保計画

１　現状と課題

震災時には、警察、消防、自衛隊又は地域住民等によって、倒壊家屋等に閉じ込められた傷病者の救助が行われることになるが、現状の警察、消防等の装備だけでは、適切な救助用資機材が少なく、効率的な救助活動を行うことができないと予想され、救助用資機材の確保を図る必要がある。

２　基本方針

市及び県は、警察、消防の救助能力の向上を図るため、災害救助用資機材の充実強化を促進するとともに、地域の防災力を高めるため、町内会の集会所等にも救助用資機材の整備を進めていく。

また、平常時から燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握し、災害時の不足に備えて、関係機関との情報共有や民間事業者との連携に努める。

３　対　策

［市］

市は、自主防災組織を単位とした地域において、ジャッキ、バール、スコップ等の災害救助用資機材の整備に努めるとともに、パワーショベル等の重機類及びその要員を確保するため、一般社団法人岡山県建設業協会津山支部等と締結している協定を有効に活用するよう努める。

［県警察、消防機関］

県警察及び消防機関は、ファイバースコープやエアーカッター等災害救助用資機材の整備、充実を図ることとする。

第８項　建設用資機材の備蓄計画

１　現状と課題

資機材の備蓄については、水防活動を想定したものを中心としており、複数の被害が同時・多発的に発生する地震被害に対しては、備蓄資材の内容及び数量等の一層の充実が必要である。

２　基本方針

資機材の備蓄及び調達については、経済性や備蓄場所の確保等の点から、一般社団法人岡山県建設業協会津山支部等関係団体の協力を最大限に活用することとし、市及び県は、初期活動に必要となる最小限の資機材の備蓄に努める。

３　対　策

(1) 備　蓄

市は、地域の自然条件や被害想定規模などを勘案し、初期活動に必要な資機材の備蓄計画を定める。また、備蓄場所の選定に当たっては、緊急輸送道路とのアクセス条件や危険性の分散に十分考慮する。なお、備蓄計画の策定に当たっては、県及び関係団体における資機材の保有状況との補完性や整合性に留意する。

(2) 調　達

市は、市内の関係団体等における資機材の保有状況を調査把握したうえで、これら関係団体や他市町村との相互応援協定等の締結を積極的に検討し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう、備蓄計画とあわせた総合的な資機材の確保対策を講じる。

第９項　地域防災活動拠点整備計画

１　現状と課題

大規模災害時において、緊急避難場所・避難所や救援の基地にも利用でき、防災活動のベースキャンプとなる防災拠点を計画的に整備する必要がある。

２　基本方針

市及び県は、それぞれの防災活動が十分果せるよう防災拠点等の整備を図る。

防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

３　対　策

市は、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

①　物資等の集積基地

②　救急、救援の活動基地

③　災害ボランティア等の受入施設

④　ヘリポート施設

第 10 項　緊急輸送活動計画

1　現状と課題

大規模な震災が発生した場合には、被災地に対し、広域協定等の相互応援協定等に基づく支援物資や大量の生活必需品や食料等の輸送が予想される。

また、救助・救援活動に必要な資機材を必要とする事態も想定され、こうした資機材・救援物資等を着実に搬入し、確実に配送するためには、それをつなぐ緊急輸送活動が重要となる。

しかし、災害発生時には多くの混乱が見込まれ、食料の保管配付場所の要員、ノウハウを持つ関係者の不足等により、緊急輸送の確保が困難な場合も想定されるため、平常時からあらかじめその対策について検討しておく必要がある。

2　基本方針

市及び県は、多重化・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、ヘリポート等の輸送施設及び展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検を行う。

また、これらを調整し、災害に関する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、指定公共機関等その他の関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努める。

3　対　策

救援物資や各種資機材等の搬入は、被災者にとっては生命線であり、必ずこれを確保し、着実に配送しなければならない。そのためには、拠点施設の耐震性の確保、早急な道路啓開、陸路以外の緊急輸送手段の確保及び緊急輸送車両の通行保証等が重要であり、その対策が迅速に行えるよう努める。

(1)拠点施設の耐震化

［県（危機管理課、総務部、保健福祉部、土木部、県警察、教育庁）、市、指定地方公共機関、その他重要な施設の管理者］

緊急時における輸送の重要性にかんがみ、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点及び防災拠点施設については、特に耐震性の確保に配慮する。

(2)道路啓開の迅速化

［国、県（土木部）、市、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察］

道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。

(3)陸路以外の緊急輸送手段の確保

［県（危機管理課、県民生活部、土木部）、市、指定公共機関等、その他重要な施設の管理者］

市及び県は、陸路の破壊による輸送ルートの遮断も考えられることから、陸路以外の手段も検討するよう努める。

ア　施設の管理者と連携をとりつつ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送手段として指定するよう努める。

イ　これらの場所を災害時に有効に利用しうるよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるよう努める。

ウ　臨時ヘリポートの災害時の利用について協議しておくほか、通信機器等の機材について、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

(4)緊急輸送車両の通行保証

［県（危機管理課、県民生活部、県警察）］

市及び県が輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両へ緊急通行車両標章が円滑に交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届け出を積極的に行うなど、その普及を図る。

(5)その他環境整備等

［県（危機管理課、県民生活部、保健福祉部、産業労働部）、市］

市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の制部に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

第 11 項　消防等防災業務施設整備計画

1　現状と課題

地震災害の応急活動を実施するためには、倒壊家屋からの救助、道路障害物の除去等に適した資機材や消火、救急活動に必要な車両等の整備を図っておかなければならない。

2　基本方針

災害が発生したとき、緊急に出動し応急活動の中核となる警察、消防及び自衛隊における防災関係資機材等の整備、充実を図る。

3　対　策

(1) 市及び消防機関

①　管内の消防水利の状況を再点検するとともに、多角的な消防水利の確保、整備を図る。

ア　防火水槽、耐震性貯水槽の整備

イ　池、河川等の自然水利の活用を図る措置

ウ　プール、下水道等の既存の人工水利の活用を図る措置

エ　道路横断用のホース保護具等の整備

②　美作地区消防指令センターの整備を図る。

③　消防ポンプ自動車、救急自動車、はしご車等の車両の整備を図る。

④　緊急消防援助隊用の特殊車両の整備を図る。

⑤　ファイバースコープ等の災害救助用資機材の整備を図る。

(2) 警察

① ヘリコプターテレビシステムの充実を図る。

② ヘリコプターの活動拠点を県内各地域に設置する。

③ 災害時における警察の主な任務である救出救助及び交通規制に要する災害警備用装備資機材の整備に努める。

④ 警察災害派遣隊等の災害警備用装備資機材整備に努める。

(3) 自衛隊

① 自衛隊が行う救援活動の資機材の整備、充実を図る。

② ヘリコプター利用に備えてヘリポート適地を調査する。

第12項 広域的応援体制整備計画

1 現状と課題

大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要になる。

応援については、被災の範囲、被害規模等の状況に応じた応援隊や資機材を考慮するほか県内市町村間での広域的応援体制の確保・充実に向け、具体的な活動計画について、関係者で十分に協議、検討しておく必要がある。

2 基本方針

大規模災害を想定し、広域の応援体制を整備しておく必要がある。

また、市内における被災で応援が必要になる場合を前提に、県及び市町村間で相互応援協定を締結しており、市の応急対策が有効かつ的確に実施できるよう、支援・受援計画の具体化を進める。

3 対 策

(1) 応援体制

① 応援要請の判断

ア 応援要請は、市長が判断をすることを原則とする。

イ 地震被害は、市域を越えて同時多発するものであり、事態によっては広域的観点から、知事に対し、必要な機関、自治体等の応援を要請する。

② 応援に係る事項・機関

応援については、被災の範囲、被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請する。

ア 県内相互応援

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。

(ｱ) 市長は、隣接する市町村長に応急措置の実施について応援を要請する。

(ｲ) 岡山県下消防相互応援協定など相互応援に関する協定の活用を図る。

(ｳ) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。また、県は、市町村相互応援が円滑に進むよう配慮する。

イ 県外からの応援

(ｱ) 自治体の応援

災害等発生時の広域支援に関する協定等に基づき、カウンターパート県やブロック単位等の応援を受ける。

また、必要に応じて他都道府県からの災害救助法に基づく救助の応援を受ける。

(ｲ) 警察の応援

警察災害派遣隊等の応援を受ける。

(ｳ) 消防の応援

緊急消防援助隊等の応援を受ける。

(ｴ) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、市から県に要請をするが、知事に要請することができない場合は、自衛隊に直接派遣要請を行う場合もある。

③ 応援の受入体制

市、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けられるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

ア 自治体応援の受入れは、市又は県が行う。

市は、災害等発生時の広域支援に関する協定等に伴い、応援を受ける場合及び他市町村を支援する場合を考慮して、津山市災害対策本部規程の各部（班）の所管事項を整備する。

イ 警察の警察災害派遣隊、消防の緊急消防援助隊はそれぞれの機関が受け入れることとし、その担当部署及び連絡体制を確立する。

ウ 自衛隊の受入れは、基本的には市が行うが、状況によっては、応援部隊やその車両等の基地及びヘリポートについて、県に総合調整を要請する。

④ 応援活動の相互調整

ア 警察、消防、自衛隊が共同で活動する場合は、相互に積極的に連絡をとりあい、災害情報等の共有に努めるものとする。

イ 人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう、相互に調整を行うものとする。

(2) 広域支援体制の確立

市及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

また、国は、県及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

① 災害の発生により、市単独では十分な応急措置ができない場合に備え、他の市町村と広域支援体制の確立に努める。

② 「災害時の相互応援に関する協定」については、平成７年１１月２４日に、津山圏域内１５市町村において締結済みであり、その概要は次のとおりである。

ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

ウ 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両及び資機材の提供

エ　医療、救援、応急復旧等に必要な事務職、技術職等の職員の派遣

オ　避難者を受け入れるための施設の提供

カ　前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

③　同様の内容で、平成９年３月３日、滋賀県草津市と「災害時の相互応援に関する協定」を、平成２１年５月１１日、新見市、真庭市、美作市、鏡野町、奈義町、新庄村、西粟倉村、鳥取市、倉吉市、若桜町、智頭町、三朝町、日南町、日野町、江府町と「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」を、平成２２年１１月２５日、岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市と「岡山県下１５市災害時相互応援に関する協定」を締結している。

（資料）　・協定等　（資料編第９－２）

第 13 項　行政機関防災訓練計画

１　現状と課題

災害を最小限度にとどめるためには、平素から各種訓練を実施する必要があるが、必ずしも十分な訓練が実施できていない状況にある。このため、市は県をはじめとする防災関係機関との連携による災害対策はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりや、年１回以上各種訓練を実施することにより、緊急事態に即応できるよう機動力の維持に努める。

２　基本計画

地震においては、被害が同時に広範囲に及ぶことが予想されることから、市は、防災関係機関、地域住民、自主防災組織及びＮＰＯ・ボランティア等の参加を得て、緊密な連携の下に各種訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化と予防並びに応急対策機能の向上、市民の防災意識の高揚を図る。

訓練の実施に当たっては、被害の想定を明らかにする等さまざまな条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な訓練となるよう工夫して実施する。

また、訓練実施後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、防災体制等の改善を行う。

３　対　策

(1)　総合防災訓練

大規模地震を想定のうえ、防災関係機関、地域住民、ボランティア団体等が参加して、総合的、実践的な訓練を実施する。

①　訓練参加機関

ア　市、県、警察、圏域市町村、消防機関、自衛隊

イ　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

ウ　医療、看護等の関係団体

エ　町内会、婦人防火クラブ、自主防災組織、事業所等の防災関係団体

②　訓練項目

ア　防災意識の高揚

イ　住民、地域、企業における自主防災組織の訓練

ウ　防災関係機関による情報の収集・伝達及び広報訓練
エ　防災関係機関による応急対策訓練
オ　緊急輸送路確保、救援物資輸送等の訓練
カ　ライフライン等の確保訓練
キ　指定避難所、救護所の開設、運営等に関する訓練
ク　災害対策本部訓練
ケ　広域応援要請訓練

③　訓練後の評価

訓練の終了により評価を行い、防災計画、防災業務計画を見直し、防災体制の改善に反映させる。

(2)　地震対応訓練

市及び防災関係機関は、大規模地震発生後の対応能力の向上を図るため、防災担当部局相互の連携、各機関の役割に応じた適時適切な応急対応訓練の実施を図る。

(3)　広域的防災訓練

災害時の相互応援協定に基づき、他市町村間で、次のような防災訓練の実施を図る。

①　支援要請訓練
②　情報連絡訓練
③　応援隊等の応援・受援訓練
④　支援における必要な物資、資機材の確保訓練

(4)　気象予報及び警報伝達訓練

気象予報及び警報の伝達を受け、その情報に基づき迅速、的確に対応する訓練を行う。

(5)　配備訓練

市は、毎年度１回以上、緊急初動班員など職員の招集配備及び情報収集・伝達等の訓練を行う。

(6)　非常通信訓練

災害時の通信確保のため、非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施する。

(7)　高圧ガス等特殊災害対策訓練

市は、消防及び事業所等と連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

(8)　避難所開設・運営訓練

市及び県は、新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

第 14 項　公的機関等の業務継続性の確保

1　現状と課題

市及び県、その他防災関係機関は、災害発生時において、重要な役割を担うが、過去の災害におい

ては、自らの被災による庁舎や電気・通信機器の使用不能や、災害発生に伴う業務量の急増に対する人員の不足等から、災害対応その他の業務に支障をきたした事例もある。

このため、災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画を策定し、対策を事前に準備しておく必要がある。

2　基本方針

市及び県、その他防災関係機関は、災害発生により、人、物、情報等利用できる資源に制約が生じた場合にも、災害対応その他の業務が適切に実施できるよう、業務継続計画を策定する。

3　対　策

市及び県、その他防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及びび職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第３節　地震に強いまちづくり

第１項　建物、まちの不燃化・耐震化計画

1　現状と課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、近年の大震災による教訓として、地震による人的被害や経済的被害を軽減するための住宅、建築物の耐震改修や非構造部材の耐震化等を含めた耐震改修の促進が喫緊の課題となっている。昭和 56 年６月以降のいわゆる新耐震基準に基づき建築された住宅・建築物は、一定レベルの安全性の確保がなされていることから、市内の住宅・建築物のうち、旧基準で建築されたものについては、早急に現行基準での耐震診断及び耐震改修を図る必要がある。

また、大地震の際には、木造密集地域等都市基盤の未整備な市街地で火災が多発し、広範囲な焼失が生じており、防災性の向上のため、土地区画整理事業等による市街地の面的整備を推進することが重要である。特に、道路や公園が火災の延焼防止に効果があったことが認められ、これら都市の根幹的な公共施設の計画的な整備が重要であることも認識した。

さらに、被災時において住民が安全に避難できる避難路の確保の重要性についても認識を新たにしたとことであり、適切な整備を図る必要がある。

このほか、東日本大震災では、天井材等の脱落、ブロック塀等の倒壊により死傷者が発生したほか、多くの人々が長期にわたる避難所生活を余儀なくされ、その生活環境は、プライバシーの欠如だけで

なく、高齢者、乳幼児連れの方、心身に障害のある人等避難弱者と考えられる方々には、劣悪ともいうべき状況であったことから、非構造部材の耐震化等も図られ、だれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備が重要であり、総じて地震に強いまちづくりのためには、インフラ全体の適切な整備を図る必要がある。

2　基本方針

現在、我が国の建築物については、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）や日本建築学会等の技術基準によって設計、施工されており、高い耐震性、安全性が確保されているといえる。

一方、想定を超える地震に対しても常に無傷で耐えられる建築物やまちづくりを求めることは、経済的、技術的に問題があり、また、居住性を損ねるため、社会通念上容認されにくい現状がある。しかし、想定を超える災害が発生した場合には、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を最小限に食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す必要がある。特に、防災上重要な建築物については、災害時の救援活動の拠点としての使用に支障をきたす被害を受けないことが極めて重要であり、その対策を行うほか、老朽化した社会資本についても長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

また、地震により、建築物が受ける被害度は建築物個々の特性、建設地盤その他の複雑な要素がかかわりあうものであり、建物の性格や地盤特性等に応じた建築物の耐震性の確保については、今後、より促進していく必要がある。

また、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ぼさないように、都市計画区域内では、集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定された防火地域、準防火地域を指定し、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。また、都市計画区域外の地域においても建築物の不燃化、まちの不燃化を促進する。さらに、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道についても不燃化を図り、さらに安全なまちとする必要がある。

公園、緑地等公共空地は、避難場所として効用を果たすだけでなく、火災延焼の防止のためにも重要な施設であり、積極的な整備を図る。整備に当たっては、土地区画整理事業、市街地再開発事業など面的な整備事業を導入し、市街地の防災性の強化を図る。

なお、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図るため、都市計画マスタープランへ防災や減災の観点を盛り込むことを促進する。

また、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、各種施設の緊急的な整備を図り、安全性向上に努める。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、耐震改修促進計画等に定めた数値目標などにより、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

さらに、一時避難において多くの市民が利用する避難所については、過去の経験を踏まえ、だれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備を、耐震化と併せて進める。

3　対　策

(1)　建物の不燃化、耐震化

①　防災上重要な建築物の不燃化、耐震化

市及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や指定避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達、応急対策の拠点となる庁舎、その他不特定多数の者が利用する施設など、防災上重要な建築物の不燃化・耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和５６年施行）以前に建築された既存の

建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

② 一般の住宅・建築物の不燃化・耐震化

市は、一般の住宅・建築物について、建築基準法に基づき不燃化が図られるよう指導及び助言を行う。

また、耐震改修促進計画に基づき、一般の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るとともに、耐震診断を義務付ける緊急輸送道路等を指定し、沿道建築物の耐震化を推進する。

③ 天井等の非構造部材・ブロック塀等の耐震化

市は、避難や救助活動上の重要なルートを中心に、建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス、外装材及び広告板等の落下防止対策の重要性について啓発を行い、落下物発生のおそれのある建築物については、改修を指導する。

また、崩落の恐れのある天井材等の非構造部材、大規模な吊り天井などを有する建築物については、所有者又は管理者に対して改修を指導する。

さらに、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に対し啓発するとともに、危険なブロック塀等に対しては改修を指導する。

市、県、建築物の所有者等は建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

④ あんしん避難所の整備

市は、だれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備に取り組むほか、地震のリスクなどの情報提供と併せて、災害時における自助・共助の精神（心のバリアフリー）の普及啓発を行う。

(2) まちの不燃化

① 防火地域等の指定

市では現在、準防火地域として約８６ha を指定しているが、今後も必要に応じて、防火地域の指定、準防火地域の拡大をするとともに、指定済みの地域では、面的な市街地整備事業を導入し、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。

② 指定緊急避難場所、避難路周辺における不燃帯の整備

指定緊急避難場所や避難路が火災、輻射熱等に対して安全であることは、その指定や整備に当たって重要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアでの不燃化が必要であることから、市は、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間を確保するという観点での整備を進める。

③ 公園、緑地等公共空地の整備

公園、緑地等、都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いの場やスポーツ、レクリエーションの場となるほか、災害時においては、避難場所、災害復旧の拠点として重要な役割を果すと同時に、火災の延焼を防止するなど防災上重要な役割を持っている。このため、市は、公園事業、土地区画整理事業等により、公園の整備を積極的に推進するとともに、緑の基本計画の策定による緑地の保全、緑化の推進に努め、防災空間の確保を図る。

④ 道路網の整備

道路管理者は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、市街地における新設改良に当たっては、災害危険度等を勘案しながら広い幅員を確保するとともに、植樹帯等を積極的に設置する

よう努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

⑤　計画的な防災まちづくりの推進

災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要である。このため、市は、都市計画マスタープランや立地適正化計画等の中に防災まちづくりに関する方針等を盛り込む。

また、道路、公園、緑地、河川等について、避難路、避難場所、延焼遮断空間等の確保の観点から早急に総点検を行い、早期に整備する必要があるものについては整備計画を策定し、都市計画マスタープランに当面の整備目標として位置付けるとともに、その整備に努め、整備に当たっては、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

総点検は、次の視点から実施する。

ア　道路は、避難路として迅速かつ安全に避難できる構造を有しているか。また、延焼遮断帯として機能を果すための空間が確保されているか。

イ　公園、緑地は、避難場所、救援活動の拠点、延焼遮断帯として機能を果すために適正に配置されているか。

ウ　延焼遮断帯は、道路、公園、緑地、河川等が連携し、延焼遮断帯としての機能を発揮できるか。

第２項　公共施設等災害予防計画

地震に強い県土の形成を図るため、県、市、指定地方行政機関は、道路、鉄道等の交通施設をはじめ、河川、砂防、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災事業などにより、地震対策を総合的、計画的に実施、推進する。

事業実施においては、計画を上回る災害が発生しても、その被害を最小限にとどめ、その効果が粘り強く発揮できるように努めるとともに、環境や景観にも配慮する。

こうした公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動においても重要な役割を果たすものであり、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第１　道　路

１　現状と課題

道路は、日常の社会経済活動だけでなく地震発生時の応急活動において重要な役割を果すものである。従って、都市の基盤となる道路の安全性の向上を図り、事前の予防措置を講じる必要がある。これまで、経済性、効率性を重視した施設整備が行われてきたことから、震災時には道路としての機能が十分発揮できないおそれがある。このため、今後の道路整備においては、耐震性の高い施設整備を行い、安全性を高める必要がある。

また、地震発生時の応急活動を円滑に行うためには、警察による交通信号機、道路交通情報板等を活用した適正な交通管理を行う必要がある。

２　基本方針

県の被害想定における最大震度６強の地震が発生した場合においても、道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。既設橋梁等の耐震性の向上を図るため、安全性について検討を行い、必要な対策を実施するとともに、また、今後新設する橋梁等道路構造物についても、地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。

落石等危険箇所についても、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障をきたさないよう、危険箇所について重点的にパトロールを実施するとともに、危険箇所の防災対策の推進を図る。

３　対　策

市、県、国及び西日本高速道路株式会社は、被災時の救助・救急活動や救援物資の輸送等の円滑な実施に必要な道路機能を確保するため、国県道における緊急輸送道路等、道路網のリダンダンシー強化（多重化）や落石・崩土危険箇所の解消等、道路防災対策を計画的に実施し、地震に強い道づくりを推進する。

橋梁等の耐震対策については、跨線橋、跨道橋及び緊急輸送道路など緊急度の高い橋梁から順次補強を行っていくとともに、今後新設する橋梁については、道路橋示方書に基づき整備を行う。また、横断歩道橋、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

落石危険個所については、危険度の高い箇所や緊急輸送道路などを優先して防災対策を行い、地震に強い道づくりを推進する。

第２　鉄　道［西日本旅客鉄道株式会社岡山支社］

１　基本方針

西日本旅客鉄道株式会社が管理運営する旅客鉄道事業にかかわる車両、施設、設備の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係地方自治体との連携を図る。

２　現状と課題

西日本旅客鉄道株式会社の市内における鉄道路線には、津山線、因美線、姫新線があり、その線路構造物は昭和５年の「橋りょう標準設計化」以降、設計水平震度０．２として設計されている。

その後の設計基準の変遷の中で、現在は設計水平震度０．２を基準とし、地盤特性、構造物の固有周期を加味した修正震度法並びに動的解析法を用いている。

また、これら以前の構造物については、個別の構造物検査により、水平震度０．２での安定性を確認している。

阪神・淡路大震災では、新幹線橋梁の橋けた落下、高架橋柱の損傷や東海道本線六甲道駅の倒壊など、構造物に多大な被害を受けた。この原因としては、非常に大きな地震力が働いたこと、さらに構造物の固有周期に近い卓越周期を有していたためと推定されているが、この被害状況を見るとき新たな地震対策が必要となっている。

３　対　策

平成１０年１２月に運輸省鉄道施設耐震構造検討委員会によって新たな耐震設計手法がまとめられた。これは、阪神・淡路大震災のような都市直下型地震動にも対応するもので、今後はこの設計法を順次取り入れていくこととする。

なお、上記の新たな設計手法が確立するまでの当面の処置として、同委員会から「既存の鉄道構造

物に係る耐震補強の緊急措置」が示されており、これに添って補強工事を進めてきた。現在この工事は、一部を除きほぼ完了しており、今後もわずかに残された箇所について補強工事を進める。

第３　河　川

１　現状と課題

河川敷地は、洪水を安全に流下させるための治水上のスペースとして確保されており、普段は水と緑のオープンスペースとして人々の余暇活動などに利用されている。

河川堤防は、計画高水位以下の流水の通常の作用に対して安全な構造とすることとしており、特別な場合を除き地震を考慮していない。しかし、地震により堤防の被災が生じた際に、大きな浸水被害をもたらすおそれがある場合、特に堤防の耐震性を考慮する必要がある。

２　基本方針

河川管理施設については、通常の河川水位に比べ堤内地盤高が低い所では、地震により堤防が被災した場合、大きな浸水被害をもたらすおそれがあるため、このような地域の河川管理施設の耐震化を図る。

３　対　策

市は、堤防、水門等の河川管理施設で耐震性の劣るものについて、地震に対してその機能が保持できるよう改良し整備を図るよう県及び国に要望する。

第４　砂防関係施設

１　現状と課題

砂防関係施設については、近年の地震による砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設等の被害は軽微なものであることから、現行の設計基準で特に問題はないと考えられる。しかし、市内には老朽化等機能低下したものもある。

２　基本方針

砂防関係施設が老朽化等により機能低下をきたしている箇所について、県と連絡を密にし、補修、補強等整備を促進し、地震による土砂災害の防止を図る。

３　対　策

砂防関係施設は、砂防堰堤と流路工などの砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設であるが、地震によりこれらの施設が完全に破壊されるようなことはないものと予想される。

市は、県と連絡を密にし、既設構造物について常時点検を行い、施設の機能の維持に努め、老朽化した砂防施設は地震に対してその機能が保持できるよう補強対策を進める。

第５　ダ　ム

１　現状と課題

ダムは、国が示した構造令等の設計基準に基づき設計し、ダム位置の選定についても入念な地形･地質調査を実施し対応しており、阪神・淡路大震災や東日本大震災においても、それぞれの被災地にあ

るダムの安全性に直ちに影響を及ぼす被害は発生していない状況であり、安全性は高いとされている。

2　基本方針

緊急時における連絡体制等の確立を行う。

3　対　策

市、県、国土交通省中国地方整備局及び中国電力株式会社は、今後も万全の対策を講ずるため、緊急時連絡体制等の確立を行う。

国、県及び中国電力株式会社は、現在の安全性が維持できるよう適切な維持管理を行うとともに、南海トラフの巨大地震が発生した場合の対応については、今後の国の動向を踏まえた上で、必要に応じて検討する。

第6　ため池

1　現状と課題

ため池についても、阪神・淡路大震災の際ほとんど被害は発生していないが、東日本大震災では被災地域において多くの古いため池が被害を受けており、南海トラフ巨大地震の被害想定では津山市内で最大震度５強が想定されていることから、ハード・ソフト両面の対策が必要である。

市内には４７１のため池があり、老朽化したものも多く、１００余りのため池について計画的な改修が必要である。

2　基本方針

決壊した場合に、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」のうち、耐震性が不足しているものについて、下流への影響度や緊急性を考慮するなど、優先度を定めた上で必要な耐震対策を行い、地震によるため池の被災を防止する。

また、防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、地域住民へ適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、市や住民等が連携して訓練を行うなどにより、地域の災害への対応力を高める。

3　対　策

［市、県等］

農業用ダム、ため池の管理は水害防止上重要なものであり、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、一定規模以上のものについて危険度等の基礎的調査を実施し、調査結果に基づき、管理者である土地改良区等への安全管理の徹底を指導するとともに、防災重点農業用ため池等で、緊急に整備を要するものについては早期改修に努める。

また、適切な維持管理や監視体制を確保し、地震等により防災重点農業用ため池については、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い地域住民への適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、住民等と連携して訓練等を行い、地域住民の地域の災害への対応力を高める。

さらに、震度４以上の地震が発生した場合には、早急に点検調査を実施し、状況の把握に努める。

第７　学校施設

１　現状と課題

　学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、公立学校については、災害発生時には地域住民の指定緊急避難場所・指定避難所としての役割を果たす重要な施設であることから、早急に耐震化を促進し安全性を確保するとともに、防災機能を強化することが求められている。

２　基本方針

　児童生徒等の安全を守り、安心で豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、実効性のある耐震化計画を策定し、早期に学校施設の耐震化を進めていく。また、災害時の指定緊急避難場所・指定避難所として防災機能の充実を図る。

３　対　策

［市、県］

①　学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

　学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を促進する。

　また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

②　学校施設・設備等の点検及び整備

　既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。

　また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

　災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

③　危険物等の災害予防

　学校等にあっては、ロッカー等、転倒物の固定器具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。また、化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあっては、それらの関係法令に従い適切な災害予防措置を講じる。

④　その他

　私立学校においては、様々な制度を利用し、校舎の耐震化等の対策を促進する。

（資料）	・防災重点・要改修ため池	（資料編第３－６）
	・ダム・ため池の地震時点検対象施設	（資料編第３－７）

第８　公共建築物

１　基本方針

　庁舎、病院及びその他の公共建築物については、災害時において救援活動の拠点としての機能に支障をきたす被害を受けないよう耐震性を確保する。

２　対　策

国、県、市及び指定管理者は、災害時において救援活動の拠点や指定避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

第９　文化財

１　現状と課題

地震による被害としては、建造物の倒壊、液状化による地盤沈下、また、美術工芸品等の転倒・落下による損傷等が懸念される。これらに対しては、文化財の構造や材質等に応じた具体的な改善策を講じておく必要がある。

２　基本方針

文化財の保護のため市民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、耐震対策の促進を図る。

３　対　策

［市、県］

①　文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。

②　「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対し防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。

③　適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

重要文化財建造物等にあっては、定期的な修理など平常時のメンテナンスとともに、耐震診断の結果に基づき耐震性能の向上を図るための対策を促す。

建造物以外の有形文化財にあっては、異動・転倒・落下等による被害や、博物館等の文化財公開施設における展示物の転倒・落下による人命への被害を防止するため、日頃からの備えを促す。

④　文化財および周辺の環境整備を実施する。

⑤　県は、市や民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。

第３項　ライフライン（電気、ガス、水道等）等施設予防計画

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を及ぼすとともに、避難生活環境の悪化等を招くことから、県、市町村及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める必要がある。

特に、三次医療機関等の人命にかかわる重要施設に係るライフライン施設については重点的に耐震化を進める。

第１　共同溝

1　現状と課題

電線等の地中化については、都市景観の向上、自転車・歩行者等の通行空間の確保及び都市防災機能の強化等の観点からその促進が図られてきており、市内でも、電線共同溝等により地中化が行われている。今後も地中化の促進を図ることとするが、電線管理者等が相当の負担を負う必要があるため、施工箇所の協議を進める中で、その負担が支障となっている。

2　基本方針

震災時の電柱倒壊等によるライフラインの途絶、救命・救急、消防活動等を行う緊急車両の通行を妨げる道路の寸断等を防止するため、電線共同溝等の整備を効率的・効果的に進め、電柱等の地中化の推進を図る。

3　対　策

電気、ガス、水道、電話等を収容する共同溝については、ライフラインの保護という観点から有効な施設であるため、整備に向けた検討を進める。

また、電気、電話等の電線類は、架空線と比較すると地中化の場合の断線はほとんどなく、日常の維持管理の簡素化、災害時の復旧の迅速化が図られるため、電線共同溝をはじめとする地中化の促進を図る。

第２　上水道施設

1　現状と課題

住民が飲用に適する清浄な水を得ることができるようにすることは、住民の生存、生活の基本的な事項の一つであり、この整備と確保は、行政としての責務である。また、緊急時にも住民の生活や生命を守るために必要な水を供給する行政の役割は、ますます重要性を高めてきている。

緊急時のハード面対策

① 災害によって被害を受けない水道づくり

② 被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能が麻痺することがないような水道づくり

③ 被災した場合であっても、その早急な復旧が可能な水道づくり

一方、水道事業の立場からは、水道事業は料金収入による独立採算により経営することを基本としており、早急な施設の耐震化や近代化は困難である。しかし、県の被害想定では、最大震度６強が想定されており、緊急時の飲料水の確保は、東日本大震災を例とする大災害時においても、水道事業が中心的役割を果たすことが期待されていることを再認識しておかなければならない。

この基本的認識に立ち、水道事業体としては、生活用水や生活に密接にかかわる主体としての社会的使命の重さを改めて自覚し、計画的な施設整備をはじめ、都市行政や防災行政とも連携して、これまでの枠に限定されずに、事業活動のあり方を検討することも必要である。

2　基本方針

耐震性確保の観点から水道施設の総点検を行い、施設の老朽度合い、震度分布図及び液状化危険度分布図など、地形、地質の状況を勘案して必要な耐震性診断を実施することによって、優先度を見極め、総合的かつ計画的に耐震化を推進する。

また、災害時の広域支援体制の確立や民間事業者との連携を図る。

3　対策

(1) 基幹施設及び重要系統の耐震化、近代化

水道施設について部分的な被害が生じても、他の部分においては通常の機能を発揮することができるようにするために、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を促進する。

各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の近代化を進める。

また、河川等を複数系統の管で横断する場合には、一方を水管橋又は橋梁添架管、他方を伏越しとする等、工法を変えることも併せて推進する。

(2) 老朽管の更新

石綿セメント管、鋳鉄管等については、耐震性の確保、また東日本大震災でも立証されたことから、ダクタイル鋳鉄管等耐震管への計画的な布設替えを行う。また、配水本管については離脱が起りにくい伸縮性のある継手を使用する。

(3) 緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンするような緊急時においても、他の水道施設によってカバーし、機能を維持できるようにして、水道システムの安定性を向上させる。

(4) 水道施設の広域化

応急給水や復旧作業のための用水を確保する上では、被災系統に他の系統から水融通を行うことが有効である。そのため、広域的に水を融通できる広域水道を整備することにより、広域的なバックアップ機能の強化を推進する。

(5) 訓練・研修等の実施

訓練・研修等の実施を通じて、災害時の応急給水や応急復旧など、緊急時の広域支援体制の確立を図るとともに、民間事業者と連携した支援体制の確保を推進する。

（資料）　・上水道施設　（資料編第４－５－(3)）

第３　下水道施設

1　現状と課題

下水道は、重要なライフラインの一つであるが、耐震化が進んでおらず、震災等により下水道の機能が麻痺した場合、汚水の滞留や未処理下水の流失による公衆衛生被害が発生して、住民活動や社会活動に大きな影響が生じることが懸念される。そのため、施設の耐震化を計画的に実施するとともに、被災時の迅速な応急復旧体制を確保する必要がある。

2　基本方針

下水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、施設が被災した場合でも最低限の下水道機能等が

確保できるような施設計画や応急対策計画の整備を推進する。

３　対　策

(1) 下水道施設の耐震化等

処理場や処理場へ直結する幹線道路など、重要度の高い下水道施設の耐震診断や耐震化を優先的に実施するなど、施設の効率的な耐災害性の向上を図る。

(2) 下水道ＢＣＰの策定等

大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、市下水道に係る事業継続計画（下水道ＢＣＰ）を策定するとともに、訓練・研修等を通じて、その実効性の向上を図る。

(3) 下水道施設の弾力的運用

施設が損傷を受け下水処理が不能となった場合でも、必要最低限の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画とする。

(4) 下水道施設の防災施設としての活用

下水道は、下水処理場、ポンプ場等まとまった空間を有しており、これらを避難場所・延焼遮断帯として活用する。

また、高度処理水を消防用水、雑用水等として利用することを考慮した施設計画を策定する。

第４　電気施設［中国電力ネットワーク株式会社］

１　現状と課題

東日本大震災等の過去に発生した大震災の教訓を踏まえ、必要な対策はおおむね実施できている。完了していない対策についても計画的に進めている。また、国が公表した南海トラフ巨大地震の想定に対する対策検討を行い、減災の考え方も取り入れ、必要に応じた対策を進めている。

２　基本方針

電力施設の災害を防止し、また、発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、防災・減災環境の整備と災害発生原因の除去に常に努力を傾注する。

３　対　策

ア　配電設備

(ｱ) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため同基準に基づき設計する。

(ｲ) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を配慮し設計する。

イ　送電設備

(ｱ) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため同基準に基づき設計する。

(ｲ) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を配慮し設計する。

ウ　変電設備

機器の耐震は、変電所設備の規模や過去に発生した地震動などを勘案した、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。また、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

エ　通信設備

屋内装置の設置方法については、建物の構造(柔構造または剛構造)と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮し設計する。

オ　水力発電設備

水力発電設備は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令、ダム設計基準等に基づき設計する。

また、電気工作物は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準に基づき設計する。

（資料）　・電力施設（発電所・変電所）　（資料編第４－５－(1)）

第５　ガス施設

１　都市ガス［津山ガス株式会社］

(1) 現状と課題

①　ガス製造施設

ア　ガス製造設備の設計は、ガス事業法（昭和29年法律第51号)、消防法及び建築基準法の諸法規並びに製造設備等耐震設計指針などの自主基準に準拠している。

イ　危険物貯蔵・ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、危険物の流出防止設備、消防設備等の保安設備の整備に配慮している。

②　供給施設

ア　ガスホルダー

(ｱ) 製造施設と同様に、ガス事業法などの諸法規及び球形ガスホルダー指針などの自主基準に基づいて設計しているほか、安全装置や遮断装置の設置、離隔距離等について考慮している。

(ｲ) 耐震構造になっている。

イ　ガス導管

(ｱ) ガス導管の設計は、ガス事業法、道路法（昭和27年法律第180号）等の諸法規及びガス導管耐震設計指針、本支管指針、供給管・内管指針などの自主基準に準拠して設計、施工している。

(ｲ) 新設の導管材料には、ダクタイル鋳鉄管、被覆鋼管及びポリエチレン管を使用している。

(ｳ) ダクタイル鋳鉄管の接合は、抜け出し防止機構を有する機械的接合、被覆鋼管のうち本管の継手は溶接接合とし、支管などの小口径導管は溶接接合又は抜け出し防止機構を有する機械的接合としている。なお、最近はポリエチレン管による融着接合の割合も増加している。

既設導管の一部には印ろう型・ガス型接合の鋳鉄管、ネジ接合の鋼管があるため随時溶接接合の被覆鋼管、抜け出し防止機構を有する機械的接合の被覆鋼管及びダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン管への入れ替え又は更正修理を進めている。

(ｴ) ガス導管には、緊急遮断のため又は供給操作上の必要により遮断バルブを設置している。

設置個所は、製造所及び供給所の送出導管、中圧導管の分岐箇所及びその他供給上必要な箇所などである。

また、各戸への供給管にはガス事業法及び自主基準により遮断バルブを取り付けており、さらに、ガスメーターの入側にはすべてメーターガス栓を取り付けている。

(オ) ガス施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察関係機関への連絡体制を整えている。

イ　マイコンメーター

地震やガス漏れ等の異常時に、一定の基準により自動的に各戸へのガスの供給を遮断するマイコンメーターの設置を進めている。

ウ　ガス整圧器

地区整圧器が各戸への供給圧力を制御する最下流の圧力調整器であり、その性能及び作動の良否は、直接、ガスの使用状態に反映する。整圧器の設計、施工、維持管理については、ガス事業法等の諸法規及びガス導管耐震設計指針、本支管指針などの自主基準に準拠して安全性の確保に努めている。

③　通信施設

ア　災害時有線電話、衛星携帯電話、ＭＣＡ無線等使用目的に応じた信頼性の高い通信設備を検討し、整備に努めている。

イ　自家発電設備や無停電電源装置、バッテリー等通信施設に応じた停電対策を検討し、整備に努めている。

④　巡視、点検

通常時におけるガス施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安規程による自主検査を実施している。また、地震が発生した場合には、自社制定の地震等防災対策に関する要領書に従ってガス施設を点検する。

⑤　供給停止体制

災害発生時に被害の大きな地域の二次被害を防止するため、必要に応じて供給停止を実施する。これを迅速かつ最小範囲の供給停止とするため、供給区域内のブロック化と各ブロックへのＳＩセンサー設置・遠隔監視体制を構築する。また、供給停止を想定した訓練を定期的に実施する。

(2) 基本方針

一般社団法人日本ガス協会による過去の地震におけるガス施設の被害に関する事例研究及び対策指針などを参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の発生を防ぎ、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性の強化等の対策を実施する。

(3) 対　策

①　ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施する。

ア　整圧所等に緊急遮断装置及び緊急放散設備等の保安設備を整備増強する。

イ　新設するガス導管については、今後も溶接接合の被覆鋼管、抜け出し防止機構を有する機械的接合方法を用いた被覆鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管の普及に努め、導管の耐震性、安全性の向上を図る。

ウ　既設導管のうち印ろう型・ガス型接合の鋳鉄管、ネジ接合の鋼管については、耐震性に優れた導管への入替え又は更正修理をさらに推進する。

エ　マイコンメーターの設置をさらに推進する。

② 総合防災システムを確立することにより災害防止に努める。

ア 地震の強さを知り緊急時の判断資料とするため供給エリア内に地震計を設置する。

イ 導管情報をマッピングシステム等によりさらに整備し、計画的な耐震対策を図る。

ウ 供給停止地区の極小化のため、被害を受けた地区のみを導管網から選択的に切り離し、その他の地区にはガスを供給できるように単位ブロックの確立を進める。

エ 供給区域内の液状化予測を行い、必要に応じた液状化対策を実施する。

オ 通信施設の整備、補強を行う。

2 ＬＰガス［一般社団法人岡山県ＬＰガス協会］

(1) 現状と課題

① ＬＰガス製造（充填）施設

ＬＰガス製造事業者は、関係法令を遵守し、次のとおり措置している。

ア 製造施設は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）等の関係法令及びＪＬＰＡ基準等の自主基準に基づき維持管理に努めている。

イ 製造施設は緊急時に備え、緊急遮断装置、安全装置及び防消火設備等の保安用設備を配備している。

ウ ＬＰガス貯槽は、高圧ガス保安法の耐震基準に適合している。

エ 危害予防規程において、防災隊の設置及び緊急時の措置基準を定め、従業員の教育、訓練に努めている。

しかし、現行の措置基準等は大規模地震を想定していないので、次の事項について検討、整備する必要がある。

ア 広域応援体制の整備

イ 地域性を考慮した感震器の設置及び緊急措置マニュアルの見直し

ウ 防災訓練の消防機関等との合同実施

② ＬＰガス消費設備

ＬＰガス販売事業者は、一般家庭用等のＬＰガス消費設備の設置及び維持管理等について、関係法令を遵守し、次のとおり措置している。

ア 消費設備は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）等に定める設置工事基準に基づき設置し、定期的に調査、点検し、維持管理に努めている。

イ 地震時等におけるＬＰガス容器の転倒、バルブの損傷等の防止装置及びガス漏れ防止のための安全機器の設置促進に努めている。

ウ 消費者に対し、地震発生時のガスの使用中止等の措置及び緊急連絡先等について毎年周知徹底を図っている。

今後、過去に発生した震災の教訓を踏まえ、特に次の事項について消費者の理解を得るなどして促進する必要がある。

ア 高機能の安全機器の１００％設置

感震機能を有するマイコンメータＳ型等を設置し、販売事業所等において２４時間集中監視するシステムの普及

イ 要配慮者対策の強化

ウ 避難所となる公共施設等へのＬＰガス消費設備の設置促進及び地震災害時のリスク分散型のＬＰガス供給方式の採用促進

(2) 基本方針

ＬＰガスは、家庭用や業務用の燃料として消費されており、安全の確保はＬＰガス業界に課せられた重大な社会的責務である。

このため、業界をあげて消費設備等の安全対策を一般消費者及び公共機関の理解を得ながら推進するとともに、万一の災害に備えて防災体制等の整備に積極的に取り組む。

(3) 対　策

① ＬＰガス製造（充填）施設関係

ア ＬＰガス製造事業者の主要業務

ＬＰガス製造事業者は、関係法令等を遵守し、設備の維持管理及び従業員の教育、訓練に努めるとともに、次の事項について検討、整備する。

(ｱ) 製造施設の耐震性の強化等

特に、配管、ポンプ回りについて定期的な耐震機能の点検を強化するとともにフレキシブル管の増強等を行う。

(ｲ) 感震器の設置及び緊急措置マニュアルの見直し等

比較的地盤が軟弱な場所にある設備については、感震器を設置するとともに、作動したときの緊急措置マニュアルの見直し整備を図る。

(ｳ) 合同防災訓練の実施

防災訓練を消防機関等と合同で実施し、防災力の強化に努める。

(ｴ) 緊急対策用の防災工具、資機材の把握

定期的に調査し、実態を把握しておくとともに、緊急調達先について検討しておく。

② ＬＰガス消費設備関係の実施責任者と主要業務

ア ＬＰガス消費者

自らが保安の責任者であるとの認識の下に、次の事項について各自がＬＰガスの事故防止に努める。

(ｱ) ＬＰガスの安全についての知識の習得

ＬＰガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、地震等発生時の初期防災活動等についての知識を習得し実践する。

(ｲ) 消防等公共機関や岡山県ＬＰガス協会津山支部等が実施する防災訓練等に参加する。

イ ＬＰガス販売事業者

全従業員に対して、顧客にＬＰガスと併せ安全を提供することの基本方針を徹底し、関係法令の遵守、防災体制等の整備及び顧客とのコミュニケーションに努めるとともに、特に次の事項について平素から積極的に対応する。

(ｱ) ＬＰガス消費設備の耐震性の強化

新規工事施工時及び定期の調査、点検等の際、次の項目についてチェックし、耐震性の維持に努める。

a 容器の転倒防止（容器固定チェーンの二重がけの推進）

b 容器、ガスメータ、調整器等を建物被害の影響を受けにくい場所へ設置

c 配管は可とう性のある材料とし屋内配管にはフレキシブル管を導入

d 埋設配管はＰＥ管等可とう性及び耐食性のある材料を使用

e 安全機器については、感震器を内蔵しているマイコンメータＳ型等による 24 時間集中監視システムの設置促進

f　容器が転倒・流出した場合に備えて、ガス放出防止機能を有した高圧ホースの設置促進

(ｲ) 防災体制の強化

a　過去に発生した震災の教訓を踏まえ、緊急措置マニュアルの見直し、従業員の教育、訓練に努める。

b　緊急出動を迅速に実施するため、次の対策を講じる。

震度５弱以上の地震が発生したときの自主出動制度

c　岡山県ＬＰガス災害対策要綱に基づく応援隊の受入れについて、顧客先のリスト及び地図の作成をしておく。

ウ　岡山県ＬＰガス協会津山支部等

会員が実施する災害防災対策について指導するとともに、次の共通的事項の実施等について市、県、関係団体等の指導、協力を受けて積極的に取り組む。

(ｱ) 広域防災体制の確立

市内全域及び県内外の関係団体との広域応援協定の締結及び合同防災訓練を実施する。

(ｲ) 防災工具及び資機材の整備

消費設備の調査、点検及び応急修理に必要な防災工具、資機材等について定期的に実態把握するとともに、備蓄及び市外関係者からの応援体制について検討しておく。

(ｳ) ＬＰガス消費者への保安啓発活動の実施

消費者の初期防災活動が被害の拡大と二次災害の防止上重要であることから、パンフレットの作成配布、防災訓練の実施等により安全についての周知徹底を図る。

(ｴ) 公共施設等へのＬＰガス設備等の設置促進

市、県等の公共機関に対して、地震災害発生時に指定避難所となる公共施設等に、ＬＰガス災害用バルクシステム、ＬＰガス発電機、ＧＨＰ、ガスジェネレーション等災害対策用機器の設置を促進し、災害時の緊急対応能力の強化を促進する。

(ｵ) その他必要な事項

（資料）　・高圧ガス大量保有事業所　（資料編第３－２０）
　　　　　・ガス施設　　　　　　　　（資料編第４－５－(2)）

第６　通信施設〔西日本電信電話株式会社岡山支店、株式会社ＮＴＴドコモ岡山支店〕

１　現状と課題

＜平成７年阪神・淡路大震災の場合＞

(1) ネットワーク系設備（交換所～交換所間を結ぶ設備）

長距離系設備については、これまでの各種信頼性向上施策が功を奏し、通信サービスの中断を免れた。また、交換所内通信設備は地震の被害を受けず、主要伝送路も予備伝送路に切替わったことで通信上の影響は回避できた。

地域系設備については、停電等地震の影響を受けやすいことからサービス中断を免れることはできず、通信設備等が長期間機能停止し、ピーク時には被害が約 28 万５千加入に及んだ。

(2) アクセス系設備（交換所～各戸を結ぶ設備）

アクセス系設備は 10 万を超える家屋の倒壊や火災等により、架空ケーブル、電柱、引込線が被災し、約 19 万３千加入が被害を被った。

地中設備については振動により、ケーブル、管路、マンホール等に被災があったが、これらに起因する故障は少なかった。

(3) 建物・鉄塔設備

① 通信建物

新潟地震及び十勝沖地震を参考として関東大震災級の地震に耐えられる設計としており、耐震性を発揮した。

② 鉄塔設備

鉄塔設備については２基が被災したが、通信には影響を及ぼさなかった。

(4) 電話輻輳の影響

大都市が被災したことから、過去に類を見ない電話輻輳が発生し、数日間継続した。

(5) 公衆電話への影響

停電によりカードが使用できなくなったことから、硬貨の収納スペースが満杯（コイン詰まり）となり利用できない状態が多数発生した。

＜平成１２年鳥取県西部地震の場合＞

鳥取県西部地区で市内のケーブルの被害があったものの、他の通信設備については被害がなかった。しかし、地震発生直後、安否確認等の通話が大量発生したため数時間電話の輻輳状態が継続したが「災害用伝言ダイヤル（171)」の提供により当日夕方には緩和された。

＜平成２３年東北地方太平洋沖地震の場合＞

宮城県男鹿半島沖を震源とするM9.0、最大震度７の大震災直後の大津波により、岩手県・宮城県・福島県において全壊・流出ビル41ビル及び広域停電による通信設備の機能停止した通信ビル344ビルで約152万回線の通信サービスが中断した。

沿岸部の通信設備被害は電柱流失・損壊6.5万本、ケーブルの流失・損壊は約6,300ｋｍであった。

なお、「公衆電話の無料化」、「災害用伝言ダイヤルサービス（171)」「災害用ブロードバンド伝言板（Ｗｅｂ171)」の提供は震災当日から実施し、５ヶ月間で約380万件の利用があった。

２　基本方針

過去の大震災等の教訓から、平常時においては、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

(1) アクセス系設備の地中化の推進

信頼性と美観等の観点から進めてきたケーブルの地中化により、地下設備の被害が少なかったことが立証されたので、市、県等と連携して地中化を推進する。

(2) 通信電源の確保

広域停電に対処するため交換所への予備発電装置の設置、蓄電池の容量増及び非常用移動電源車

の配備の見直しを行う。

(3) 緊急通信確保のための衛星通信の利用
地上の設備状態とは関係なく通信ができる衛星通信の特性を生かし、重要通信の確保と、被災地と非被災地との情報交換のために、通信衛星（ＪＣＳＡＴ－５Ａ）による衛星回線システムを構築する。
(4) 中継伝送路の信頼性向上
交換所～交換所間を結ぶ主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。

第４項　廃棄物処理体制整備計画

1　現状と課題
大規模災害時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、平常時の体制ではその処理が困難である。
災害時に発生する廃棄物をできる限り迅速かつ計画的、効率的に処理するため、発生する廃棄物量をあらかじめ推計するほか、災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置や適正な処理方法、減量化、最終処分の計画を事前に策定しておく必要がある。
さらに、広域的な処理を想定した、支援協力体制の構築が求められている。

2　基本方針
市及び県は、発災時における混乱を避け、災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定する。策定に当たっては、被害が広域かつ甚大な災害に対処するため、自らが被災するだけでなく、支援する側になることも想定して検討を行う。
また、廃棄物の処理主体となる市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅ろう化などの災害対策を講じるとともに、災害時に、廃棄物を処理しつつ電力供給や熱供給等の拠点としても活用できる機能を備えるものとする。

3　対　策
(1)　廃棄物処理施設の災害予防等
ア　災害予防及び資機材等の備蓄
［市］
a　施設整備等
市は、既存一般廃棄物処理施設について耐震化、不燃堅牢化及び浸水対策等を図る。
また、水道や電気等ライフラインの断絶に備え、予備冷却水の確保、施設の稼働に必要な燃料、薬剤の備蓄、非常用発電機の設置に努めるとともに、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう努める。
b　仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）、簡易トイレの備蓄
災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び指定避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。
［県（環境文化部）］

県は、市が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等に関し、必要な助言その他支援を行う。

また、災害時における建物等の解体撤去、廃棄物の収集運搬、処理、仮設トイレ等の確保について、関係団体との協力体制の整備に努める。

(2) 組織体制の整備等

［市］

市は、迅速に適切な廃棄物処理のための初期活動が行えるよう、発災時の動員・配置計画、連絡体制、指揮命令系統等をあらかじめ定めておく。

関係行政機関、周辺市町村及び廃棄物関係団体等との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

また、迅速かつ的確に情報収集し、関係機関等との連絡調整、処理計画の実行が行われるよう職員の教育訓練を実施する。

［県（環境文化部）］

県は、市の状況把握を行うための情報収集、連絡体制を整えるとともに、職員の教育訓練、研修会等を実施する。

また、広域的な調整等（支援県となる場合を含む。）に備え、国、他都道府県、関係機関との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

(3) 災害廃棄物処理計画の策定

［市］

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。

［県（環境文化部）］

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(4) 災害時の廃棄物処理体制の整備

［市］

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

ア 仮設トイレ等し尿処理

市は、避難所等に設置する仮設トイレから膨大なし尿の発生が想定されることから、発生量をあらかじめ推計し、迅速な収集運搬体制、処理体制を検討しておく。

イ 避難所ごみ等

市は、指定避難所のごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬、処理体制の検討を行うとと

もに、液状化等による収集困難地区からの一般廃棄物の収集運搬体制についても検討しておく。

ウ 災害廃棄物

a 発生量・処理可能量の推計

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の作成等の検討を行うための基礎的な資料となる。市は、あらかじめ地域防災計画で想定される災害規模に応じた発生量及び自区内の処理可能量を推計しておく。

b 処理スケジュール・処理フロー

市は、災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法等を検討し、処理スケジュールと処理フローを検討しておく。

c 収集運搬

市は、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討しておく。

d 仮置場、仮設焼却炉

市は、想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平常時にあらかじめ設定し、併せて利用方法や仮置場での破砕・選別方法等についても検討しておく。

また、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破砕・選別機等の必要性等を把握し、短期間で仮設焼却炉等を設置し稼働する方策を検討しておく。

e 損壊家屋の解体・撤去

市は、道路担当部署等と調整し通行上支障がある災害廃棄物の撤去や、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を検討しておく。解体作業を円滑に行うため、必要に応じ建設事業者団体や解体事業者団体等との協定締結を検討しておくとともに、速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

f 最終処分

市は、必要に応じ、災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場候補地を平常時に検討しておく。

g 広域的な処理処分

市は、円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続方法や契約書（被災側・支援側）の様式等を平常時に検討・準備する。

h 各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者から廃棄物の処理に関し、さまざまな相談・問合せが寄せられることが想定されるため、市は、受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）及び情報の管理方法を検討しておく。

［県（環境文化部）］

県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。県は、市町から事務委託を受け、災害廃棄物処理を実施する場合がある。

第５項　危険物施設等災害予防計画

1　現状と課題

危険物には石油類をはじめとして発火性、爆発性があり、災害の発生及び拡大の防止のため平素か

らの対策が重要である。

また、これら危険物は、大別して製造所のほか、貯蔵所、取扱販売所の形で流通しており、それぞれの流通部門ごとの対策も必要である。

2　基本方針

消防機関、県等は石油類、高圧ガス、火薬類及び放射性物質の予防対策について施設管理者等を指導し、災害の未然防止に努める。

3　対　策

(1) 石油類施設災害予防対策

① 法令に基づく検査・指導

消防機関及び県は、消防法及び危険物の規制に関する政令に基づき、次の事項を実施する。

ア　危険物製造所等に対する保安検査、立入検査を実施する。

イ　各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

② 施設管理者等の措置

ア　それぞれの施設に応じた日常の点検事項及び点検方法等を自主的に定める。

イ　施設における化学消火薬剤及び必要資機材の確保を図る。

ウ　自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制を確立する。

③ 輸送対策

消防機関は、警察の協力を得て、輸送中のタンクローリー、携行缶運搬車両を検査し、指導、取締りの強化に努める。

(2) 高圧ガス施設災害予防対策

① 法令に基づく検査・指導

消防機関、中国四国産業保安監督部及び県は、高圧ガス保安法及び関係保安規則に基づき、次の事項を実施する。

ア　高圧ガス設備等の保安検査、立入検査を実施する。

イ　各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

② 施設管理者等の措置

ア　保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。

イ　定期自主検査を実施する。

③ 輸送対策

消防機関、県及び県警察は、高圧ガスの輸送に係る事故対策を強化するため、次の事業を実施する。

ア　高圧ガス移動防災訓練

イ　高圧ガス輸送車両合同取締り

(3) 火薬類施設災害予防対策

① 施設管理者等の措置

ア　保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。

イ　定期自主検査を実施する。

② 輸送対策

警察は、火薬類の輸送に係る事故対策を強化するため、火薬類輸送車両合同取締等を実施する。

(4) 放射性物質災害予防対策

消防機関、県、県警察、文部科学省、消防庁、中国経済産業局等関係機関は、医療用、工業用等の放射性物質による災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置を実施し、連携して災害予防対策を推進する。

① 防災体制の整備

② 通信連絡体制の整備

③ 環境監視体制の整備

④ 救助体制の整備

⑤ 防護用資機材の整備

（資料） ・危険物大量保有事業所 （資料編第３－１９）

・高圧ガス大量保有事業所 （資料編第３－２０）

・放射性物質に対する資機材等の備蓄（津山圏域消防組合分）

（資料編第４－２－(7)）

・放射性物質の放出事故等に係る通報連絡 （資料編第８－１）

第６項　有害物質等災害予防計画

１　現状と課題

大気汚染防止法に規定するばい煙及び特定物質、水質汚濁防止法に規定する有害物質、ダイオキシン類対策特別措置法の規定による有害ガス（以下「有害物質等」という。）の発生又は漏えいにより、人体や環境に危害が及ばないよう予防対策が必要である。

２　基本計画

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）並びに岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成 13 年岡山県条例第 76 号）に規定する有害物質等を発生するおそれのある施設（以下「特定施設等」という）を設置する工場・事業所に対し、地震により引き起こされる施設の異常や有害物質等の漏えい等に対する予防対策の推進を促す。

３　対　策

（１）保安管理体制の強化

① 施設管理者等の措置

ア　施設管理者等は、施設の点検及び保安体制の強化に努める。

イ　各種排出される有害物質等に対応した検知器又は自動測定装置等の整備等による監視体制の強化を図る。

ウ　災害発生時における付近住民への周知方法を確立する。

エ　防災衣服、防災マスク及び吸着等を整備する。

オ　施設の緊急停止等

（資料） ・ばい煙及び特定物質並びに有害ガス一覧 （資料編第８－２）

第７項　流出油等災害予防計画

１　現状と課題

地震によるオイルタンク等の損傷によって石油等が河川、池等に流出すると、農業、漁業、生物、環境等に著しい被害を及ぼす。

また、広範囲に流出した油等の回収には、非常な労力と時間を要することから、流出防止に万全を期す必要がある。

２　基本方針

施設からの流出予防対策を推進する。

３　対　策

施設管理者は、次の事項の対策に努める。

①　危険物の規制に関する政令に基づき、オイルタンク等の安全調査及び保守点検を実施する。

②　排水溝等流出防止設備を完備する。

③　移送機材、土のう、薬剤等応急資機材の整備を図る。

第８項　地盤災害予防計画

１　現状と課題

地震による地盤災害は、地域による地盤特性によって大きく異なる。このため、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

２　基本方針

地盤災害は、地域特性が極めて顕著な現象であり、各種施設の被害を未然に防止するため、地域の特性を十分調査検討し、地盤特性に関する知識の普及に努めるとともに適正な土地利用を推進し、災害時の被害を軽減するための諸対策を講じる。

３　対　策

(1)　地すべり、急傾斜地等崩壊危険区域の予防計画

①　地すべり予防計画

市は、国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域及び危険箇所について、地表水の排除、浸透水・地下水の排除等を中心とした防止施設の整備を推進し、地すべり災害の未然防止を図るものとする。

②　急傾斜地等崩壊危険区域予防計画

県が危険度の高い急傾斜地について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき指定する急傾斜地崩壊危険区域について、崩壊を助長する行為の制限及び急傾斜地崩壊対策事業等の実施の推進を図る。

また、市・県及びその他関係機関は崩壊危険箇所について平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対しがけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図り、必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。

(2) 液状化危険地域の予防計画

① 液状化危険地域の把握

市内の河川沿いの一部の地域等では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化が発生し、建築物、地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。

このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握する。

② 液状化防止対策の実施

地域住民に対しては、地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。

併せて、地盤の液状化を防止する地盤改良、液状化による被害を最小限にとどめる建築物、地下埋設物等の耐震強化等、各種対策の普及を図る。なお、東日本大震災を受け、国において施設の特性を踏まえ、公共インフラにおける各技術基準のあり方を検討することとしており、その検討結果を踏まえて取り組む必要がある。

(3) 造成地の予防計画

宅地造成については、巡視等により無許可開発や危険箇所を発見した場合は、県に通報するなど災害発生の防止に努める。

(4) 大規模盛土造成地マップの周知等

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを周知するほか液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

(5) 土地利用の適正化

① 土地条件の評価

土地自然情報を収集、整理し、災害強度の評価を実施し、その結果に基づいた適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。

また、その結果は危険箇所マップの作成等により災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く一般市民に対して公開することにより、市民の意識を啓発し、市民と行政が協力した土地利用の適正化の推進に資する。

② 土地利用の誘導、規制

土地基本法（平成元年法律第 84 号）の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

（資料）・土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
（資料編第３－８）
・急傾斜地崩壊危険箇所　　（資料編第３－９）
・地すべり地区　　（資料編第３－１１）

・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
（資料編第３－１２）
・宅地造成工事規制区域　（資料編第３－１６）

第３章　震災応急対策計画

第１節　応急体制

第１項　応急活動体制

１　現状と課題

大規模地震においては、職員の被災、交通機関の途絶等が想定されることから、応急活動に従事する要員が自動的に体制につき、即応的な応急活動がとれる体制を確保する必要がある。

特に、被害状況の早期把握がその後の応急対策を実施するうえで重要であることから、集合途上における被害情報の収集や周辺の現状把握なども併せ、初動体制の確立を図る必要がある。

２　基本方針

地震が発生した場合における初動体制として、緊急初動班の配備、業務を定め、必要に応じ災害対策本部を円滑に設置し、運営できる措置を講じておく。

また、被害状況の把握に努め、市民の生命、財産の被害を最小限に食い止められるよう、応急活動の基礎となる情報収集、情報伝達に努める。

３　対　策

(1) 防災体制

震度階等に基づく防災体制及び職員の配備は次のとおりとする。

防　災　体　制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外
警　戒　体　制 （１号配備） 【災害警戒本部】	震度４又は５弱	企画財政部 総　務　部 税　務　部 環境福祉部 こども保健部 産業文化部 農　林　部 都市建設部 地域振興部 加茂支所 勝北支所 久米支所 阿波出張所 （水　道　局） （教育委員会）	あらかじめ応急対応を命ぜられている職員
非　常　体　制 （３号配備） 【災害対策本部】	震度５強以上	職　員　全　員	職　員　全　員

(2) 緊急初動班

①　緊急初動班の配備

緊急初動班員は、勤務時間外に市内で震度４以上の地震発生情報をテレビ、ラジオ等により知

った場合には、勤務課所に自主参集する。

② 緊急初動班の業務

緊急初動班の統括責任者（危機管理班長又はその代位者）は、班員を指揮し次の業務を行う。

ア 被災状況等の情報収集

イ 市幹部への情報連絡及び県への報告

ウ 非常体制へ移行する措置

③ 非常体制への移行措置

ア 緊急初動班の統括責任者は、被災状況等により次の順位で連絡し、又は登庁を求め、災害対策本部の設置、自衛隊の派遣要請等の判断を仰ぐ。

第１位　市長、第２位　副市長、第３位　総務部長

イ 被害の状況により災害対策本部が設置されることになる場合は、各部長等に連絡する。

(3) 災害対策本部

① 本部の設置基準等

ア 災害対策本部は、次の場合に設置する。

(ｱ) 震度５強以上の地震が発生したとき

(ｲ) その他市長が必要と認めるとき

イ 災害対策本部を設置したとき及び廃止したときは、県等関係機関に報告する。

② 勤務時間外における職員の配備

ア 本庁及び出先機関の全職員は、震度５強以上の地震情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は自主判断により、勤務課所に出勤するものとする。

イ 勤務課所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの支所、公民館等へ仮配備し、所属長に報告、その指示を受ける。

ウ 各所属長は、職員の配備状況を把握のうえ、必要に応じ、他の部の職員の応援等の措置を講じる。

③ 本部組織

ア 本部組織は、津山市災害対策本部条例及び津山市災害対策本部設置要綱の定めるところによる。

なお、必要に応じて、被災地にあって本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

イ 本部には次の各機関から人員等の派遣を受け、通信手段の確保を図る。

警察、消防、自衛隊、医療機関、電気、ガス、その他必要な機関

④ 本部の応急活動

ア 災害対策本部が設置されたときは、各部・各班はあらかじめ定められた業務を所掌する。

イ 本部は、県の現地対策本部が設置された場合は、相互に連絡をとり、実施する対策の整合を図りながら応急対策を行うものとする。

(4) 支部応援要員

支所・出張所管内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、現地本部の設置、運営等を応援するため、本庁勤務の職員のうち支所・出張所管内出身者を中心に、支部応援要員を選任し、各支所・出張所に配置する。

(5) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要因の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。

現地対策本部についても、必要に応じて同様の配慮を行う。

（資料）　・条例等　（資料編第９－１）

(6) 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。

第２項　地震情報の種別と伝達計画

1　地震に関する警報等の種別

①　緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

(注)緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

②　地震情報

地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。

2　岡山地方気象台からの伝達

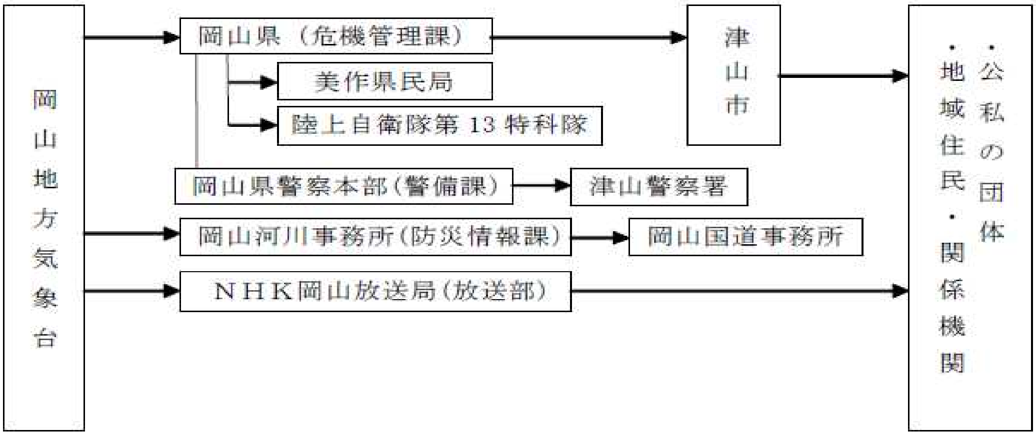

注　　岡山県から陸上自衛隊第13特科隊へは、震度４以上の場合に伝達する。

３　その他機関の伝達（参考）

西日本高速道路株式会社の伝達

４　国への地震情報の伝達

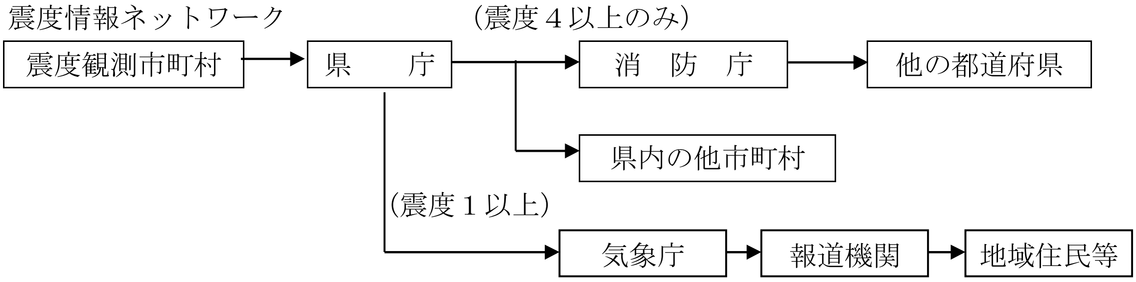

第３項　被害情報の収集伝達計画

１　現状と課題

被害が同時多発し、各防災機関が応急活動に追われると情報の混乱が予想される。応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、有効な通信手段を活用して、市本部と関係機関とが相互に情報を収集、伝達できる体制が必要である。

２　基本方針

災害時には通信回線の被災状況を把握のうえ、適切な通信手段を確保し、情報の収集を図る。

被害情報は、災害初期と引き続く応急対策時に区分して収集し、その情報を県の関係機関に伝達する。

３　対　策

国、公共団体、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意思の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。また、リエゾン（情報連絡員）の派遣基準や業務内容等の検討を進め、リエゾン（情報連絡員）の派遣体制を整備し、迅速に市町村から情報を収集する仕組みの構築に努める。

なお、孤立集落等が発生した場合には、当該集落等との通信手段の確保に特段の配慮を行う。

(1)　災害時の通信手段

①　通信設備の状況

防災関係の無線通信設備の状況は、資料編第４－３のとおり。

②　通信手段の確保

ア　災害発生直後は、直ちに災害情報を連絡するため、次の通信手段を確保する。

(ｱ)　防災行政無線による地上系移動局

(ｲ)　携帯電話、衛星携帯電話等移動通信回線

(ｳ)　民間等の通信設備の優先利用、優先使用（災害対策基本法第 57 条、第 79 条）

(ｴ)　非常通信の活用

(ｵ)　防災関係機関から人員の派遣を受け、無線連絡の確保を図る。

イ　通信手段の確保に併せ、その機能維持等の要員を配置する。

(ｱ) 通信施設の機能確認、維持及び施設の復旧に要する人員
(ｲ) 通信統制、通信運用の指揮等に要する人員

(2) 災害初期の被害情報の収集、連絡
① 市は、被害について把握できたものを直ちに県へ連絡する。
② 市は、地震により、火災が同時多発し、又は多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
③ 市は、被害状況等を県に報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合にあっては、直接消防庁に報告する。
④ 市は、市内において「震度５強」以上の地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。（被害の有無を問わない。）
第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従うものとする。

区 分 回線別		平日（９：３０～１８：１５） ※応急対策室	左 記 以 外 ※宿直室
ＮＴＴ回線	電 話	０3-５２５３-７５２７	０3-５２５３-７７７７
	ＦＡＸ	０3-５２５３-７５３７	０3-５２５３-７５５３
地域衛星通信ネットワーク	電 話	７７-６９-０４８-５００-９０-４９０１３	７７-６９-０４８-５００-９０-４９１０２
	ＦＡＸ	７７-６９-０４８-５００-９０-４９０３３	７７-６９-０４８-５００-９０-４９０３６

⑤ 市は「震度６弱」以上の地震を観測した場合は、発災後速やかに行政機能の確保状況（市町村行政機能チェックリスト）を県に報告する。
⑥ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。
(3) 応急対策時の被害情報の収集・連絡
① 収集・連絡の内容
ア 応急対策時において、救急活動及び防災活動に従事する各防災関係機関は、それぞれの活動状況及び被害状況を市本部に随時報告する。
イ 活動状況については、次の事項を防災関係機関が相互に密接に情報交換するものとする。
［市→県］ 災害対策本部等設置状況、応急活動状況、応援の必要性
［県→市］ 県が実施する応急対策の活動状況
［市→指定地方行政機関等］ 災害対策本部等設置状況、応急活動状況
ウ 県災害対策本部及び市災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応が取れるよう努める。
② 収集・連絡体制
応急対策時の被害状況等の情報収集・連絡の基本は、次のフローによるものとする。ただし、各防災機関において被害の状況等により緊急を要すると判断した場合は、直ちに県本部に連絡する。

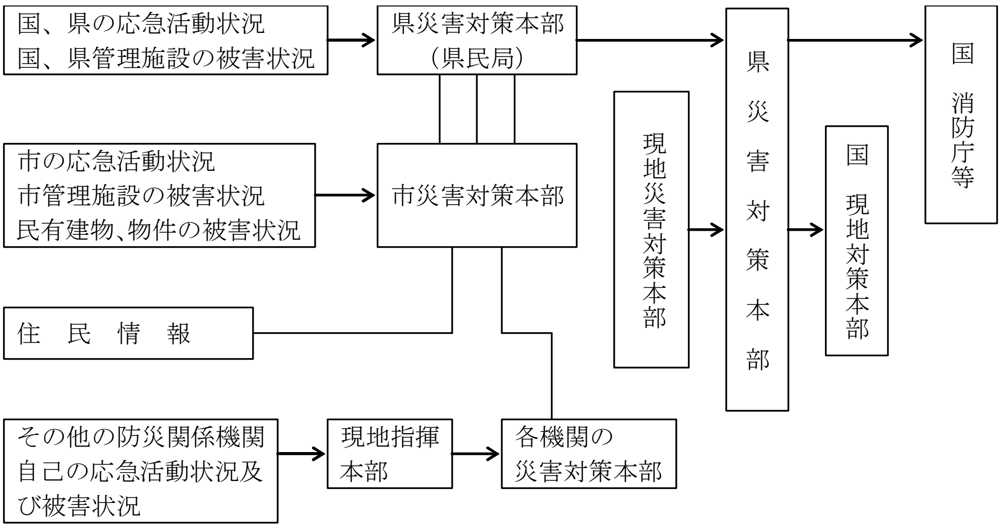

第４項　災害救助法の適用

１　現状と課題

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

災害発生時における迅速、的確な法の適用を図るために、手続きを整理しておく必要がある。

２　基本方針

制度の概要並びに適用基準及び手続きの概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

３　対　策

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

知事は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、市長に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

(2) 救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、実施に関する事務を市長に委任するものであるが、平時から市へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。

なお、知事は、市長へ委任した救助であっても、市長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

救助の種類	実施者
応急仮設住宅の供与	知事
医療及び助産	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	
避難所の供与	市長
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	
学用品の給与	
埋葬	
死体の捜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

(3) 適用基準

市及び県は、次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。

該当する場合又は該当すると見込まれる場合は、後記手続をとる。

① 市内の滅失した住宅の数が１００世帯以上のとき

② 県下の住家滅失世帯数が１，５００世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が５０世帯以上のとき

③ 県下の住宅滅失世帯数が７，０００世帯以上あって、市の住家滅失世帯数が多数であるとき。

④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したとき。

⑤ 多数の者が生命又は身体に障危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

(4) 適用手続き

市長は、災害が発生した場合は、迅速かつ正確に管内の被災状況を確認し、被災状況が (3)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき、又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供するものとする。

（資料）　・災害救助制度　（資料編第６－２）

第５項　広域応援

１　現状と課題

南海トラフの巨大地震等の大規模地震においては、建物の倒壊、火災、道路、鉄道、ライフラインの寸断等あらゆる被害の発生が想定され、より一層の広域的な連携が必要となる。

２　基本計画

人命の救出､救助をはじめとする応急活動が緊急かつ的確に行えるように広域応援の要請措置について明確にするなど､速やかな応援職員の派遣や被災地のニーズに応じた物的支援などが可能となるよう、広域応援体制の強化を図る。

市及び県は、災害時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

３　対　策

(1) 応急活動の応援要請

①　市長の応援要請

ア　知事に対する応援要請（災害対策基本法第 68 条関係）

市長は、市域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。

県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

イ　他の市町村長に対する応援要請（災害対策基本法第 67 条関係）

市長は、市域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の要領により他の市町村長等に応援を求めることができる。

(ｱ) 災害時の相互応援に関する協定に基づく要請をする。

(ｲ) 災害規模によっては、さらに他の市町村に対して応援を要請する。

また、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下で行動する。

ウ　「応急対策職員派遣制度」による協力の依頼

市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は､「応急対策職員派遣制度」により、岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

②　消防等の応援要請

ア　消防の応援要請

消防活動については、岡山県下消防相互応援協定及び岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定により相互応援を行う。

イ　自衛隊の災害派遣要請（災害対策基本法第 68 条の２関係）

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊派遣の要請

をするよう求めることができる。

なお、市長は、知事への要請ができない場合には、市域に係る災害の状況を防衛大臣等に通知することができる。

(2) 職員の派遣

① 職員の派遣の要請

ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し当該機関の職員の派遣を要請する。

イ 派遣要請事項

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

② 職員の派遣の斡旋

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定行政機関等の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

(ア) 派遣のあっせんを求める理由

(イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

（資料） ・協定等 （資料編第９－２）

第６項 自衛隊災害派遣要請

1 現状と課題

国の防災基本計画では、東日本大震災及び阪神・淡路大震災を教訓に自治体と自衛隊の連携強化が強調されている。

自衛隊の派遣要請については、単に要請手続にとどまらず、自衛隊に関する全般的な認識を深めておく必要がある。

2 基本方針

自衛隊の災害派遣に関しては、防災基本計画に基づき、努めて防衛省防災業務計画と整合を図り、派遣要請等の計画を定める。

3 対 策

(1) 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

① 災害派遣要請権者

知事

② 災害派遣命令者

陸上自衛隊第１３特科隊長

(2) 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

① 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し、関係機関に伝達する。

② 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

③ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

④ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

⑤ 消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は通常、関係機関の提供するものを使用する。

⑥ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

⑦ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。

⑧ 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

⑨ 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水の支援を行う。

⑩ 入浴支援

入浴施設の開設などにより、入浴の支援を行う。

⑪ 救援物資の無償貸付け又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

⑫ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

⑬ その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

(3) 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官等がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。

	措　置　権　限	根拠条文	関連規定
災害対策基本法	警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	第63条第３項	
	他人の土地、建物等の一時使用等	第64条第８項	通常生ずべき損失の補償第82条
	現場の被災工作物等の除去等	第64条第８項	除去した工作物等の保管第64条第９項
	住民等を応急措置の業務に従事させること	第65条第３項	従事した者に対する損害の補償第84条
	自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第76条の３第３項	
自衛隊法	警察官がその場にいない場合の避難等の措置	第94条	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第４条及び第６条
	警察官がその場にいない場合に救助等のための立入		

(4) 災害派遣要請等手続き

①　派遣要請の手続

ア　要請手順　　市長 → 要請権者（知事）→ 陸上自衛隊第13特科隊長

イ　連絡方法　　ＮＴＴ電話　０８６８－３６－５１５１

防災行政無線　７７－６４４０－０３１（事務室）

７７－６４４０－０３８（宿直室）

６４４０－０３９（ＦＡＸ）

ウ　要請依頼の内容（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条）

(ｱ) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(ｲ) 派遣を希望する期間

(ｳ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(ｴ) その他参考となるべき事項（現地連絡責任者等）

②　派遣要請の要求

ア　市長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ　市長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ　知事は、市長から前述の自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。

なお、災害派遣を要請した場合又は要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。

③　撤収要請依頼

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに、災

害派遣要請権者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

④　自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

ア　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。

ウ　海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ　その他災害に際し、上記(ｱ)から(ｳ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(5) 災害派遣部隊の受入れ

①　災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入れ態勢を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の間の連絡に当たる。

②　市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

ア　派遣部隊との連絡職員を指名する。

イ　応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ　部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することなく、最も効果的に分担できるよう配慮する。

エ　自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

オ　ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、事前に自衛隊と調整を行う。

(6) 災害派遣に伴う経費の負担区分

①　自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記の基準とする。

ア　派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼動させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料

ウ　派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借り上げ、運搬、修理費

エ　県等が管理する有料道路の通行料

②　負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第２節　緊急活動

第１項　救助計画

1　現状と課題

震災時には、広域的又は局地的に、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の負傷者が発生すると考えられるが、消防、警察、自衛隊又は地域住民の協力によって、迅速かつ的確に救助を行う必要がある。また、東日本大震災においては、地域の被災ペットの保護収容等の問題もあった。

2　基本方針

防災関係機関は、緊密な連携の下に、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については、医療機関に収容する。特に、発災直後の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努める。さらに、被災ペットの保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。

3　対　策

(1)　救助活動

［市］

市は、救助活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて県又は他市町村への応援要請を行う。

また、被災を免れたときは、県、被災市町村からの応援要請に基づき、又は自らの判断により救助活動を行う。

［消防機関、県警察］

災害現場で活動する消防機関、県警察及び自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有および活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するとともに、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救助活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防機関、他都道府県警察本部等に応援を要請する。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(2)　負傷者の応急手当て

［消防機関、自衛隊］

消防機関及び自衛隊は、救助した傷病者に対して、専門的に習得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、医療救護班又は医療機関へ搬送する。

［医療救護班］

医療機関の医療救護班及び日本赤十字社岡山県支部は、迅速かつ的確な医療救護を行うとともに、緊急の治療を要する者について、後方医療機関への転送や消防機関等に対する搬送の要請を行う。

［住　民］

住民は、講習、訓練・研修等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージ等簡易な手当を施すことにより、救護等に協力する。

(3)　行方不明者の捜索

［市］

市は、警察、消防機関、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者の捜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な捜索活動が行われるよう総合調整を図る。

［住民、事業所等］

住民、事業所等は、救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、捜索活動に協力するものとする。

(4) 救助方法

救助に当たっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効率的な救助活動を行うこととする。

また、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救助活動に努めることとする。

(5) 救助用資機材の確保

［市］

市は、救助用資機材の借り上げ協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、又は県の支援を得て資機材を調達することとする。

［消防機関、県警察等防災機関］

必要な救助用資機材については、原則として各救助関係機関で調達することとするが、各機関相互に活用できる資機材については、貸出しなど協力するものとする。

(6)被災ペットの保護

市は、県と連携を図りながら、被災ペットの保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での被災ペットのためのスペース確保に努める。

第２項　資機材調達計画

1　現状と課題

現行の地域防災計画においては、市の備蓄資機材と地震発生後の関係業界から調達する資機材により、初期の復旧活動を実施することとしているが、市の備蓄資機材が水防活動を中心としているため、関係業界からの調達について、災害時における応急措置等の実施に関する協定等に基づき、地震発生時における円滑な資機材の調達が確保されるよう連携を図る。

2　基本方針

市は、地域の自然的条件や想定される被害状況等を勘案し、緊急輸送路とのアクセス条件などを考慮した備蓄場所の選定を進めるとともに、必要に応じて、県、市町村、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社などの関係機関が相互に補完しあう体制の整備についても検討を進める。

さらに、地震発生時に資機材の調達が確実に担保されるよう、関係団体との応援協定等に基づく連携を図る。

3　対策

市は、市において備蓄している資機材や市の区域内における関係業界などからの資機材の調達を行い、被害状況等によって、県や他の市町村に対し、必要な資機材の調達を依頼する。

また、関係団体からの資機材の調達を確実なものとするため、応援協定等に基づく連携を図る。

第３項　救急・医療計画

第１　医療体制

1　現状と課題

大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制が不十分である。また、医療機関の震災時における医療の継続提供能力も現状では十分とは言い難いため、これらの体制の整備を図る必要がある。

2　基本方針

災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施することとなるが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集、提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。

また、医療機関は、可能な限り診療体制の確保及び効率的な医療提供に努めることとする。

3　対　策

(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整

［市］

市は、医療機関による医療活動をバックアップするため、災害対策本部の下に、市医師会の協力を得て、できるだけ速やかに総合救急対策本部を設置し、医療活動に関する調整を行う。

本部の役割は次のとおりとする。

①　総合的な医療情報の収集及び提供

広域災害救急医療情報システムの活用等により、医療機関の状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、県災害保健医療調整本部への情報提供を行うとともに、必要に応じて市民等へ情報を提供する。

②　傷病者の受入れの要請等

ア　市内の医療機関への傷病者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整

イ　市内で対応できない場合の県災害保健医療調整本部への応援要請

③　医療従事者確保の総合調整

ア　災害拠点病院（地域災害拠点病院)、市医師会への医療従事者の派遣要請

イ　災害時の医療救護活動についての協定に基づく医療救護班の要請

ウ　災害時の相互応援協定に基づく医療従事者の派遣要請

エ　市内で対応できない場合の県災害保健医療調整本部への応援要請
オ　他地域からの派遣救護班の調整

④　医療ボランティアの統括

医療ボランティアの登録、活動場所、交代時期等の指示、調整

［市及び消防機関］

市及び消防機関は、自主防災組織等と連携して次の業務を行う。

①　広域災害救急医療情報システムの活用により医療機関情報の収集・提供
②　避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供
③　救護所の設置と救護班の派遣要請

(2) 救護所の設置、救護班の編成

［県（保健福祉部）］

県は、県災害保健医療調整本部において、市町村、消防機関からの派遣要請又は自らの判断に基づき、次により救護班を速やかに派遣する。

また、避難所の設置が長期と見込まれる場合は、必要に応じて避難所救護センターを設置し、精神科、歯科を加える等避難者の状況に応じた医療活動を行う。

ア　県災害保健医療調整本部は、次により救護班の派遣を行う。

・日本赤十字社岡山県支部、県医師会、災害拠点病院、県看護協会への要請
・中四国８県、他都道府県、国（厚生労働省）、自衛隊への要請
・医療ボランティア

イ　地域災害保健医療調整本部は、県災害保健医療調整本部、地元地区医師会等と連携し、救護班の派遣調整を行う。

［市］

市は、傷病者の発生状況を把握し、指定避難所等に救護所を設置する。

また、必要に応じて、地域災害保健医療調整本部に対して救護班の派遣を要請する。

［消防機関］

消防機関は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療調整本部に対してＤＭＡＴの出動を要請する。

［市医師会］

総合救急対策本部の設置に協力し、市との協定に基づく医療救護活動を行う。

［ＤＭＡＴ指定機関］

ＤＭＡＴ指定機関は、県との協定に基づくＤＭＡＴの派遣等を行う。

［ＤＰＡＴ構成員所属機関］

ＤＰＡＴ構成員が所属する機関は、県との協定等に基づき、ＤＰＡＴ構成員をＤＰＡＴ業務に従事させる。

［医療機関］

災害拠点病院は、救護班の派遣要請を受けた場合は、おおむね次により救護班を編成し、医療活動を行う。また、他の医療機関においても可能な限り被災地における医療活動を行う。

①　医師、看護師、連絡要員等
②　関係医療用資器材一式
③　救急自動車
④　通信連絡手段の携行

(3) 救急医療活動のアクセスの確保

市は、総合救急対策本部において、国、県、市の道路管理者及び県警察等と連携の上、道路啓開、緊急通行車両標章の交付等により、医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関において救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は、公用車等の手配を行う。

また、災害対策本部においては、道路の損壊等により交通機関が不通の場合や被災地まで長時間を要する場合等必要に応じて、ヘリコプターによる空輸について県災害医療本部（航空運用調整班）に応援を要請する。

(4) 医療機関のライフラインの確保

［市］

市は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援派遣を県に要請する。

［医療機関］

医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替えを行う。

また、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替供給を要請する。

(5) 効率的な医療の実施

［ＤＭＡＴ指定機関］

ＤＭＡＴ指定機関は、災害急性期（おおむね 48 時間以内）に次の活動を行うＤＭＡＴを派遣する。

ア　災害拠点病院等における患者の治療、トリアージ等

イ　被災地域内における患者搬送及び搬送中の治療

ウ　被災地域内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療

エ　上記を円滑に実施するための本部運営（ＤＭＡＴ県調整本部は、県災害保健医療調整本部と連携し、情報の収集伝達、各種本部・拠点の設置、他県ＤＭＡＴの派遣要請等について決定する。）

［医療機関］

① 医療機関は、あらかじめ策定したＢＣＰやマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。

ア　治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行うものとする。

イ　重複診療回避等のため、診療記録の写しの患者への交付を検討する。

ウ　被災状況を市総合救急対策本部へ報告（広域災害救急医療情報システムのアカウントを持っている場合は広域災害救急医療情報システムに入力）するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力に努める。

エ　医療従事者が不足するときは、市総合救急対策本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。

② 医療機関の種別ごとの役割は、次のとおりとする。

ア　救護所

(ｱ) 患者の応急処置

(ｲ) 搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請

イ　病院、診療所

(ｱ) 来院、搬送・転送、入院中の患者の処置（重症患者に対して優先処置）

(ｲ) 転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請

(ｳ) 被災地への医療救護班の出動

(ｴ) 多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をＢＣＰに記載する。

ウ　災害拠点病院（地域災害拠点病院）

(ｱ) 上記(ｲ)の病院の役割

(ｲ) 後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送（ヘリコプター搬送を含む。）を行う。

(ｳ) 隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応するものとする。

(6) 人工透析・難病患者等への対応

市及び県は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、患者団体へ的確な医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道局、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

(7) 小児・周産期医療への対応

市及び県は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

(8) 被災者の心のケア対策

市は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、県を通じて他都道府県に対して、ＤＰＡＴの派遣を求める。

また市は、県と協力してＤＰＡＴの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

（資料）　・避難・救助用施設・設備等　（資料編第４－６）

第２　医薬品等の供給

１　現状と課題

現行の地域防災計画では、救急医薬品、輸血用血液等の供給について体制を整え、それによって医薬品等の確保及び供給を行うこととなっている。

阪神・淡路大震災においては、交通・通信事情の支障から、医薬品等の供給にも困難をきたした。災害発生後においては、救急医薬品等の迅速かつ円滑な供給がより的確な対応につながるものと考えられ、医薬品等の供給体制に基づいて救急医薬品等の円滑な供給に努める必要がある。

2　基本方針

対策の基本的な考え方は、救急医薬品等については確保体制に基づいて迅速に供給するものとする。
輸血用血液製剤については、現行の確保体制に基づいて円滑な血液の供給に努めるものとする。

3　対　策

(1) 救急医薬品等の供給

［市］

総合救急対策本部は、必要となる医薬品等の供給に支障をきたさないよう市内の医薬品等の受給状況を把握するとともに、必要に応じ、医療機関等の要請に基づき、医薬品卸売業者、薬剤師会及び災害拠点病院に医薬品等の輸送を要請し、供給する。

また、総合救急対策本部は、市内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合は、速やかに県災害保健医療調整本部に支援要請する。

［医薬品等備蓄施設］

医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者、災害医療拠点病院及び薬剤師会会員薬局等）は、医療機関等の要請又は総合救急対策本部からの指示に基づき、医薬品等の迅速な供給に努める。

［医療機関等］

医療機関等は、医薬品等の不足が生じた場合は、医薬品等備蓄施設に連絡し、医薬品等の供給を要請する。

(2) 輸血用血液製剤の供給

［市］

市は、的確な情報収集に努め、県及び県赤十字血液センター等と連携を密にし、円滑な輸血用血液製剤の確保、供給に努める。

［医療機関］

医療機関は、県赤十字血液センター等に連絡し、輸血用血液製剤の確保に努める。

（資料）　・医薬品その他衛生材料　（資料編第５－３）

第３　傷病者の搬送

1　現状と課題

大規模震災時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制が、原則として消防機関のみであること、また、道路の損壊や渋滞又は医療機関そのものが被災すること等により、傷病者搬送に支障をきたすことが考えられる。

また、医療機関の被災により、入院患者等の広域的な転院に対応する必要が生じることが考えられる。

2　基本方針

傷病者、患者の搬送については、医療機関の被災状況又は道路の損壊状況等の情報を踏まえたうえで、迅速かつ的確に行う。

県内で対応不可能な傷病者を、県外へ搬送されることが予想される場合には、必要に応じて、関係機関と調整の上、航空搬送拠点を確保・運営するとともに、傷病者等の広域医療搬送、地域医療搬送

を実施する。

3　対　策

(1) 搬送手段の確保

［市］

市は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部又は消防機関から要請があった場合は、公用車の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第 65 条第１項（応急措置の業務）により、一般車両を確保することとする。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受けることとする。

［ＤＭＡＴ指定機関］

ＤＭＡＴ指定機関は、派遣したＤＭＡＴが傷病者の搬送を行うときに、搬送手段を確保できない場合は、県災害保健医療調整本部等に調整を依頼する。

［消防機関］

傷病者の搬送は、原則として地元消防機関で行うこととする。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、市、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配を要請することとする。

また、必要とする場合は、県の消防防災ヘリコプターや他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプターについて、県を通じて消防庁長官に応援派遣を要請する。

［医療機関］

医療機関は、入院患者等について、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、地域災害保健医療調整本部に調整を要請する。

(2) 搬送先の確認

消防機関は、広域災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握し、総合救急対策本部による調整のもと、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

(3) 搬送経路の確保

［市、県（土木部）、国等道路管理者］

震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合は、市、県、国等は所管する道路の啓開を迅速に行う。

また、各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

［県公安委員会、県警察］

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

県警察は、主要な医療機関までの傷病者の搬送経路について、緊急車両の通行に障害を及ぼす車両等の排除を行う。

（資料）　・救急自動車等　（資料編第４－６－(1)）

第４項　避難及び避難所の設置・運営計画

第１　避難方法

１　現状と課題

地震は、時間、場所を選ばず突如として発生するものであり、時間帯によっては、家族の居場所さえ把握することが困難な場合がある。従って、避難先において住民の避難状況を早急に把握する必要がある。

また、発災時の状況によっては、被災者の保護のために緊急に被災者の運送を行う必要が生じる可能性がある。

２　基本方針

避難は、地域住民が自主的に、又は勧告や指示に基づいて行うものとするが、要配慮者にあっては、状況に応じて適当な場所に集合させ、車両等による避難も検討するなど、迅速な避難に努める。指定緊急避難場所等においては、早急に避難行動要支援者、その他住民の避難状況を把握するとともに、行方不明者について必要な措置を講じる。

また、被災者を運送する必要性が生じることが想定される場合には、あらかじめ被災者の運送手段を検討し、準備しておく。

３　対　策

(1)　避難指示

［市］

①　避難指示の基準

市長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、あらかじめ定めた判断基準により必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。

なお、市長は、避難の指示を行う場合において、必要があると認めるときは、知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

②　避難指示の内容

避難の指示を行う場合は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

ア　避難指示の理由

イ　避難の指示が出された地域名

ウ　避難経路及び避難先

エ　避難行動における注意事項

③　避難指示の伝達方法

避難の指示をしたときは、市長は直ちに指示が出された地域に市職員、消防団員等を派遣し、サイレン、放送、広報車等により、住民及びその地域の滞在者に伝達するほか、警察官、自主防災組織、報道機関等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

④　避難指示の解除

市は、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

［県］

知事は、避難の指示について市長から助言を求められたときは、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。また、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市に積極的に助言

する。

知事は、県内の災害発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難の勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を行う。

また、報道機関を通じて住民が避難行動を起こすよう切迫感を持って住民に呼びかけを行う。

［県警察］

警察官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、住民等に対して避難の指示をする。

この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

(2) 避難誘導及び一般住民の避難

［県］

県は、避難者の保護のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請する。

県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

県は、大規模災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

［市］

市は、災害時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

市職員は、警察官、消防職（団）員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

なお、誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、町内会ごとに集団避難を行い、避難行動要支援者の避難支援を優先して行うこととする。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況

等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市は、住民に新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。

［地域住民］

地域住民は、避難時においては、できる限り、要配慮者に配慮しながら、町内会等ごとに集団で避難を行うよう努める。

また、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、市職員、警察官、消防職（団）員等に連絡する等必要な措置を講じる。

(3) デパート、駅、病院、学校、社会福祉施設等の施設内にいる者の避難

デパート等の管理者は、当該施設内にいる者について、避難誘導マニュアルに従って避難誘導及び負傷者等の把握に努めるものとする。

また、行方不明者が出るおそれのある事故が発生した場合は、警察又は消防機関に連絡する。

(4) 企業等の従業員等の避難

企業等においては、災害時の行動マニュアルに基づき、事業所ごとの実情に応じて組織した自主的な防災組織を中心に、迅速に避難することに努めることとするが、場合によっては、都市部を中心に大量の帰宅困難者等の発生が予想されることから、企業等は、膨大な数の帰宅者等が一斉帰宅行動をとることによる混乱を回避するため、一時滞在施設の確保や備蓄品の保管等の従業員や顧客等が滞在可能な環境の整備に努める必要がある。

また、発災直後の従業員等の行動ルールの明確化、被災状況の把握や従業員の家族等の安否確認体制の充実を図ること等により、一斉帰宅を抑制する対策の実施に努める必要がある。

さらに、大規模建造物の周辺への倒壊、出火による周辺への延焼、有毒ガス等の漏洩、地域に発生した災害の拡大防止活動等により、周辺地域に二次災害を及ぼさないための予防対策の強化と応急活動体制の強化を進める必要がある。

第２　指定避難所の設置

１　現状と課題

地震が発生し、住民の避難が必要となった場合、被災状況によっては、あらかじめ指定した指定避難所の開設が困難な場合も考えられる。このため、被災状況を速やかに確認のうえ、該当地区すべての住民等に指定避難所の設置状況を周知する必要がある。

また、指定避難所の収容力の不足が想定される地域において、指定避難所への避難者そのものを低減させる対策を検討しておく必要がある。さらに、災害の規模等によっては、被災市町村の区域外への広域避難又は広域一時滞在が必要となる場合もあり、その対策を事前に検討しておく必要がある。

2　基本方針

市は、被災した場合には、指定避難所の被災状況確認、指定避難所の開設及び住民への周知等を速やかに行う必要があるが、市が自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請するなど、適切な対応の実施に努める。

また、指定避難所の収容力の不足などが想定される地域においては、他の公共、民間施設の借り上げ等により、指定避難所への避難者の集中を避ける方策を講じ、指定避難所及び地域全体の最適化に努める。

さらに、市及び県は、広域一時滞在が必要となった場合、あるいは避難者等の受入れなどの対応を要請された場合について、事前にその対策を検討し、適切な対応が可能となるよう努める。

3　対　策

(1) 指定避難所の被災状況の確認

地震発生後の指定避難所の被災状況及び安全確認については、あらかじめ定めた設置マニュアルに基づいて行うこととする。

また、安全確認の結果に基づいて応急修理等の必要な措置を行う。

(2) 指定避難所の開設

市は、災害時に必要に応じ、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。なお、市は避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、市は国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国に共有するよう努める。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(3) 宿泊施設提供事業の実施

県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この号において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦）等の一時避難所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この号において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。

県は、市町村に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。

宿泊施設提供事業を実施する市町村は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿

泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

(4) 広域応援協力

市は、自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難所の開設について応援を要請する。

(5) 指定避難所の収容力不足への対応

避難者の中には、建物・ライフライン被害を受けていなくても、余震等に対する自宅の安全性を危惧して避難する人、あるいは、生活必需品等の不足を懸念して避難する人もいることから、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の迅速な実施や物資供給の対応により、安全な自宅への早期復帰を促すことも可能となる。指定避難所不足の補完には、場合によってはこうした対応や社会福祉施設、公的宿泊施設、ホテル・旅館等の借り上げ等により避難所を確保する。

(6) 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。

県は、市からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

市、県、運送業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

政府本部、指定行政機関、公共機関、県、市及び事業者は、避難所のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(7) 広域一時滞在

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めることができる。

第３　避難所の運営体制

１　現状と課題

指定避難所は、あらかじめ定めた運営マニュアルによって運営することを基本とするが、責任者として予定した者が被災し必要な体制が確保できない、又は指定避難所で生活している自治組織の役員等が他へ転出する等の理由により、マニュアルどおり避難所運営ができない場合、迅速にその対応を行う必要がある。

また、避難所生活においては、健康管理、防犯、衛生上の観点等、避難者の良好な生活環境の確保や精神面でのケアが必要となるほか、在宅避難者への対応にも留意する必要がある。

さらに、災害発生後一定の時期が来れば、避難所としての使命は終了し、平常の利用に復することになるが、その際には、避難者との協議に基づいて円滑な移行が図られなければならない。

２　基本方針

避難所生活では、対応すべき事柄が多岐にわたることから、市は、指定避難所の運営を自治組織と連携して行い、対外業務及び施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

指定避難所の設置に伴い、メンタルヘルス面での機能を持った避難所救護センターを設置するとともに保健師等による巡回相談等も行う。市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

また、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めることにより、その改善に向けた体制の整備を図るとともに、指定避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、指定避難所管理者、避難者自治組織の三者で協議していく。

さらに、市及び県は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等、ホテル・旅館等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とし、その際の取扱い等をあらかじめ定めておく。

３　対策

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(1)　維持管理体制の確立

市は、マニュアルに基づき指定避難所維持管理責任者等の任務につく職員を配置する。この場合、配置完了の確認を行い、行政側の体制確保に遺漏がないよう配慮する。当該職員は、所定のマニュアルに基づき自治組織を構築させる。なお、その際は女性の参画について配慮するとともに、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、各業務ごとにリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。また、指定避難所の運営に当たっては、女性の参画や在宅避難者を含めた避難者の状況把握のための体制確保に配慮する。

(2) 自治組織、施設、行政による連携

指定避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設けるものとする。

(3) 生活環境への配慮

［市］

指定避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。

・食事供与の状況、トイレの設置状況等、入浴の機会の提供状況、避難者の生活状況を随時把握し、必要な対策を講じる。
・それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供する。
・避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
・市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
・市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
・指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。
・市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
・被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。
・やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
・必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保に努めるとともに、獣

医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

・市は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。

(4) 保健・福祉面の対応

［市］

避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。そのため内科に加え、精神科の診療を行うことができる避難所救護センターを設置する。

また、保健所の医師、保健師等と協力して各避難所の巡回健診・相談業務を行い、また学校を避難所とする場合には、医師の下、養護教諭もカウンセリングをサポートする。

(5) 平常体制への復帰対策

避難者の減少等に伴い、指定避難所の規模縮小、統合、供用終了の措置をとる場合は、あらかじめ定めたマニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。

（資料）　・避難所予定施設　（資料編第４－６－(5)）

第５項　道路啓開

1　現状と課題

市内の道路網は、広域高速交通網としては中国自動車道、幹線ネットワークとしては主要都市間を連絡する国道 53 号、179 号、181 号、374 号、429 号の一般国道がある。

また、これら一般国道と有機的に接続し、県内各地域の主要拠点を連絡する主要地方道、さらに地域の生活を支える道路として一般県道、市道、農道及び林道がある。

これら既存道路を活用しつつ、災害時の緊急支援物資の輸送、救急・消防活動等の緊急活動の迅速かつ円滑な実施を確保するための道路ネットワークの整備を進める一方で、地震発生時における緊急活動を支援する道路啓開作業を迅速に行うための体制整備について検討する。

2　基本方針

地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（道路啓開）は、人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うための必須条件である。

これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議のうえで、あらかじめ地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを緊急輸送道路ネットワークとして位置付け、各道路管理者において迅速な啓開作業を実施する体制整備を行う。

3　対　策

(1) 緊急輸送道路の選定基準

① 緊急輸送道路の選定基準を以下に示す。

ア　高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等であって、震災発生時に広域的にネットワークする幹線道路であること

イ　救援活動の基幹となる広域的幹線道路であること。

ウ　県本庁舎、出先庁舎及び災害対策本部が設置される市役所を結ぶ主要幹線道路を確保するため定めた道路であること。

エ　救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点を結ぶ道路であること。

オ　主要公共施設、警察署、自衛隊の庁舎及び消防署を結ぶ道路であること。

カ　道路幅員は、原則として二車線以上であること。

②　緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路は、地震発生後の利用特性により、以下の３つに区分する。

ア　第１次緊急輸送道路

県庁、県民局の所在地、重要港湾、空港及び広域物流拠点等を連絡する道路

イ　第２次緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署等）を連絡する道路

ウ　第３次緊急輸送道路

その他の道路

(2)　緊急輸送道路の指定

市及び県は、あらかじめ関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、県警察及び他市町村等の関係機関と協議のうえ、それぞれが管理する幹線道路を中心として、(1)に規定する選定基準に基づき、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させた緊急輸送道路ネットワークを指定しておく。

また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じ変更する。

(3)　緊急輸送道路の啓開

①　各道路管理者は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路（国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に定める緊急輸送ルートを含む。以下同じ。）について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案したうえで、特に、救助・救急活動や支援物資、医療・応急活動用燃料の輸送に必要なルート確保を優先し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

②　市は、市内の道路の被災状況などの情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県を通じて「岡山県道路情報連絡会」を活用し情報把握に努める。

③　道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

④　道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

（資料）　・緊急輸送道路　（資料編第５－２－(1)）

第６項　交通の確保計画

１　現状と課題

交通網をズタズタに寸断した阪神・淡路大震災は、車両の大洪水を巻き起こし、災害対策基本法による交通規制が実施された後においても渋滞は解消されなかった。

その一因として、被災地に近接する都道府県において、被災地に向う車両の通行禁止又は制限が十分にできなかったこと。そして、被災地における交通整理にあたる警察官が救助活動に従事し、本来の交通整理に従事することができなかったことなどがあげられる。また、交通網の寸断により大量の帰宅困難者の発生が予想される。

２　基本方針

広域交通規制対象道路を中心に緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保するとともに、交通整理要員及び必要資機材を確保する。

また、住民に対する災害発生時の対応について啓発を行うとともに、帰宅困難者の混乱防止・帰宅支援を行う。

３　対　策

(1) 陸上交通の確保

［市、県（危機管理課)］

救援物資搬送車両の方法、制限

被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保（ヘリポート基地の併設が望ましい。）するとともに、被災地域には小型貨物車両により効果的な搬送を行う。

［道路管理者］

①　管理する道路等に被害が出た場合は、応急の復旧を図る。

②　道路施設の破壊等により交通の危険が生じたときは、警察と協議し、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

③　応急復旧工事の実施が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

④　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

⑤　知事は、④の措置に関し、道路管理者である岡山市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

［自衛隊及び消防機関］

自衛官及び消防職(団)員は、現場に警察官がいない場合は、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。

［鉄道事業者］

線路、橋梁等に被害が発生した場合は、列車の退避等を行うとともに応急復旧に努める。

独力での復旧が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

［住民等］

被災地域及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従うほか、被災地域における一般車両の走行を極力自粛する。

(2) 航空交通の確保（ヘリポート基地の整備・確保）

市、県、防災関係機関等は、相互に連携し、ヘリポート基地等の整備確保に努める。

(3) 帰宅困難者対策

市は、県及び防災関係機関等と連携して、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要がある。そのため、特に都市部において公共交通機関が停止した場合には、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報しておくとともに、退避経路の案内など滞留者の誘導対策、建築物に付随する屋根瓦、看板等の落下物による被害などの二次災害の防止に努める。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、滞留者の誘導体制の整備を促すとともに、必要に応じ、主要駅周辺に男女のニーズの違いや要配慮者のニーズに配慮した一時的な滞在場所の確保を推進する。さらに、徒歩帰宅者に水の提供やトイレの使用等の支援が行えるよう、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等に対し平常時から協力を要請しておく。

また、学校等においては、保護者への児童、生徒等の引渡しルールなどをあらかじめ決めておくなど、一斉帰宅による混乱を避けるためのルールづくりを促進する。

第７項　消火活動に関する計画

１　現状と課題

阪神・淡路大震災の消火活動においては、消防水利の損壊、応援隊相互の通信混乱等予期せぬ事態により、消火活動が阻まれた。

このことを踏まえて、効果的、機能的な消火活動ができる計画を策定しておく必要がある。

２　基本方針

地震の「揺れ」に伴う火災が、広域的に同時多発した場合の消火活動の困難さを考えれば、「火災を発生させない」「火災が発生しても延焼を拡大させない」といった事前の対策を十分講じておくとともに、こうした火災が発生した場合には応援を受けることを前提にした消火活動の計画等の整備を図る。

３　対　策

(1) 消火活動対策

①　火災発生状況等の把握

市長又は消防長は、消防職(団)員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

ア　延焼火災の状況

イ　自主防災組織の活動状況

ウ　消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ　消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

②　消火活動の留意事項

市長又は消防長は、関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

ア　延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ　木造住宅密集市街地や危険物等の取扱施設の火災発生情報を早期に収拾・把握するとともに、特に避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。

ウ　多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

エ　危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

オ　救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

カ　自主防災組織が実施する消火活動との連携を図り、指導を行う。

キ　巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え、自主防災組織等と連携のうえ、被災地区を警戒する。

③　応援要請

火災の状況又は災害の規模により、市の消防力によっては防御が著しく困難な場合は、市長は、消防防災ヘリコプター支援協定に基づき県に消防防災ヘリコプターの出動要請を行うほか、岡山県下消防相互応援協定に基づき、他の市町村長等に応援要請を行う。

⑵　消防の応急体制の整備

①　応援隊の対応専任者

ア　応援隊の受入れについて、県本部や派遣自治体等の連絡調整に当たる専任者を設置する。

イ　専任者の任務は、おおむね次のとおりである。

㈠ 緊急消防援助隊等の対応

(ｲ) 応援ルート及び集結場所の選定

(ｳ) 応援隊に関する各種連絡

②　応援隊等の指揮命令

応援隊等の指揮命令は、市長から委任を受けた消防長がとる。

③　消防部隊相互の通信体制

無線交信における県内消防、県外消防及び全国共通波の使用周波数の運用を定める。

④　情報の収集・連絡体制

大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集・連絡体制の確立を図る。

（資料）　・消防施設・設備等　（資料編第４－２）
　　　　　・協定等　　　　　　（資料編第９－２）

第８項　危険物施設等の応急対策計画

１　現状と課題

地震により危険物施設等が損壊、火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を及ぼすおそれがあるので、応急的保安措置を実施する必要がある。

２　基本方針

防災関係機関による石油類、高圧ガス、火薬類、毒物劇物及び放射性物質の応急的保安措置を講じる。

３　対　策

(1) 石油類施設の応急対策

①　施設管理者の措置

ア　施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講じる。

イ　自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。

ウ　県警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

②　市（消防組合）の措置

ア　施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。

イ　警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

ウ　消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

(2) 高圧ガス施設の応急対策

①　施設管理者の措置

ア　施設の状況により、設備内のガスを安全な場所に移動し、充填容器が危険な状態となったときは、安全な場所に移動し、又は水(地)中に埋める等の措置を講じる。

イ　県警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

②　市（消防組合）の措置

ア　施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者を除く。）に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所の全部又は一部の使用の一時停止を命令する。

イ　施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者を除く。）に対し、製造、移動等を一時禁止し制限する。

ウ　施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。

エ　警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

オ　消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

(3) 火薬類施設の応急対策

①　施設管理者の措置

ア　火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合は、これを移し、かつ見張人をつける。

イ　火薬類を安全な地域に移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し防火の措置を講じる。

ウ　県警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

②　市（消防組合）の措置

ア　施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。

イ　警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

ウ　消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

(4) 毒物劇物施設の応急対策

①　施設管理者等の措置

ア　毒物劇物の流出及び飛散等の事故発生時には、直ちに作業を中止し、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。

イ　所轄の保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要に応じて付近住民に避難の周知を図る。

②　市の措置

地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の勧告、指示等を行う。

(5) ばい煙発生施設又は特定施設等の応急対策

①　ばい煙発生施設又は特定施設等の設置者の措置

ア　施設が危険な状態になったとき又は事故発生時には、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。

イ　市等に通報するとともに、付近住民に避難するよう警告する。

②　市の措置

地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の勧告、指示等を行う。

(6) 放射性物質の応急対策

①　取扱事業者等の措置

ア　事故等の状況により、関係機関への通報を行う。

イ　保安規定等に基づき、次の措置を講じる。

(ｱ) 消火その他事故の鎮静化措置

(ｲ) 立入制限区域の設定による被ばくの防止

(ｳ) 放射性物質の安全な場所への移動等、放射能汚染の防止又は汚染の拡大防止

(ｴ) 放射線に被ばくした者の救護及び除染

(ｵ) その他放射線障害の防止に必要な措置

②　市（消防組合）の措置

国、県と連携し事故の状況に応じ、次の措置を講じる。

(ｱ) 事故の状況把握と周辺住民への情報提供

(ｲ) 事故の態様に応じた避難の指示等

(ｳ) 事故の鎮静に必要な消火その他の措置

(ｴ) 被ばく者の救助等

(ｵ) 汚染の拡大防止及び除染

（資料）
・危険物大量保有事業所　（資料編第３－１９）
・高圧ガス大量保有事業所　（資料編第３－２０）
・放射性物質に対する資機材等の備蓄（津山圏域消防組合分）　（資料編第４－２－(7)）
・特殊災害対策等　（資料編第８）

第９項　災害警備活動に関する計画

１　現状と課題

被災地域においては、社会的な混乱や人心の動揺等により不測の事態が生じるおそれがあるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

２　基本方針

関係機関は、災害発生後の社会秩序を維持するため必要な措置を講じる。

３　対　策

防犯活動の実施

①　市長は、住民がとるべき防犯措置等の呼びかけを行う。

②　自主防犯組織に対する指導と連携により被災地内の防犯パトロールを行う。

③　避難所維持管理責任者等は避難者自治組織と連携して、避難所内の防犯活動を行う。

④　物資集積場所等の防犯措置を講じる。

第 10 項　緊急輸送計画

１　現状と課題

地震災害時には、道路上の倒壊物、交通渋滞等により、救出・救助活動や消火活動のほか物資の供給等に支障が生ずることが想定される。

応急対策を迅速に実施するためには、緊急輸送を円滑に行う必要がある。

２　基本方針

緊急輸送においては、被災地の状況の把握のほか、そこに至る広域的な輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮のうえ、必要な人員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置を講じる。

また、緊急輸送に必要な燃料の確保を行う。

３　対　策

(1)　輸送ルートの確保

①　陸上輸送

ア　各道路管理者は、高速道路、国道、県・市道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保を図る。

イ　道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て応急に実施する。

ウ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

②　空路輸送

市は、自衛隊のほか関係機関のヘリコプター空輸に対応するため、ヘリコプター基地の確保を図る。

(2)　災害対策本部の輸送ルート調整

①　市は、輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断したうえで、防災関係機関等に情報提供し、又は指示をする。

②　輸送ルートについては、県外からの応援隊及び資機材等にも関連するので、その情報は報道機関を通じて、全国的に周知徹底を図る。

(3)　人員、物資の輸送順位

①　輸送第１段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ、輸送の円滑化を図る。

輸送第１段階では特に次の輸送に配慮するものとする。

ア　人命の救助等に要する人員、物資

イ　応急対策に必要な人員、資材

②　輸送第２段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案し、災害対応に必要な車両が通行できるよう措置を講じる。

ア　物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）

イ　応急復旧等に必要な人員、物資

(4) 緊急輸送のための燃料の確保

［緊急輸送を行う関係機関］

緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第 11 項　救援物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画

１　現状と課題

大規模な震災が発生した場合救援物資を円滑に受け入れ、避難所や居宅で避難生活する被災者に確実に配布できる体制を整えておく必要がある。

なお、搬送については、陸上輸送に支障が出ることが予想されるため、その対応を検討する必要がある。

２　基本方針

被災地において必要となる物資は時間の経過とともに変化するため、時宜を得た物資の調達に留意する。また、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

物資の受入地は被災地外に設け、そこで仕分け等をした後、必要に応じて市内へ搬送することとし、受入地での受入れ、仕分等の作業及び受入地から市内の集積場所までの搬送については県で対応し、当該集積場所からの作業については、市で対応する。

搬送には、陸・空のルートを検討することとし、特にヘリコプターの利用のための条件整備を図る。

３　対　策

(1) 必要とする物資等の把握、情報提供

［市］

指定避難所等に不足している物資について、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、各指定避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資又は自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。

また、必要に応じて、災害時における応援協定を締結している市町村等に応援を要請する。

さらに、避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する。

なお、指定避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目及び数量、過

剰になっている物資の品目及び数量を取りまとめ、市内で調整のうえ、県に報告し、物資の有効活用を図る。

［地　域］

避難所の責任者は、避難所内の自治組織を通じる等により、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、市に連絡する。

なお、避難所以外の施設等に避難している被災者や在宅避難者が必要とする物資については、自主防災組織や自治会等の地域組織によって把握し、避難所の責任者を通じて市に連絡する。

(2) 物資の受入体制等

［市］

市は、プッシュ型支援も想定し、あらかじめ物資の地域内輸送拠点を指定しておく必要がある。

また、その選定の際には、効率的な被災者支援の観点から、民間流通事業者の協力も視野に入れ、災害時の協力協定を締結するなど、そのノウハウの活用も検討しておく必要がある。

なお、市内に地域内輸送拠点が確保できない場合は、近隣非被災市町村に要請して、地域内輸送拠点を確保する。指定された受入場所には職員を配置し、県から搬送された物資を保管し、指定避難所等からの要請により必要な物資を配送する。

［地域］

指定避難所等の住民は、物資の仕分け、指定避難所内での搬送を積極的に行うものとする。

(3) 輸送方法

［市］

道路、橋梁等の被害状況等に基づき、集積場所及び輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。

なお、ヘリコプター臨時離着陸場の確保を図ることとし、その離着陸場の設置に当たっては、マニュアルに従い、安全面での支障がないようにする。

集積場所から指定避難所への輸送については、県トラック協会等に協力を要請するとともに、公用車、バイク等の輸送手段の確保に努める。

[運送事業者である公共機関]

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。

(4) 物資の配布方法

［市］

指定避難所へ搬送された物資は、各指定避難所の責任者の指示により、各自治組織を通じて配布する。なお、配布に当たっては、要配慮者を優先する。

また、積極的な被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、指定避難所以外で避難生活を送っている被災者の把握に努め、広報車や町内会等を通じる等により、物資を指定避難所に取りに来るように情報伝達し、配布するとともに指定避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、町内会等の協力を得る等の方法により届ける。

［地　域］

指定避難所以外で生活をする被災者に対して、物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必

要とする者に対して、物資を届ける等の支援を行う。

＜物資等のルート＞

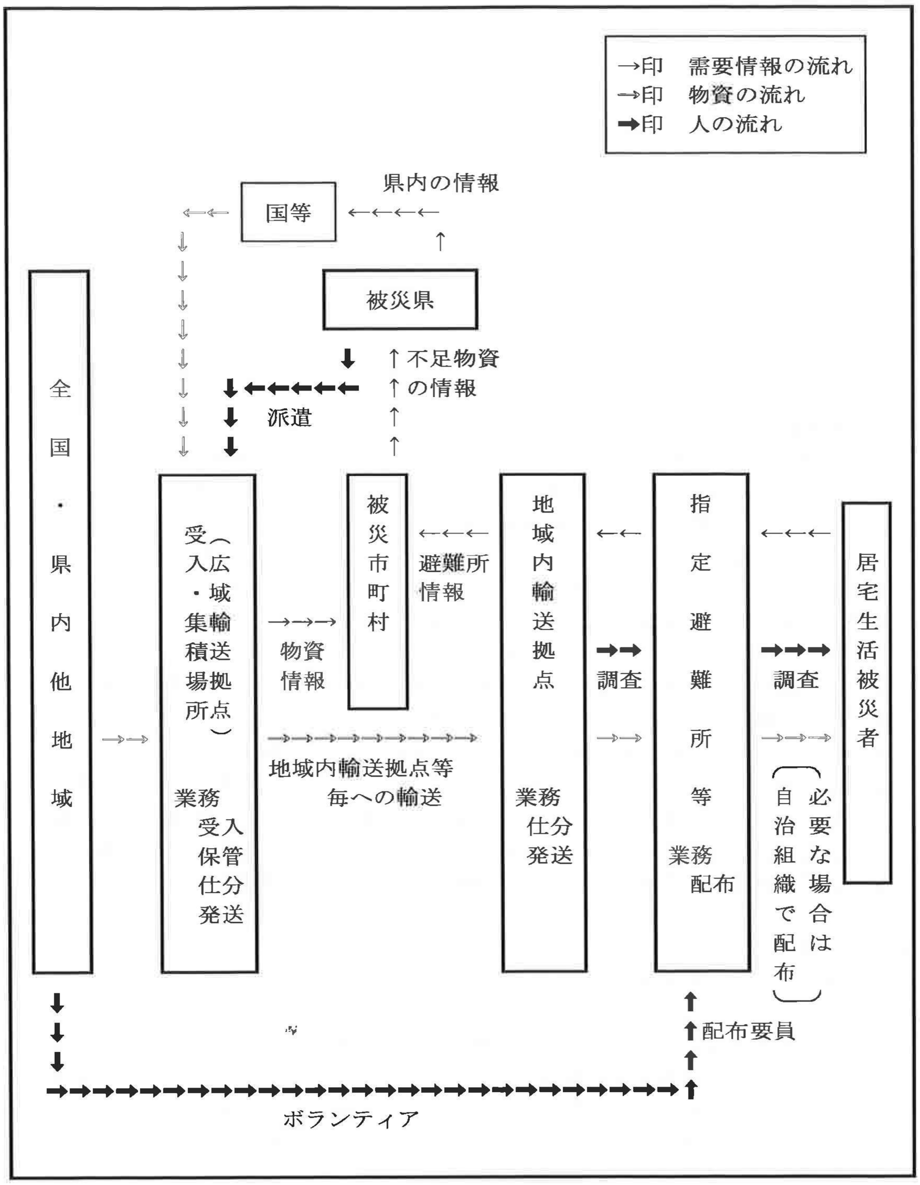

第12項　ボランティアの受入、調整計画

1　現状と課題

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想される。そのため、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容も発災直後には人命救助や負傷者の手当等、次段階では救援物資の仕分け及び輸送、避難所や在宅の被災者に対する食事や飲料水の提供その他の生活支援、高齢者や障害のある人等の要配慮者に対する物心両面での支援というように、時間経過とともに変化していくことが予想される。

一方、このようなボランティア活動が無秩序に行われると現場の混乱につながるおそれがある。

そのため、行政としても、ボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備を行う必要がある。

2　基本方針

市、県及び日本赤十字社岡山県支部、市・県社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に務める。

また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入や活動が行われるよう、市、県、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

3　対　策

［市］

市は、生活支援、医療等の各分野ごとのボランティアを統括・調整する組織を設け、避難所等のボランティアニーズを把握し、「津山市社会福祉協議会」が設置する市災害ボランティアセンターへの情報の提供及びボランティアの供給を行う。

さらに、必要に応じてボランティアの種類、人数等について県に派遣を要請し、また報道機関の協力を得て全国に情報提供し、参加を呼びかける。

［市社会福祉協議会］

市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

①　被災地のボランティアニーズの把握
②　ボランティアの受付及び登録
③　ボランティアのコーディネート
④　ボランティアに対する具体的活動内容の指示
⑤　ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
⑥　ボランティア活動の拠点等の提供
⑦　ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人員を示しての県災害ボランティアセン

ター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請

⑧　県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請

⑨　その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

市社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、被災していない他市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定等に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。

［専門ボランティアの受入れ及び活動の調整］

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入れ及び活動に係る調整等を行う。

［ボランティアの健康に関する配慮］

市、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。

市、関係機関等は、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。

市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

4　その他

県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第３節　民生安定活動

第１項　要配慮者支援計画

1　現状と課題

要配慮者については、それぞれの特性に応じた対策が立てられる必要がある。

避難は、家族とともに行われるが、家族による援助を受けにくい者も多くいる。単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあり、安否確認が困難となるので、極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。

要配慮者に加え、一般の避難住民の中にも、常時医療の対象となる者、避難生活により慢性的疾患が顕著になる者等、特に介護を要する者が現われるので、必要に応じて要配慮者とともに、適切な医療介護環境の整った施設への入所や福祉避難所等へ避難をさせる必要がある。

2　基本方針

被災後は、すべての対策について、災害規模や状況に応じた要配慮者のための配慮を十分に行う。

市及び県は、要配慮者の特性に応じた避難先を確保し、医療・福祉対策との連携の下での速やかな支援の実施を図る。また、避難生活の中でも、できる限り自立した生活を過ごすことのできるよう支

援することとする。

3　対　策

(1) 避難行動要支援者支援体制

市は、災害応急対策を行うに当たっては、避難行動要支援者支援班を組織し、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(2) 福祉避難所の開設

［市］

市は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう、要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、福祉避難所の運営管理に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、当該市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

［社会福祉施設］

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り要配慮者を受け入れる。

(3) 宿泊施設提供事業の実施

県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この号において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦）等の一時避難所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この号において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。

県は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。市町村に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。

市は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。

宿泊施設提供事業を実施する市町村は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

(4) 迅速な避難

［市］

市は、消防機関、警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画等に従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。

特に、避難行動要支援者に対しては、発災時においては本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

また、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等について、要配慮者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や他市町村、県等との連携の下に、迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者を指導する。

［社会福祉施設］

社会福祉施設の管理者及び職員は、消防計画等あらかじめ定めたマニュアルに基づき、入所者の避難を行う。

避難に当たっては、できるだけ近隣住民等の協力を求め、迅速な避難に努める。

［住　民］

地域住民は、地域の要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとする。

(5) 避難後の対応

［市］

市は、要配慮者を支援するため、あらかじめ定めた避難計画等に従い、次の措置をとる。

① 地域社会の協力を得て、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。

② ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。

③ 要配慮者の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。

④ 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対し、その確保、提供を行う。

⑤ 指定避難所、居宅等の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を指定避難所又は居宅等へ迅速に設置、提供する。

⑥ 指定避難所、居宅等へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。

⑦ 指定避難所又は在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者について、当該施設管理者への受入要請等、必要な措置をとる。

なお、健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入院・受診等により適切に対応する。

また、社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

［社会福祉施設］

社会福祉施設は、不足する物資、マンパワーについて、他の社会福祉施設、市、県に応援を要請する。

［住　民］

避難住民は、指定避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活するものとする。

なお、指定避難所では、要配慮者の意欲保持のため、住民の一人として、何らかの役割を果たしてもらうよう配慮するものとする。

（資料）　・要配慮者関連施設等　　（資料編第４－７）

第２項　被災者に対する情報伝達広報計画

第１　情報伝達体制

１　現状と課題

避難者等被災者の不安の解消や混乱の防止等のためには、被災者のニーズに対応した正確な情報を提供することが必要となる。

そのため、食料等の配給や医療機関の状況など被災生活に必要な情報が被災者にスムーズに伝わる体制や被災者の求める情報が何かを確認する体制の整備とともに、住民からの問合せ等に的確に対応できる体制についても整備が必要となる。

２　基本方針

市及び県は、大規模停電時も含め被災者等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。市防災行政無線の整備や、IP 通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。情報伝達に当たっては、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミ及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て迅速に行い、また、指定避難所への掲示、広報車なども活用して、警報、安否情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

その際、障害のある人や外国人等の要配慮者、孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に配慮する。

特に、指定避難所避難者への情報伝達等については、指定避難所の維持管理責任者を窓口にし、避難者の自治組織を通じる等により伝達等を行う。

広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

３　対　策

市及び県は、要配慮者や災害により孤立した集落の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対し、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るとともに、居住地以外の市町村への被災者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者台帳の作成等、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

また、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト運営業者の協力を得ておくなど、災害時の情報伝達手段を確保しておく。さらに、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

(1)　被災者への情報伝達

［市］

市は、市の判断及び関係機関からの要請により、報道機関の協力を得て広報を行うとともに、広報車等により、又は自主防災組織を通じる等により広報を行うとともに、必要に応じて県に広報の要請を行う。広報事項とその優先順位、広報案文及び情報の混乱を避けるための関係機関との調整方法等について事前に定めておき、適切かつ迅速な広報に努めるものとする。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明

らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。
なお、広報事項の主なものは、次のとおりである。

① 災害の発生状況
② 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
③ 地域住民等のとるべき措置等の呼びかけ
④ 災害応急対策の状況、復旧見込み
⑤ 道路情報、医療情報その他の生活情報
⑥ その他必要事項

［ライフライン事業者］
関係事業者は、水道、電気、ガス等の被害状況、復旧見込み等生活関連情報について、各自の責任において広報する。
なお、適宜、市にこれらの情報提供をするものとする。
電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。
電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。
［市、県、ライフライン事業者］
Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

(2) 指定避難所避難者への情報伝達
市は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルを作成しておく。

① 情報収集、伝達体制及び自治組織のかかわり方
② 本部との連絡方法の確保
③ 本部等へ連絡すべき事項、連絡様式
④ 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式
⑤ 指定避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式
⑥ その他必要事項

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等、指定避難所と災害対策本部の連絡窓口を明らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

(3) 被災者の安否確認への対応
［市］
市は、住民の安否情報を各避難所単位で収集し、災害対策本部において一元的に管理して、専用窓口で一般住民等からの安否照会に対応する等、あらかじめその対応方法について定めておく。
なお、安否照会の対応には、業務に支障が出るのを避けるため、専用電話を設置する。
［市、県］
市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等、人命にかかわるような災害発生直後の緊

急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第２　報道機関等への対応

１　現状と課題

震災時には様々な情報が錯綜して、社会的混乱が起こることが考えられるので、正確な情報を速やかに公表、伝達することが重要である。

また、救助活動に際して取材活動方法の調整を要する場合が考えられる。

２　基本方針

被災者等に正確な情報を速やかに伝達を行うために、報道機関の協力を得るものとする。

また、救助活動に当たりサイレントタイムを設定する必要がある場合の対応方法について、報道機関と事前に協議しておく。

３　対　策

(1) 情報の提供及び報道の要請

［市］

①　市は、次の情報を一元的に報道機関へ提供する。また、必要な場合は、報道することを要請する。なお、実際に情報提供し、又は報道要請に当たっては、県本部と調整を図るものとする。

ア　地震被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報

イ　救助活動に関する情報

ウ　交通施設等の復旧状況、医療情報などの生活関連情報

エ　被災者の安否確認に関する情報

オ　その他関係情報

②　情報提供、報道要請に当たっては、次の点に配慮する。

ア　関係各部は、関連する情報を収集整理して報道機関へ提供できるよう事前に、情報の種類、収集の方法、発表の様式等を定めておく。

イ　報道機関からの照会に対応できる体制を整備する。

ウ　報道機関へ情報を提供する場合に、県及び他市町村と連絡をとりあい、情報の錯綜を生じないようにする。

［ライフライン事業者］

ライフラインや交通の復旧状況等について、適宜、情報提供、報道要請するものとする。なお、情報提供等に当たっては、市、県本部と調整を図るものとする。

(2) サイレントタイムの設定

市は、生存者の発見を効率的に行うため、救助活動に直接関係ないヘリコプターの運行等を一定時間規制するサイレントタイムの設定に関するマニュアルを県の示した指針に沿って作成するとともに、報道機関等への協力の要請方法等について、あらかじめ報道機関等と協議しておく。

第３項　風評・パニック防止対策計画

１　現状と課題

災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質して風評となることがある。

混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るために、風評の防止対策も考慮しておかなければならない。

２　基本方針

市は、災害時の風評の発生防止対策及び解消対策を実施する。

３　対　策

(1) 発生防止対策

①　市は、被災地及び指定避難所等への定時的な貼紙又は車両巡回による広報手段により、情報の均一化を図る。

②　報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

(2) 風評解消対策

市は、風評情報を入手したときは、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置を行う。

第４項　食料、飲料水、生活必需品等の供給計画

第１　食料供給、炊出し計画

１　現状と課題

大規模震災においては、ライフラインが破壊され、炊出し等は不可能となるため、他市町村や県外から食料を供給する必要が生じる。

また、学校が指定避難所として活用されることから、ライフライン復旧後は学校給食施設等が炊出し等に利用されることになる。

そのため、次のような事項を盛り込んだ被災者に対する食料供給のマニュアルを策定する必要がある。

①　体制の明確化及び複数の救援活動を実施できる体制

②　被災直後からの食料の確保、供給のマニュアル化

③　避難体制との連携

④　他市町村、他県からの援助食料等の円滑な受入れ体制の確保

２　基本方針

被災地の被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し、事前に定めたマニュアルにより円滑な食料供給を行う。

食料の迅速かつ的確な確保、供給を図るため、事前に定めた調達・配分計画及びその手続に関するマニュアルに基づいた確保、供給を行う。

なお、その際には、積極的な被災者台帳の活用等により、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差異、食物アレルギー対策にも十分配慮する。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるとともに、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図るものとする。

3　対　策

市は、事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

①　被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
②　備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
③　炊出しに必要な場所（調理施設、避難所等）の確保及び整備
④　炊出しに関する責任者、実施人員の決定、確保
⑤　必要に応じ、県への食料、食材、資材等の調達の要請
⑥　援助食料集積地を指定し、責任者等受入体制を確立
⑦　供給ルート、運送体制の確立
⑧　避難所ごとの被災者、自治組織等受入態勢の確立
⑨　被災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施
⑩　ボランティアによる炊出しの調整

（資料）　・食料等　（資料編第５－１）

第２　飲料水の供給計画

1　現状と課題

被災地への飲料水の供給については、水源の確保とともに、被災者への配水手段を確保することが重要である。このため、市のタンク車及びタンク等の使用可能状況及び道路状況を早急に調査し、体制を整える必要がある。

2　基本方針

市は、給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人数×約３リットル）の水を確保できないときは、県に速やかに応援を要請するものとする。

3　対　策

［市］

市は、あらかじめ定められたマニュアルに従い、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

この場合において、給水に当たって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

なお、市内で飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱等に基づき近隣市町村等に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達あっせん

を要請する。
① 給水を必要とする人員
② 給水を必要とする期間及び給水量
③ 給水する場所
④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
⑤ 給水車両のみ借り上げの場合はその必要台数

また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。

地震発生後、約８日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に最低限必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は１人１日 20 リットル程度を目標とする。

［住　民］

住民は、地震発生後３日分以上は、貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保するよう努めることとし、飲料水が確保できない場合は、市等の応急給水により確保する。

また、地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合においては、特に衛生上の注意を払う。

市等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行う。

（資料）　・応急給水用資機材等　（資料編第５－１－(4)）

第３　生活必需品等調達供給計画

１　現状と課題

震災発生により必要となる物品は個人で確保することが肝要であるが、確保できない場合は、市、県が供与する必要がある。

２　基本方針

市、県は、特定の生活必需品について確保し、供与する。

なお、その際には、被災地の実情や男女のニーズの差異にも十分配慮する。

３　対　策

［市］

市は、災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めたときは、次により生活必需品を給（貸）与する。
① 市の備蓄品の放出
② 生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達
③ 県への応援要請

［日本赤十字社岡山県支部(津山市地区)］

被災者に対し毛布、緊急セット（日用品等)、バスタオル等を支給する。

［住民等］

住民等は、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品又は調達により対応できない場合は、市に給（貸）与を申請する。なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努めるものとする。

（資料）　・生活必需物資等の備蓄　　　　　　（資料編第５－１－(1)）
　　　　　・応急生活物資供給等協力協定業者　（資料編第５－１－(3)）

第５項　遺体の捜索・処理・埋火葬計画

１　現状と課題

市は、火葬場が損壊し使用できない場合や、使用可能であっても遺体数が火葬能力を大幅に上回る場合の体制について考慮しておく必要がある。

２　基本方針

市は、次の事項について対応マニュアルを策定する。

①　遺体捜索体制の確立、必要機器の確保
②　遺体安置場所の確保体制
③　他市町村等及び隣県の協力による埋火葬
④　柩、骨壺、ドライアイス等の確保体制

３　対　策

(1)　遺体捜索・処理体制の確立、必要機器の確保

市は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容する。

遺体については、県警察、医師等に依頼して、遺体の検視・死体調査、身元確認等及び医学的検査を行うとともに、検視等の終了した遺体についておおむね次により処理する。

①　遺体の身元識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
②　遺体の身元識別のための相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため、短時間に埋火葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校、公民館等の敷地に仮設）に集めて埋火葬の処置をするまでの間、一時安置する。
　なお、迅速に対応するため、捜索・処理体制、資機材（柩、骨壺、ドライアイスを含む。）の確保方法について、事前に計画を立てておく。

また、市単独では対応できないときは、遺体捜索等の実施及び実施のための要員、資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を示すものとする。

ア　遺体捜索、遺体処理、埋火葬の別とそれぞれの対象人数
イ　捜索地域
ウ　埋火葬に供する施設の使用の可否
エ　必要な輸送車両の数
オ　遺体処理に必要な資機材の品目別数量

(2)　検視・死体調査、遺体安置場所の確保

市は、指定避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・死体調査、遺体安置場所として選定するよう努める。

(3)　火葬場の確保

市は、近隣市町村の火葬場の処理能力を調査しておく。

また、職員招集体制、勤務時間延長等の災害発生時（応援を含む。）の特別対応対策について、事前に計画を立てておく。

(4) 遺体の搬送方法の確保

市は、事前に搬送用車両の確保方法について計画を立てておく。

また、近隣市町村の全火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておく。

(5) 遺体の埋火葬

市は、実際に埋火葬を行う者に、棺、骨壺等の現物を給付することとする。

また、県警察の検視等を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。なお、埋火葬に当たっては次の点に留意するものとする。

① 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬とする。

② 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

③ 遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、縁故者に引き渡すものとする。

（資料）　・火葬場　（資料編第４－８－(4)）

第６項　災害時廃棄物等応急処理計画

１　現状と課題

災害時には、損壊家屋の解体撤去等に伴い発生するがれきなど災害廃棄物が短時間で大量に発生するほか、指定避難所からの生活ごみや、公共下水道など汚水処理施設の被災に伴うし尿の発生が想定される。

このため、災害が発生したときは、市及び県は、被害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者の健康や被災地の衛生状態を良好に保つため、速やかに体制を整備し応急対策を講じる必要がある。

また、災害時の廃棄物及び堆積土砂の処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮しつつ計画的に行うとともに、市での対応が困難な場合は、広域的な相互協力体制を整備することが重要である。

２　基本方針

市及び県は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するものとする。

加えて、ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。

広域的な相互協力体制の整備に当たっては、被災していない市町村は、支援ニーズを把握した上で支援可能な協力を行うとともに、県は体制整備に関する調整を行う。

3　対　策

(1)　組織体制の整備等

① 情報の収集、連絡

災害時には、被害の状況を直ちに把握することが、災害廃棄物の迅速で円滑な処理を行う上で重要である。

［県（環境文化部）］

県は、市を通じて情報収集を行い、これらの情報を国へ報告するとともに、関係行政機関、民間事業者団体等との緊密な情報連絡を図る。

［市］

市は、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量、収集運搬体制、仮設トイレの必要数等に係る情報を収集し、必要なものについて、県へ報告を行う。

② 組織体制の整備

［国（環境省中国四国地方環境事務所）］

国は、県からの被害情報・支援ニーズに応じ、緊急時の組織体制を整備する。また、情報収集、連絡・調整等を確実に実施するため、国、県及び関係市町村並びに関係団体により構成する災害廃棄物処理対策協議会を設置し、緊密な連絡・調整により被災地の実態を把握することで、効果的な支援を行う。

［県（環境文化部）］

県は、市町村からの支援ニーズを把握するとともに、市町村が災害廃棄物の収集運搬・処理体制を整備するための支援・指導・助言、広域的な協力体制の確保、周辺市町村・関係省庁・民間事業者との連絡調整等を行う。さらには、支援地方公共団体からの問合せに対応できるセンターとしての機能を果たす。

また、市町村から事務委託を受け、災害廃棄物処理を実施する場合がある。

［市］

市は、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、被災後、直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。

建設事業者団体や廃棄物事業者団体などと平常時に災害支援協定を締結している場合は、協定に基づき協力・支援要請を行う。

被災していない市町村は、支援ニーズを把握した上で支援体制構築に協力する。

［民間事業者］

市町村等の協力・支援要請に基づき、市町村の処理体制に協力する。

(2) 災害廃棄物処理実行計画の作成

［県（環境文化部）］

県は、災害廃棄物処理実行計画を作成する市町村を支援する。

［市］

市は、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量や処理可能量を把握し、具体的な処理方法等処理の全体像を示した災害廃棄物処理実行計画を作成する。

(3) 一般廃棄物の処理等

① 仮設トイレ等し尿処理

［県（環境文化部）］

県は、市からの要請に基づき、仮設トイレ等の資材の調達、輸送の代行等について市を支援する。

［市］

市は、被災者の生活に支障が生じないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置を早期に完了する。特に災害発生の初期段階では断水や下水道、浄化槽の機能停止に伴い仮設トイレが不足するおそれがあり、その調達を迅速かつ円滑にできる体制を整備する必要がある。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、脱臭剤等を確保する。

また、仮設トイレの設置後は計画的に管理を行い、し尿の収集運搬、処理をする。

［住民、企業］

地震発生から３日程度の期間に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等において賄う。

② 避難所ごみ等

［市］

市は、速やかに臨時のゴミステーション及び収集日時を定め、また、指定避難所のごみの一時的な保管場所を定めて、住民及び避難者に周知するとともに、臨時のゴミステーションや指定避難所のごみの保管場所に集められたごみをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処理場へ搬入し、処理を行う。

③ 一般廃棄物処理施設等の復旧等

市は、津山圏域資源循環施設組合及び津山圏域衛生処理組合と協力して、適正に廃棄物処理施設の復旧を図る。また、施設の復旧事業を実施している間に排出される廃棄物を処理するための施設を確保する。

(4) 災害廃棄物の処理

［県（環境文化部）］

県は、市からの要請に基づき、広域的な支援体制を構築するため、支援市町村、支援都道府県、関係民間事業者団体及び国と支援活動についての調整を行う。

［市］

市は、災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。

また、自区内での災害廃棄物の処理が困難と判断した場合は、近隣市町村及び県に広域支援を要請する。

［市、県、事業者］

建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

① 損壊家屋の解体・撤去

市は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。平常時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

② 収集運搬

市は、道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえて収集運搬体制を整備する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について住民

に周知する。

③ 仮置場

市は、被害状況を反映した発生推計量を基に必要面積の見直しを行う。仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

設置に当たっては、効率的な受入れ、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入動線等を検討する。また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。

④ 仮設焼却炉等

市は、仮設焼却炉・仮設破砕・選別機の必要性及び必要基数を検討し、必要と判断した場合は、仮設焼却炉の設置場所を決定する。

設置後は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、仮設焼却炉等の運営・管理を適切に行う。

⑤ 分別・処理・再資源化

被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、市は、復興計画や復興事業の進捗に併せて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

⑥ 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の受入れが可能な処分先の確保が重要である。市は、処分先が自区内で確保できない場合は県に要請を行い、広域的な処理を検討する。

⑦ 環境対策、モニタリング

市は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

⑧ 広域的な処理・処分

市は、被害状況を踏まえ、処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分の必要性について検討する。

広域的な処理を行う場合には、国や県と連携し、処理・処分受入先を確保する。

⑨ 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

市は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。

(5) 住民等への啓発・広報、相談窓口の開設

［市］

市は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。

また、被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車や船舶などの所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。

（資料）　・清掃施設・設備　（資料編第４－８）

第７項　防疫及び保健衛生計画

第１　防　疫

１　現状と課題

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、またまん延する危険性も高い。

このため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）等の法令により防疫の実施方法が定められているところであり、的確かつ迅速な防疫活動を行うこととなる。

なお、災害発生の季節により環境衛生条件は変化するため、状況に応じた防疫措置が求められる。

２　基本方針

災害発生時における防疫措置は、感染症の発生の未然防止に万全を期するために、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化し、感染症発生の原因になる可能性の高い避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。また、このために必要な資機材、人員の確保に努める。

３　対　策

防疫活動として実施する内容は、健康状況調査及び健康診断、消毒等、ねずみ・昆虫等の駆除、安全な飲料水等の供給、患者に対する措置、避難所の防疫、臨時予防接種、応援協力関係である。

市は、県の行う被災者の健康状況調査、健康診断及び衛生指導に協力するとともに、次により防疫活動を行う。

①　防疫用資機材を確保し、便槽、家屋等の消毒等を行う。

②　感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ごみ捨て場所等に殺虫剤、殺そ剤を散布する。

③　知事が感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し、供給する。

④　避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を受けて防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

⑤　知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。

なお、次の場合には、県に対して必要に応じて応援を要請する。

①　臨時予防接種の実施に当たり、対象者の把握、対象者へ連絡等をする必要がある場合

②　自ら防疫活動を実施することが困難であり、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合

第２　健康管理

１　現状と課題

住民の健康管理については、「自分の健康は自分でつくる」との住民自らの自覚と自己責任を基本理念とし、行政は平常時から健康管理のための社会的な環境整備を行っているところである。

緊急時においても基本的にこの理念は変わらないが、被災後の生活環境の劣悪さや心身の負担の大きさは、種々の感染症まん延の温床となるとともに、健康を自己責任で保持するには大きすぎるストレスとなるものである。

そのため、被災者に対しては予防医学的な観点や心のケアの面から公的な保健医療面での支援が不可欠となる。

2　基本方針

市の保健衛生機能の強化を図り、被災者の心身の健康相談を行うための会場設定や、巡回による訪問相談指導体制を構築し、避難所救護センターや医療機関との連携を図る必要がある。

この場合のマンパワーは、市や保健所のスタッフだけでは不足することが予想されるため、他の市町村や保健所等の医師、保健所及び市町村保健師等の応援を求める。

3　対　策

市は、被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立することとし、市単独での対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。被災地以外の市町村は、県の求めに応じて被災地への保健スタッフの派遣について協力する。

第３　食品衛生

1　現状と課題

通常の流通、販売が行われないために、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなると考えられるため、食品の安定的供給を図りながら、食品の安全性を確保することが重要となる。

2　基本方針

保健所において救援食品の安全性確保を図るとともに、多数の被災者向けに食品を提供する給食施設、炊出し施設の衛生確保を図る。また、被災した関係業者が早期に、かつ衛生的に営業を再開できるよう県の指導を要請する。

3　対　策

市は、被害の状況に応じて、次の活動を行う。

①　救援食品の安全性を確保するために監視、指導する。

②　給食施設、炊出し施設などを巡回し、調理及び食器等の衛生指導を保健所と協力して行う。

③　被災地域内の食品関係営業施設の被災状況を把握するとともに、早期に、かつ衛生的に営業が再開できるよう県に指導を要請する。

④　広報媒体を活用し、被災地住民に対し、食品の安全な取扱いについて啓発する。

⑤　必要に応じて食品や飲料水の検査を保健所に要請する。

（資料）　・防疫用資機材　（資料編第４－８－(3)）

第４　公衆衛生活動

1　現状と課題

大規模な災害が発生した時は、被災市町村のみでは対応できない多様な公衆衛生上のニーズ（被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善等）への対応が求められる。このため、県では、被災地の公衆衛生上のニーズを的確に把握し、ニーズに応じた効率的かつ効果的な公衆衛生活動を行う必要があ

る。

2　基本方針

県は、被災市町村のみでは被災者の多様な公衆衛生上のニーズに対応できないときは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱に基づく調査班及び保健衛生班を派遣し、被災者の心身の健康状態や生活環境の実態等を把握し、公衆衛生上の観点から計画的・継続的な支援を実施する。また、要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対しては、保健・医療・福祉・介護等の専門職と連携した支援を行う。

3　対策

［県（保健福祉部）］

(1) 調査班の派遣

県は、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において災害発生後速やかに県保健所本所を単位として調査班（基本構成は保健師１人、衛生関係職１人、栄養士１人及び事務職１人の計４人）を編成し、被災市町村へ派遣する。調査班は、被災市町村の災害対策本部や避難所等において被災者の生活環境や要配慮者の状況等の情報を収集する。

(2) 保健衛生班の派遣

県は、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において調査班が収集した情報をもとに、被災地の公衆衛生上のニーズや必要な公衆衛生スタッフの職種と人数の評価を行い、県保健所本所単位で保健衛生班を編成し、震災発生後概ね４日目から派遣する。保健衛生班の基本構成は調査班と同じであるが、県内の職能団体（「岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定」を締結した県内22の職能団体（県医師会ほか21団体））等の協力を得て必要な職種と人員により編成する。

(3) 県外の派遣公衆衛生スタッフの受入調整

［市］

市は、当該市町村の公衆衛生スタッフのみでは公衆衛生活動を十分に実施できないと判断したときは、早急に公衆衛生スタッフの派遣を県に要請する。

県は、県災害保健医療調整本部において県内の公衆衛生スタッフでは対応できないと判断したときは、中国・四国ブロック各県から全国へ派遣要請を拡大し、派遣された公衆衛生スタッフの受入調整を行う。

第８項　文教対策計画

1　現状と課題

大規模震災が発生した場合、通信回線の不通等により、休校の周知はもとより、児童生徒等の安否の確認、さらには被災により市外へ転入学する児童生徒等に対する転入学の手続き及び受入れに関する情報の周知に困難が生じる。

学校（幼稚園等を含む。）の再開については、臨時校舎の使用も考慮されるが、指定避難所としての使用が長期化する場合は、教育の再開時期が問題となる。また、授業再開時には、被災した児童生徒等もおり、その連絡が困難な場合もある。

2　基本方針

地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧を実施するとともに、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等、就学に支障をきたさないよう応急の教育に必要な措置を講じる。

また、市外への被災した児童生徒等の受入れについては、受入れ先の教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報、手続き等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。

なお、私立学校においても、それぞれ必要な対策を講ずるよう要請する。

学校の再開は、指定避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。その周知については、市外も含めた災害時の情報ネットワークを通じて行う。

3　対　策

(1) 教育施設の確保

［市教育委員会、校長等］

① 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

ア　災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

イ　被災建物で、大破以下の建物は、応急修理したうえで使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

ウ　被災校(園)舎が、応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

エ　教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

② 臨時校(園)舎

災害により校(園)舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校(園)舎を使用して授業を行う。

ア　臨時校(園)舎は、無災害若しくは被害僅少な学校(園)の校(園)舎又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。

イ　校(園)長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、市教育委員会へ報告する。

ウ　被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校(園)舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

(2) 被災した児童生徒の就学援助措置等

① 教科書、学用品等の給与

［市教育委員会］

市教育委員会は、災害のため教科書を滅失、き損した児童生徒等がある場合、補給を要する冊数

を調査するとともに、児童生徒等の学習に支障を生じないよう適切な措置を講じるよう県教育委員会に要請する。

災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行令に基づき、県保健福祉部と連携をとり迅速な措置を講じる。

また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

［市］

市は、自ら学用品等を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

② 心のケアの実施

被災児童生徒等の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、市及び県は、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。

また、学校(園)は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

(3) 被災した疎開児童生徒等の受入れ等への対応

［市］

市は、県と連携をとり、他市町村等に対して弾力的受入れの考え方を確認し、協力を依頼する。また、所管の学校に対し、転入学等の必要手続きに係る弾力化の通知をするとともに、受入れについて元在籍校に連絡するよう依頼する。

また、災害対策本部を通じ、マスコミに情報伝達を依頼するとともに、受入れに伴う転入学等に関する窓口を設け、問い合わせに対応する。その場合は、里親制度との連携を図る。

［校長］

校長は、指定避難所等に告示板等を設け、又は教職員を通じて直接保護者に他市府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。

(4) 学校の再開

［市］

市は、施設の診断及び他施設との調整を行う。

災害時における指定避難所等間の情報提供システムを有効に活用する等により、被災地域内の保護者へ連絡する。

また、被災により他府県の教育委員会等に受入れられている児童生徒等への周知については、災害対策本部を通じてマスコミに依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問い合わせに対応する。

［校長等］

校長は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員や保護者等との連絡体制を整備し、再開の周知連絡を行う。

(5) 社会教育施設等の保護

① 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被害を最小限度に止めなければならない。

また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認したうえで使用する。

② 文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和

25 年法律第 214 号）の規定により、市教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁へ届け出る。
県指定の文化財が滅失、き損した場合は、岡山県文化財保護条例（昭和 50 年岡山県条例第 64 号）により市教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。
市指定の文化財については、津山市文化財保護条例（昭和 30 年津山市条例第 12 号）により、市教育委員会に届け出る。
文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、県、国の技術指導により実施する。

第４節　機能確保活動

第１項　ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生した場合は、被災住民、避難者への対応等、生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動、経済活動の継続・再開にも支障をきたすことにもなるため、あらゆる応急対策の前提として重要である。
各ライフライン事業者においては、早急な機能確保を前提とした復旧活動体制の整備に努め、特に、広域的な支援体制の整備、復旧予定時期の明示、施設台帳のバックアップシステムの整備などについて検討する。
また、市及び県は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努める。

第１　ガス施設応急対策計画

１　都市ガス［津山ガス株式会社］
地震等防災対策に関する自社制定の要領書に基づき、地震発生後直ちに総合対策本部を設置し、都市ガスによる二次災害を防止し、施設の早期復旧のため、次の措置をとる。

(1) 応急対策
①　官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被災状況等の情報を収集する。
②　地震等防災対策に関する自社制定の要領書に基づき製造所の製造及び送出の調整、停止を行う。
③　ガス施設又は需要家の被害状況によりガス供給を地域的に停止する。
④　被災状況及び措置に関する関係各機関及び付近住民への広報を行う。
⑤　供給停止地域にある公益上重要な供給地点に対し、移動式ガス発生設備を設置し、ガス供給を早期に復旧させる。
⑥　その他状況に応じた適切な措置を行う。

(2) 復旧対策
①　緊急措置を講じた後、詳細な被害調査を行い、被害の全ぼうを把握する。
②　ガス供給の早期再開を図るために必要な資機材、人員の確保、復旧作業方法等の復旧計画を作成する。
③　状況により岡山ガス株式会社、水島ガス株式会社及び日本ガス協会等へ復旧応援を要請する。

④　災害時復旧作業組織を編成し、災害対策本部の指示に基づき、有機的な連携を保ちつつ施設の復旧に当たる。

⑤　ガス施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理を行う。

⑥　供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

⑦　復旧措置に関して、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

⑧　その他、現場の状況により適切な措置を行う。

(3) 災害復旧活動資機材の整備

製造設備の資機材、導管材料、車両・工作機械・計器類等の資機材を十分整備しておく。

また、ガソリン、食料品及び寝具類等についても、各事業所ごとに相当数の備蓄が必要となるので、具体的な対策について検討を進める。

(4) 防災訓練

地震災害時の対策は、自社で地震等防災対策に関する要領書をまとめており、この要領書に基づき防災訓練を以下の内容で行う。

①　製造所

地震等防災対策に関する自社制定の要領書に基づき、ガス製造設備又はガス製造上の事故による二次災害の防止を目的として、製造緊急停止、二次災害防止措置、設備点検の要点及び通信連絡等について定期的に実施する。

②　供給、営業部門

ア　事業所は、ガス供給設備又はガス供給上の事故における二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び地震など非常時の措置について、日常の業務を通じて訓練を実施する。さらに、市、県等が実施する大規模な地震を想定した総合的な訓練に参加し、ガス施設に対する災害予防措置及び災害応急対策措置の訓練を行う。

イ　訓練は動員、出動、応援体制、設備の応急修理及び通信連絡等について定期的に実施する。

(5) 災害時相互救援体制

一般社団法人日本ガス協会が策定した「地震、洪水等非常事態における救援措置要領」及び同協会中国部会が策定した「地震・洪水等非常事態における緊急措置要綱」に基づき、一般社団法人日本ガス協会等に対し救援要請を行うものとする。また、要員が不足する場合は県への応援を要請する。

2　ＬＰガス［ＬＰガス事業者］

(1) 応急対策

ＬＰガスは地域住民にとって欠くことのできない燃料であり、民生安定を図るうえから、迅速かつ的確な災害応急対策を実施して、被害の拡大及び二次災害の防止に努めるとともに、可能な限り早期に再供給体制を整備する必要がある。

このため、ＬＰガス協会・支部（以下「協会・支部」という。）は、災害対策要綱等に基づき、市、県等と連携を密にし、総力をあげて応急対策を実施する。特に指定避難所となる公共施設や病院、老人ホーム等の要配慮者の収容施設を最優先に実施する。

① 実施責任者と主要業務

ア　ＬＰガス製造（充填）事業者

被害の拡大と二次災害の防止のため、自社防災隊により緊急措置マニュアルに従って次の措置を行い、早期にＬＰガスの再供給体制の整備に努める。

(ｱ) 事業所内の火気制限及び危険区域の設定・立入禁止措置

(ｲ) 施設の被害状況調査

(ｳ) ガス漏れ防止及び消火等の応急措置

(ｴ) 必要に応じ、次の事項について地域住民への広報活動

a　火気制限

b　危険区域からの避難誘導

(ｵ) 市、県への被害状況等について通報

(ｶ) 応援隊の派遣要請は、原則として協会長に行う。

(ｷ) その他必要な措置

イ　ＬＰガス消費者

ＬＰガスの使用中等に地震が発生した場合は、速やかに次の措置を行う。

(ｱ) ガス栓・器具栓及び容器のバルブを閉止し、火気の使用を停止する。

(ｲ) 販売店に被害状況を連絡する。

ウ　ＬＰガス販売事業者

被害の拡大と二次災害の防止のため総力をあげて、緊急措置マニュアルに従って次の措置を行い、早期にＬＰガス消費設備が再使用可能な状態になるよう努める。

(ｱ) 被害状況の調査、報告

顧客及び官公庁から被害状況を調査し、支部長に報告する。

(ｲ) ＬＰガス設備の点検・調査

被害状況の調査結果を踏まえ、点検・調査計画を作成し、次のとおり実施する。

a　ガス漏れ検知器によるガス漏れ点検

b　マイコンメータ、調整器等の機能点検

c　点検・調査時に実施可能な応急修理等

(ｳ) 消費者等への広報活動

二次災害防止のため、火気使用禁止、容器・バルブ等の閉止の確認等必要な事項及び復旧計画等の広報を行う。

(ｴ) 応援隊の派遣要請及び受入体制の整備

点検・調査及び復旧作業に応援隊の派遣を要請する場合は、支部長に行うとともに、応援活動の円滑を期すために、消費者被害リスト、地図等の受入体制を整備する。

(ｵ) その他、必要な応急対策

エ　協会・支部

協会・支部及び協議会等の役員は、自社の消費者で被害が発生したときは、前記の緊急措置の実施と併せ、業界の総力をあげて被害の拡大と二次災害の防止対策を災害対策要綱等に基づき実施し、ＬＰガスの早期安定供給に努める。

被災地以外の会員は積極的に協力する。

(ｱ) 準備室

震度５弱以上の地震が発生したときは、協会及び支部の職員は自主的に出動し、対策本部及び現地本部の設置準備をする。

(ｲ) 現地本部

支部長は、対策本部長から指示があったとき又は自ら必要と認めるときは、現地本部を設置し、次の職務を実施する。

a　販売事業者からの被害状況の収集、現地調査を実施し、本部へ報告

b　被害状況に応じた応急措置

c　二次災害防止のための広報活動及び電話相談窓口を開設し、地域住民の相談に対応

d　被災地域支部との連絡調整

e　ＬＰガス緊急支援物資等の支援要請

f　他支部及び近県等から応援隊の派遣要請

g　その他必要な事項

(2) 復旧対策

民生安定を図るため、迅速かつ的確に復旧作業を実施し、早期に再供給体制を整備する必要がある。このため、協会、支部及び協議会等は、市、県と連携を密にし、復旧に総力をあげるとともに、近県及び中央関係団体の応援を得て復旧作業を実施する。

①　復旧計画及び復旧作業

ア　ＬＰガス製造（充填）事業者は、地震発生後速やかに自社防災隊により、緊急措置マニュアルに従って次の復旧作業を行う。

(ｱ) 被害状況の調査及び消火等の応急措置

(ｲ) ガス漏れ防止及び消火等の応急措置

(ｳ) 被害が甚大なため応援隊及び応急対策用の防災工具や資機材等を要請する場合は、協会長に連絡する。

イ　ＬＰガス販売事業者は、ＬＰガス消費設備の点検・調査結果を踏まえ、復旧計画を作成し、復旧作業を実施する。被害が甚大なため、応援隊を要請する場合は、支部長に連絡するとともに、受入体制を整備する。復旧作業に当たっては、特に次の施設を優先し、速やかに実施する。

(ｱ) 指定避難所となる公共施設

(ｲ) 病院、老人ホーム等要配慮者を収容している施設

ウ　現地本部長は、支部管内の復旧計画を作成し、災害対策要綱等に基づき販売業者が実施する復旧作業の支援及び応援隊の受入れ、作業指示等を行う。

エ　協会・支部は、復旧作業の円滑な実施ができるよう、あらかじめ次の事項について検討し整備しておく。

(ｱ) 復旧作業に必要な緊急車両の手配及び緊急輸送車両の指定に係る公安委員会等との協議

(ｲ) 仮設供給ガスについて市及びＬＰガス業界内での協議

(ｳ) 仮設供給用容器及びカセットボンベの回収方法、場所等について行政機関等との協議

(ｴ) 仮設住宅発注者、受注者に対し仮設住宅のＬＰガス消費設備についてのＰＲ

オ　復旧工事を実施する者は、ＬＰガス設備設置基準及び取扱要領に従って工事を行い、所定の点検・調査により安全を確認後、消費者に引き継ぐ。

②　一般消費者に対する情報提供等

ア　ＬＰガス販売事業者は、指定避難所及び仮設住宅等にＬＰガスを供給する場合、被災前に都市ガスの消費者もいることから、ＬＰガスの使用上の注意事項について周知徹底する。

イ　現地本部長及びＬＰガス販売事業者は、民生安定と安全の確保を図るため、消費者に対して、市、メディア等の協力を得て、二次災害防止や復旧状況等の情報を積極的に提供する。また、

消費者からの相談に応じるため、消費者相談窓口を設置して対応する。

第２　上水道施設応急対策計画

１　応急給水の実施

水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。

この場合、地震発生後は、指定避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により、被災者の状況等を把握したうえで、要配慮者に配慮した、よりきめ細かな給水を実施する。

２　施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。

(1) 管施設の多くが道路などの地下に埋設されており、その復旧に当たっては、施設台帳の果たす役割が重要であることから、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の複製の分散化を図る。
(2) 資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、市内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。
(3) 施設の復旧に当たっては、各地域ごとの復旧予定時期などを地域住民に周知するよう努める。

３　他自治体との協力体制の整備

日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、相互応援対策要綱を策定して、県下市町村相互の支援体制を整備しており、これに基づいた実践的な訓練を毎年実施している。

さらに、県下市町村の支援で不十分な場合には、日本水道協会等を通じ他府県への協力支援を要請する。

第３　電気施設応急対策計画［中国電力ネットワーク株式会社］

災害時には、防災業務計画に基づき、あらかじめ定めている対策要員を動員し、災害対策組織を設置の上、電力施設の被害状況等を迅速・的確に把握し、復旧に必要な要員および資機材を確保するとともに、地方公共団体および防災関係機関と協調し、応急復旧を迅速に実施する。

１　災害時における広報

災害時は次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びWebサイトを利用するほか、状況に応じ広報車等により行う。

(ｱ) 公衆感電事故の防止及び電気火災の未然防止に関する事項
(ｲ) 停電による社会不安の除去のため、電力施設の被害状況及び復旧状況

２　災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

３　災害時における応急工事の基本方針

恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

4　災害時における広域運営

他電力会社等との相互応援態勢を整え、必要に応じて復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

5　災害復旧

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

第４　電気通信施設応急対策計画［西日本電信電話株式会社岡山支店］

電気通信施設の応急対策については、市、県及び指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

１　災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、被災状況等の情報連絡、通信の確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施するため、被災規模に応じて、現地の支店及び本社に災害対策本部を設置し、これに対処する。

２　通信の確保と措置

(1)　通信の確保

①　超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線の作成及び臨時公衆電話の設置

②　応急用市内・光ケーブル等による回線の応急措置

③　移動電源車又は携帯用発動発電機により、広域停電、長時間停電における通信電源の確保

(2)　一般通信の利用制限と輻輳緩和

通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル（171)」の提供により、輻輳の緩和を図る。

(3)　非常電報の優先

非常、緊急電報は、電報サービス契約約款の定めるところにより、一般の電報に優先して取り扱う。

(4)　公衆電話の無料化

災害による停電時に、カードが使用できなくなり、コイン詰まりが発生し利用できなくなること

から、広域災害時（災害救助法発動時）には公衆電話の無料化を行う。

３　設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資材等を確保し、速やかに実施する。

また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

４　応急復旧等に関する広報

被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、ＮＴＴビル前等掲示、広報車又はマスコミ等を通じ、広報を行う。

５　情報共有

速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

６　災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、市、県、指定行政機関及びライフライン関係機関と連携して、災害対策本部の指揮により実施する。

第５　下水道施設応急対策計画

市は、下水道施設について、次の措置を講じる。

１　管渠施設

管渠施設については、その大部分が道路等の地下に埋設されており、被災時には流下機能の低下のほか、地表面の陥没など想定される影響は大きい。

このため、日頃から下水道台帳の整備や施設の健全度の把握に努めるとともに、発災時には、迅速に施設の緊急点検を行い、把握した被害状況を分析し、可搬式排水ポンプの設置などにより、できる限り暫定供用可能な形での応急復旧に努めるとともに、地表面の陥没などによる二次災害の発生を防止する。

２　下水処理場施設

発災後直ちに施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じてできる限り暫定供用が可能な措置を講じる。また、被害が甚大なため、短期での下水処理の回復が困難な場合には、仮設消毒池の設置などにより、応急的な機能確保を図る。

３　支援要請

被害の状況によっては、他の市町村や県に支援を要請する。

（資料）　・電力、通信、ガス、水道施設・設備等　（資料編第４－５）

第２項　住宅応急対策計画

１　現状と課題

通常ストックとして応急仮設住宅を確保していないため、震災時の応急仮設住宅の供給に当たっては、被災状況の的確な把握、適切な設置場所と供給戸数の決定に基づいた迅速な対応が必要である。

また、現行の耐震基準に適合しない住宅が少なくないなど、一次被災住宅等の地震等による二次災害の発生が予想されるため、専門家による応急危険度判定を活用し、これら被害の防止に努める。

２　基本方針

地震被災地の住民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、住民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次被害に十分配慮する。

ついては、地震により住宅が全壊、全焼又は流失して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給するほか公営住宅への一時入居や民間賃貸住宅等の活用を行う。

また、被災住宅を自力で応急修理し、又は障害物を除去することができない者に対しては、日常生活が可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する。

さらには、地震発生後に危険度判定士により、被災住宅・被災宅地の危険度判定を行い、その結果を活用することにより、地震等による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導、助言等をはじめ、仮設住宅等への入居の情報提供の場としての住宅応急支援窓口を設置する。

３　対　策

(1) 応急仮設住宅の供与

①　実施責任者

ア　応急仮設住宅の供与に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

イ　知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与は、知事が行う。ただし、知事が市長に権限の一部を委任した場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

②　知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

ア　建設による供与

ａ　建設基準

（ａ）建設予定場所

応急仮設住宅の建設場所は、市又は県の公有地とするが、私有地の場合は所有者と市の間で賃貸借契約を締結し、その場所は飲料水が得やすくライフラインとの接続が容易な保健衛生上適当な場所とするとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。

特に、市又は県は、あらかじめ応急仮設住宅の建設地を予定しておくよう努め、生活の実態に即した用地を確保し、建設予定場所台帳を整備するよう努める。

（ｂ）建物の規模等

１戸当たりの面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和３５年岡山県規則第２３号）に

よる。

なお、建設資材の県外調達により、限度額での施行が困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで当該輸送費を別枠とする。

また、高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とするものが複数いる場合、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を検討する。

なお、市に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価及びその他必要な要件を協議する。

（ｃ）建物着工時期及び供与期間

災害発生の日から２０日以内に着工するものとし、その供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８５条第３項又は第４項に規定する期限までとする。

ｂ　入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力では、住宅を確保することのできない者であること。

ｃ　入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として市が行う。

ｄ　管　理

応急仮設住宅の管理は、原則として市が行う。

なお、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く）の受入れに配慮する。

ｅ　協力要請

県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、関係団体に対して協力要請をする。また、市が行う場合も同様とする。

イ　借上げによる供与

県は、災害が発生し必要と認めた場合は、関係団体に対し、応急仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請し、情報提供を受けた民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与する。また、状況に応じ、知事は、市長に借上げを委任する。

なお、入居要件、供与期間等は建設型に準ずる。

⑵　被災住宅の応急対策

①　被災住宅の応急修理

ア　被災住宅の応急修理については、原則として市が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携の下に行う。

イ　応急修理の内容

㈠　災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急対応をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者であること。

㈡　被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日か

ら３ケ月以内に完了するものとする。（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は６ヶ月以内。）

ウ　県は、市の協力を得て応急修理場所、個数、規模等の把握を行うとともに市から応援要請があった場合は、協定を締結した団体に対して協力を要請する。

②　住宅等に流入した土石等障害物の除去

ア　住宅等に流入した土石等障害物の除去については、原則として市が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携の下に行う。

イ　土石等障害物の除去の内容

(ｱ) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について、災害の発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

(ｲ) 障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では除去することができない者を対象者とする。

(3) 被災住宅・被災宅地の応急危険度判定

地震が発生した場合は、地震等による二次災害の防止のため、市は、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度及び岡山県被災宅地危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅・被災宅地の危険度判定を速やかに行う。また、県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市の活動を支援する。

(4) 公営住宅への一時入居

市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の４第４項に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。

①　入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊した罹災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者。

②　使用期間

市営住宅については、津山市公有財産取扱規則（昭和 40 年津山市規則第 15 号）第 24 条に定めるところにより、１年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

③　他市町村への協力要請

市内での公営住宅の確保ができない場合は、他の市町村に一時入居用の公営住宅の提供要請を行う。

(5) 住宅応急支援窓口の設置

市は、住宅に関する相談業務を行うために県が設置した総合的な支援窓口と連携を図るとともに、被災者の利便を考慮し、できるだけ被災地域内又はその隣接地に、住宅の応急修理、障害物の除去、被災住宅の危険度判定、公営住宅への一時入居、仮設住宅への入居等、個人住宅への支援策や住宅確保に関する相談窓口を設置し、住宅相談に応じる。

(6) 建設資機材の調達

市は、住宅応急対策に必要な建設資機材の調達を行う。

不足する場合は、県に協力を求め、県は建設業界等の関連業界、政府本部を通じて、又は直接資

機材関係省庁［農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省］に要請を行う。

(7) 関係業界との協力

市は、住宅応急対策に関し、関係業界との協力事項及び要請方法等について、個々の団体と協力体制の確立を図る。

(8) 民間賃貸住宅等の活用

民間賃貸住宅の空き家情報や仲介・あっせんに関係する業務団体と協力し、これら民間団体が有するネットワーク情報を市が利用できる体制を整備する。

被災地域が広範囲にわたる場合は、周辺市町村の協力や連携を図るための調整を行う。

また、雇用促進住宅や社宅等も有効活用できるよう関係部局を通じて協力を求める。

第３項　公共施設等応急対策計画

１　現状と課題

阪神・淡路大震災でも明らかなように、地震発生時には台風、豪雨等による一般災害とは異なり、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想される。特に、道路、河川をはじめとした公共施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要であり、被害状況等の情報収集を含めた施設復旧計画について、各施設管理者が十分な検討を行っておく必要がある。

２　基本方針

各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うとともに、必要に応じて他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。

３　対　策

(1) 復旧体制の整備

［市、県、国、その他公共施設管理者］

①　市は、各公共施設の管理者から各々の施設の被害状況を収集し、施設復旧の緊急性、施設の重要度を勘案し、必要に応じて管理者相互の復旧支援を行うよう調整を図る。

②　市、県及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、一般社団法人岡山県建設業協会等関係団体との連携強化に努める。

③　各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。

(2) 公共施設ごとの応急復旧計画

［市、県、国、その他公共施設管理者］

①　河川施設の応急対策

市、県及びその他の河川管理者は、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートで覆い、また、

堤防及び水門の破壊については、土のうや矢板等による応急締切を行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

② 砂防関係施設等の応急対策

ア 市及び県は、専門職員を活用して、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など、被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。

また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、危険個所マップ等を作成し、関係住民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより、適切な警戒避難体制の整備を図る。

イ 関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土砂災害対策推進連絡会を積極的に活用する。

ウ 河川閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河川閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、市長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河川閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河川閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地滑り）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

③ ため池施設の応急対策

市及び県は、地震発生後直ちにため池施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシートや土のうなどによる応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放水の処置をとる。

④ 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者において、被災建築物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

(3) 交通施設の応急復旧計画

［市、県、国、県警察、西日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社］

① 道路施設の応急対策

ア 各道路管理者は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

イ 市は、市内の道路の被災状況などの情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県を通じて「岡山県道路情報連絡会」に積極的な協力を要請する。

ウ 道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

エ 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

② 鉄道施設の応急対策

ア　基本方針

西日本旅客鉄道株式会社が管理運営する旅客鉄道事業にかかわる車両、施設、設備の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係地方自治体との連携を図る。

イ　地震時の防災体制

津山鉄道部は、岡山支社と連携して次の体制を整えておく。

(ｱ) 施設の耐震性を把握するため、定期検査を実施する。

(ｲ) 地震震度階級による警備発令基準、非常招集計画及び線路巡回計画を定める。

(ｳ) 警報伝達・緊急連絡のため、地震計、緊急用電話、列車無線、自動車無線の整備を行う。

ウ　地震時の列車運転処置

地震計が地震加速度 40gal 以上（震度４相当）を感知した場合は、警報を発し、信号機及び列車無線によって当該エリア内の列車に対し、列車徐行（40gal 以上)、列車停止（80gal 以上）の処置をとる。その後、保守担当者が線路点検を実施し、異常がないときは所定の運転を再開する。

エ　災害発生時の体制

(ｱ) 災害の発生規模により招集範囲を決定し、緊急連絡体制図により、関係箇所に伝達、招集を行う。

(ｲ) 事故対策本部（支社）を設置し、災害状況の把握、復旧計画、代替輸送等の業務を統括する。

(ｳ) 状況に応じて現地対策本部を設置し、情報収集、救護、復旧等の指揮に当たる。

オ　人員・資機材の確保

(ｱ) 災害復旧に必要な人員・資機材の確保を図るため、非常招集計画の策定、災害予備貯蔵品の備蓄と定期点検、緊急時に使用する車両の指定を行う。

(ｲ) 災害復旧に必要な人員、資機材の確保のため、関係協力事業者と協議要領を定め、資材調達の把握をしておく。

カ　広報及び旅客案内

(ｱ) 駅等では、旅客の不安、混乱を防止するため、掲示、放送等により、災害状況、不通区間、開通見込み等適切な案内を行う。

(ｲ) 列車内では、旅客の動揺、混乱を防止するため、乗務員は輸送指令からの指示、情報により、放送案内を行う。

キ　旅客の待避誘導救護

(ｱ) 災害時の混乱を防止し秩序を維持するため、鉄道警備隊と密接な連携の下に旅客の適切な誘導に努める。

(ｲ) 各駅は、待避場所、通路等の待避誘導体制の確立と救護器具の整備を行う。

(ｳ) 列車内から避難する場合は、避難方向・方法等乗務員の指示に従った行動を案内する。

(ｴ) 火災が発生した場合は、消防隊が到着するまでの間、自衛消火活動を行い、災害の拡大防止に努める。

(ｵ) 負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、救急車が到着するまで負傷者の救助、安全な場所に移しての応急処置を講じる。

ク　代替輸送対策

(ｱ) 災害による運転不能区間の輸送は、折り返し運転、バス代行輸送を実施する。

(ｲ) 迂回線区に対しては、臨時列車の増強を行う。

ケ　教育訓練

関係社員に対し、災害応急復旧に必要な次の訓練を定期的に実施する。また、防災機関の指導を受けるとともに、市・県等の実施する合同訓練に積極的に参加する。

(ｱ) 非常招集訓練及び初動処置訓練

(ｲ) 消防（通報・消火・避難）訓練

(ｳ) 旅客誘導・救助・救護訓練

(ｴ) 総合脱線復旧訓練

（資料）・ため池要改修箇所　（資料編第３－６－(2)）

・ダム・ため池の地震時点検対象施設　（資料編第３－７）

・土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律）（資料編第３－８）

・急傾斜地崩壊危険箇所　（資料編第３－９）

・土石流危険渓流　（資料編第３－１０）

・地すべり地区　（資料編第３－１１）

・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）（資料編第３－１２）

・山地災害危険地区　（資料編第３－１４）

・緊急輸送道路　（資料編第５－２－(1)）

第４章　震災復旧・復興計画

第１節　復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第１項　地域の復旧・復興の基本方向の決定

1　市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

2　被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

3　市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第２項　被災者等の生活再建等の支援

1　基本方針

市及び県は、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたり、きめ細かな支援を講じる。

また、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等を推進するため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

2　対　策

［市、県］

市及び県は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

(1)　住まいの確保

復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するほか、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用し、

極力安全な地域への移転を推奨する。
市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は国と連携し、市の活動の支援に努める。

(2) 生活資金等の支給等
被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、支援金の支給を迅速かつ的確に行うため、申請に係る業務の実施体制の整備等を図る。
被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう必要な措置を講じる。
災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。
また、県独自の支援措置として、県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。
必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

(3) 被災者の見守り、相談支援等
市は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。

(4) 被災者等の中長期的な心のケア
災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。
このため県は、市等が行う、精神保健相談、仮設住宅入所者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。

(5) 雇用の確保等
被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

(6) 迅速な罹災証明書の交付
市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。
市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写

真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発生後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

県は市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

(7) 情報、サービスの提供等

被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

市は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第３項　被災中小企業の復興の支援

１　基本方針

市及び県は、被災中小企業の復興に向け、商工会・商工会議所等と連携しながら状況に合った支援を講じる。

２　対策

◎復興の支援

(1) 相談窓口の設置

［県］

岡山県中小企業支援センター（岡山県産業振興財団内）に中小企業相談窓口を設置し、発災直後から相談対応を行う。

また、商工会・商工会議所が設置する相談窓口等で支援制度について情報提供を行う。

(2) 対策会議の開催

［県］

被災企業の現況や関係機関（国・金融機関等）が実施する支援策等の情報を共有するため、必要に応じて被災企業対策会議を開催する。

(3) 制度融資「危機対策資金」の取扱

［県］

セーフティネット保証４号の地域指定を受けた場合に、災害により売上高が減少している中小企業を支援する県制度融資「危機対策資金」の取扱を開始する。

第４項　公共施設等の復旧・復興計画

１　基本方針

公共施設等の復旧計画は、被災者の生活再建を支援し、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

このため、復旧計画の策定に当たっては、迅速な原状復旧を基本としつつ、被災状況等を勘案し、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくりについても検討する。

市が特定大規模災害を受け要請、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要と認めるときは、国及び県は市に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。

２　対　策

(1) 基本方向の決定

市及び県は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努めることとし、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興についても検討する。

(2) 迅速な復旧事業計画の作成

市及び県は、公共施設等の復旧に当たっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(3) さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成

市及び県は、被害想定を踏まえ、平常時から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備えることが重要である。

また、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、必要と判断した場合には、可及的速やかに、さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する。

指針やガイドライン、復興計画の作成に当たっては次の点に留意する。

①　関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に

変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

② 土地区画整理事業や都市再開発事業等の活用

計画の実施に当たっては、土地区画整理事業や都市再開発事業等を活用するとともに、道路の拡幅、オープンスペースの確保、耐震性貯水槽の設置、ライフラインの共同溝化、耐震化等を盛り込む。

③ 被災市街地復興特別措置法等の活用

建築物の相当数が滅失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域を定め、建築行為の制限や土地区画整理事業等の特例を活用するとともに、建築基準法による建築制限区域の設定や応急仮設物に対する適用除外区域の指定等を行い、復興計画のスムーズな実施に努める。

④ 学校とまちづくりの連携

市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第５項　激甚災害の指定に関する計画

１　基本方針

甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号、以下「激甚法」という。）に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続であることに鑑み、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。

２　対　策

激甚法による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなっており、市及び県は国の早期指定のためにも、各種施設ごとの正確かつ迅速な情報の収集を行う必要がある。

このため、市域内の被害状況の収集に努め、県が行う調査等について協力する。

(激甚災害指定のフロー)

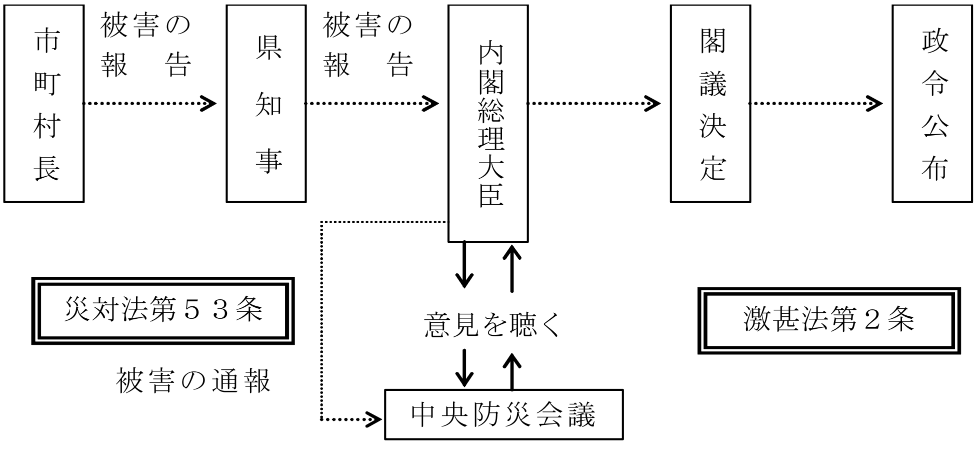

第２節　財政援助等

第１項　災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

１　基本方針

災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施には、国における財政援助が不可欠であるが、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであることから、関係機関は復旧事業費の決定及び決定を受けるための早期の査定実施が可能となるよう努める。

２　対　策

(1) 法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業については、個別の法律等により国が全部又は一部を負担し、又は補助することになっており、その対象となる事業は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。

①　法律

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）

イ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和２８年法律第２４７号）

ウ　公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）

エ　土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）

オ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

カ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律

キ　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）

ク　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下、「天災融資法」という。）（昭和３０年法律第１３６号）

ケ　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和４７年法律第１３２号）

②　要綱等

ア　公立諸学校建物其他災害復旧費補助

イ　都市災害復旧事業国庫補助

ウ　上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることとなっており、その対象は次のとおりとなっているので、被害の状況を速やかに調査し、国、県との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

①　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業

イ　公共土木施設災害関連事業

ウ　公立学校施設災害復旧事業

エ　公営住宅等災害復旧事業
オ　生活保護施設災害復旧事業
カ　児童福祉施設災害復旧事業
キ　老人福祉施設災害復旧事業
ク　身体障害者更生援護施設災害復旧事業
ケ　婦人保護施設災害復旧事業
コ　感染症指定医療機関災害復旧事業
サ　感染症予防事業
シ　堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
ス　湛水排除事業

②　農林水産業に関する特別の助成
ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
キ　共同利用小型漁船の建造費の補助
ク　森林災害復旧事業に対する補助

③　中小企業に対する特別の助成
ア　中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）による災害関係保証の特例
イ　小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和３０年法律第１１５号）による貸付金の償還期間の特例
ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

④　その他の財政援助措置
ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
ウ　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
エ　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による国の貸付けの特例
オ　水防資器材費の補助の特例
カ　罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
キ　公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
ク　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）による求職者給付の支給に関する特例

第２項　災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

1　基本方針

地震により被害を受けた個人、法人及び団体等の復旧を促進し、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧に関する各種の融資制度を整理するとともに、市、県、金融機関その他の関係機関において講ずべき措置を明確にする。

２　対　策

(1) 個人被災者への融資等

［市、県、社会福祉協議会］

地震により被害を受けた個人の生活の安定のため、市、県その他の関係機関は、次の生活支援策を実施する。

①　災害弔慰金の支給（市）

地震により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

②　災害障害見舞金の支給（市）

地震により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

③　被災者生活再建支援金の支給（市、県）

被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

④　県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給（県）

自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。

また、自然災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。

⑤　子ども災害見舞金の支給（県）

自然災害により、主に住家の用に供している建物が全壊、大規模半壊、半壊のいずれかの被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。

⑥　災害援護資金の貸付（市）

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸付ける。

⑦　生活福祉資金の貸付（県社会福祉協議会）

地震により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、生活福祉資金を貸付ける。

⑧　母子父子寡婦福祉資金の貸付（市、県）

地震により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童に対して、市及び県は、母子父子寡婦福祉資金を貸付ける。

⑨　公的負担の免除等

市及び県は、被災状況等を勘案し、必要に応じて税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとることとし、国に対しても同様の措置を行うよう要請する。

⑩　罹災証明書の交付

市は、上記の支援策を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に対して罹災証明書を交付する。

⑪　被災者への広報

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者への広報に努め、可能な限り総合的な相談窓口等を設置する。

(2) 被災中小企業への融資等

地震により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、岡山県中小企業支援資金や、政府系中小企業金融機関の融資により施設の復旧等に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう市及び県は、次の措置を実施する。

①　中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及

び政府系中小企業金融機関等に対し、融資の協力を要請する。

② 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。

③ 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。

④ 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置などについて国に要請する。

⑤ 市及び中小企業関係団体を通じて、特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。

⑥ 市や県の中小企業支援資金融資制度による融資を優先的に行う。

⑦ 市は、国や県と協力して、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

(3) 農林漁業関係者への融資等

地震により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に市及び県は、次の措置を実施する。

① 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。

② 株式会社日本政策金融公庫法（平成１９年法律第５７号）に基づく災害復旧資金の融資斡旋を実施する。

③ 農業災害補償法（昭和２２年法律第１８５号）に基づく農業共済団体等に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図るよう要請する。

(4) 住宅関連融資等

市及び県は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成１７年法律第８２号）の規定による次の資金の融通が適用される場合は、地震により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金の斡旋を行う。

① 災害復興住宅資金

② 地すべり等関連住宅資金

③ 宅地防災工事資金

④ 産業労働者住宅資金

⑤ マイホーム新築資金

⑥ リフォームローン

第３項 義援金の配分計画

１ 基本計画

災害時には各方面から義援金が寄託されるが、寄託された義援金は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要があるため、義援金の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

２ 対 策

(1) 義援金の募集

市、県は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金を募集する。

(2) 義援金の受付

市、県及び関係団体は、義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金を受け付ける。

(3) 義援金の配分

県、関係団体及び被災市町村等は、義援金配分委員会を組織し、義援金の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

第３節　復興本部の設置及び復興計画

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

また市は、迅速に復興が図れるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、大規模災害からの復興に関する法律第 10 条に基づく復興計画を策定することができる。

市の復興計画は、国及び県の復興基本方針に即して、県と共同で策定することができる。その際には、国や県、関係機関の計画やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整する。

市は、復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

1　復興計画の区域
2　復興計画の目標
3　人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
4　復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
5　復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
6　復興計画の期間
7　その他復興事業の実施に関し必要な事項

津山市地域防災計画（震災対策編）

平成　９年６月	津山市地域防災計画（震災対策編）の作成
平成１７年６月	合併に伴う修正を行う
平成２４年６月	一部修正
平成２５年７月	一部修正
平成２６年７月	一部修正
平成２７年５月	一部修正
平成２８年５月	一部修正
平成２９年５月	一部修正
平成３０年５月	一部修正
令和　元年５月	一部修正
令和　２年５月	一部修正
令和　３年５月	一部改正
令和　４年５月	一部改正
令和　５年５月	一部改正

発　行　令和　５年５月
編　集　津山市防災会議
津山市総務部危機管理室
〒708-8501　岡山県津山市山北５２０番地
電　話　０８６８－３２－２０４２
ＦＡＸ　０８６８－２２－１８９６